

平成 28 年

第 4 回美浜町議会定例会会議録

平成 28 年 12 月 6 日 開会

平成 28 年 12 月 20 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

平成28年第4回美浜町議会定例会会議録目次

12月6日（火曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
承認第10号から議案第56号まで14件一括提案説明	4
美浜町議会運営委員会委員の辞任について（採決）	8
散 会	9

12月8日（木曜日）第2号

議事日程	1 1
会議に付した事件	1 1
会議に出欠席した議員	1 1
説明のため出席した者の職、氏名	1 1
職務のため出席した者の職、氏名	1 1
開議の宣告	1 2
町政に対する一般質問	1 2
○1番 横田貴次君	1 2
1 美浜町の污水適正処理に対する取り組みの進捗状況について	
(1) 新たに補助対象とした、事業所の合併処理浄化槽設置補助金について、補助基数、補助金支出の推移は。	
(2) 公共下水道事業の見直しにより、国・県からの補助金など財政運営に影響は出ていないか。	
(3) 検討を進めるとした合併処理浄化槽の市町村設置型事業について、その進捗状況と今後の事業実現の見通しは。	
(4) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金と、現行の国庫補助制度、本町が検討している市町村設置型事業の3つの補助制度の相互関係は。	
2 地域活性化につながる浄化槽整備事業の発展性について	
(1) 農業集落家庭排水処理事業について、一般会計繰入金に依存しており、使用料の見直し、合併処理浄化槽への転換が必要ではないか。	
(2) 合併処理浄化槽による汚水処理施設を利用した、バイオガス発電・熱利用、液肥の製造に取り組むべきではないか。	

○ 3 番 大岩 靖君 2 2

1 美浜町における知多半島道路の民営化に対する町の対応について

- (1) 「愛知道路コンセッション」に美浜地域の事業展開を進めていただくために、町としてできること、提案していくこと等は。
- (2) 知多半島道路に設定された、平日の朝晩の通行料金割引制度が、南知多道路は除外されているが、町長はどのように考えるか。
- (3) 地域産業の物流コストは、知多半島道路の利用により大きく変わると思うが、町の考えは。
- (4) 美浜パーキングの有効な活用方法の提案は検討しているか。
- (5) 本町が他地域にPRできるものは何で、どのように観光振興も絡め発信していくか。

○ 2 番 荒井勝彦君 3 1

1 学校のプール全般について

- (1) プールの耐用年数は何年と想定しているか。
- (2) プールの維持管理費は、年間1施設あたりいくらか。
- (3) 一番古い河和中学校のプールを新たに建設する計画はあるか。
- (4) 日本福祉大学、武豊町が建設あるいは計画している温水プールの利用、または中学校単位で新たなプールを建設し共用する考えはないか。

2 消防団員応援制度の進捗状況について

- (1) 「あいち消防団応援の店」制度の、美浜町での進捗状況は。
- (2) 消防団員を確保するため、1市町村100万円を上限に助成される愛知県制度を利用する予定はあるか。

○ 8 番 鈴木美代子君 3 9

1 町民第2グラウンドの今後の計画は

2 介護サービス利用者の早朝におけるごみ出しについて

3 古布地区・大川の浚渫を

4 合併浄化槽に関するアンケートについて

- (1) アンケートの意図は。
- (2) 合併処理浄化槽への転換を何件想定しているか。また補助率・補助金額の計画は。
- (3) 設置者の負担について、分割払いを検討しているか。

○ 7 番 山本辰見君 4 9

1 美浜町中長期財政計画について

- (1) 10年から15年先を見通した中長期の財政計画をどのように準備しているか。
- (2) 公共施設の更新事業をどのように計画・準備しているか。
- (3) それぞれの事業に対する財政的裏付けは。また積立金が必要では。
- (4) 総合公園グラウンド拡張事業、知多奥田駅前東部開発計画がその他の事業に与える財政的影響は。
- (5) 町長が掲げる美浜の里構想、旧市街地再編計画、野間駅前開発計画などの今後の事業に対する財政見通しは。

○14番 江元梅彦君	58
------------------	----

1 美浜町の開発事業計画について

2 美浜町の観光事業について

- (1) 「ジョイフルファーム鵜の池」周辺への集客施設進出のためにも水道施設の整備が必要では。

- (2) 潮干狩り事業に対する町の支援策と今後の見通しについて。

散 会	66
-----------	----

12月9日（金曜日）第3号

議事日程	67
------------	----

会議に付した事件	67
----------------	----

会議に出欠席した議員	67
------------------	----

説明のため出席した者の職、氏名	67
-----------------------	----

職務のため出席した者の職、氏名	67
-----------------------	----

開議の宣告	68
-------------	----

町政に対する一般質問	68
------------------	----

○4番 横田全博君	68
-----------------	----

1 国民健康保険における医療費について

- (1) 医療費の今後の見込みと、削減への取り組みは。

- (2) 医療費を使わなかった町民へのインセンティブを考えているか。

2 健康づくりへの取り組みについて

- (1) 美浜町第2次健康づくり計画のポイントは。また「愛知健康マイレージ事業」への取り組み状況は。

- (2) 美浜町独自の「健康ポイント制度」に取り組む考えは。

- (3) 「健康体操」をより普及させるための取り組みをどう考えているか。

○9番 野田増男君	76
-----------------	----

1 名鉄知多奥田駅東部開発事業について

- (1) 駅前開発、山王川改修、町道奥田・河和線、いわゆる農免道路の付け替え工事、各事業の今後のスケジュールは。

- (2) 農免道路の付け替え工事を先行実施すべきでは。

- (3) 3事業の財源計画は。

2 知多南部広域環境センターについて

- (1) 知多南部広域環境センター事業開始後の、知多南部クリーンセンターの運用計画は。

- (2) 広域処理開始後の家庭系ごみ・事業系ごみ・粗大ごみの取り扱い及び収集方法は。

- (3) ごみステーションを設け資源ごみを収集することにより、ごみ処理量の減量化を早期にはかるべきでは。

3 消防用ホースのサイズ変更について

散 会	86
-----------	----

12月13日（火曜日）第4号

議事日程	8 7
会議に付した事件	8 7
会議に出欠席した議員	8 7
説明のため出席した者の職、氏名	8 7
職務のため出席した者の職、氏名	8 8
開議の宣告	8 8
承認第10号（質疑・討論・採決）	8 8
議案第44号（質疑・討論・採決）	8 9
議案第45号（質疑・討論・採決）	8 9
議案第46号（質疑・委員会付託）	9 0
議案第47号（質疑・委員会付託）	9 0
議案第48号（質疑・委員会付託）	9 1
議案第49号（質疑・委員会付託）	9 1
議案第50号（質疑・委員会付託）	9 2
議案第51号（質疑・委員会付託）	9 3
議案第52号（質疑・委員会付託）	9 5
議案第53号（質疑・委員会付託）	9 6
議案第54号（質疑・委員会付託）	9 6
議案第55号（質疑・委員会付託）	9 6
議案第56号（質疑・委員会付託）	9 7
散 会	9 7

12月20日（火曜日）第5号

議事日程	9 9
会議に付した事件	9 9
会議に出欠席した議員	9 9
説明のため出席した者の職、氏名	9 9
職務のため出席した者の職、氏名	1 0 0
開議の宣告	1 0 0
議案第46号から議案第52号まで7件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 1
議案第53号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 7
議案第54号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 8
議案第55号から議案第56号まで2件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 9
報告第7号（提案説明）	1 1 1
議会閉会中の継続調査事件について	1 1 2
閉 会	1 1 2

平成28年12月 6 日（火曜日）

第 4 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

平成28年12月6日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第10号 専決処分事項の報告承認について

議案第44号 知多南部衛生組合規約の変更について

議案第45号 知多地方教育事務協議会規約の変更について

議案第46号 美浜町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について

議案第47号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第48号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第49号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第50号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第51号 美浜町職員の降給に関する条例について

議案第52号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について

議案第53号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第54号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第3号）

議案第55号 平成28年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）

議案第56号 平成28年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3までの各事件

追加日程第1 美浜町議会運営委員会委員の辞任について

◎ 本日の出席議員（13名）

1番 横田 貴次 君

2番 荒井 勝彦 君

3番 大岩 靖 君

4番 横田 全博 君

5番 大崎 卓夫 君

6番 丸田 博雅 君

7番 山本 辰見 君

8番 鈴木 美代子 君

9番 野田 増男 君

10番 森川 元晴 君

12番 石田 秀夫 君

13番 杉浦 剛 君

14番 江元 梅彦 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町 長 神谷 信行 君

副 町 長 永田 哲弥 君

教 育 長	山 本 敬 君
総 務 部 長	本 多 孝 行 君
厚 生 部 長	坂 本 順 一 君
建 設 部 長	斎 藤 功 君
総 務 課 長	杉 本 康 寿 君
税 務 課 長	廣 澤 辰 雄 君
秘書広報課長	谷 川 徳 寿 君
福 祉 課 長	西 田 林 治 君
環境保全課長	岩 本 健 市 君
水道課工務係長	平 野 恵 司 君
生涯学習課長	河 村 伸 吉 君

会 計 管 理 者	大 井 徳 男 君
企 画 部 長	沼 田 治 義 君
経済環境部長	竹 内 康 雄 君
教 育 部 長	牧 守 君
防災安全課長	石 濱 克 彦 君
企画政策課長	磯 貝 尚 美 君
住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君
子育て支援課長	山 下 幸 子 君
建 設 課 長	鈴 木 学 君
学校教育課長	日 比 郁 夫 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 八 谷 充 則 君

議 会 係 長 山 下 美 幸 君

〔午前 9 時00分 開会〕

○議長（森川元晴君）

皆様、おはようございます。

平成28年第 4 回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、ありがとうございました。

ことしもカレンダーが残り 1 枚となりました。早いものです。先週の土曜日には県内54市町村対抗第11回愛知駅伝が開催されました。美浜町選手団は町村の部で昨年の 9 位から 2 つ順位を上げ 7 位と、失礼な言い方になるかもしれませんが、他の町村に比べ有力な選手がいない中、チームワークの力で 1 本のたすきを小学生から 40 歳以上と 9 区間、28.7 キロを各世代にたすきをつなぐ、その姿を見ていますと、ただスポーツを観戦しているだけではなく将来の、未来の美浜町を見たような気がいたします。選手の皆様や、またそれをサポートされました皆様、本当にお疲れさまでした。

それでは、始めさせていただきます。

お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

開会に先立ち、町長より招集の御挨拶を願います。

町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、皆さん、おはようございます。

本日は、平成28年第 4 回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席をいただき、まずもって御礼申し上げます。

先ほども議長さんのほうからお話ありましたが、愛知駅伝の関係、本当に皆様方には応援をいただきありがとうございました。昨年よりも 2 つも上がったということで、選手の皆様方、本当に頑張ってくださいました。ま

た、そういった選手の皆様方にお話しする機会がありましたら、どうか激励の言葉、またよく頑張ったということでお話のほうをお願いしたいと思います。

また、昨日の朝、冬の交通安全立哨ということで議員の皆様方にも各幹線のほうのところで街頭立哨していただきまして、まことにありがとうございました。そしてまた、昨日は交通安全とそれから防災の関係の合同出発式ということで開催をさせていただきましたところ、またそこで半田警察署長のほうのお話がありましたが、その中で美浜町の飲酒運転の検挙率が非常に高いということで、どうもまだまだ私どものほう、12月1日から飲酒運転の撲滅の条例のほうが施行されたわけでございますけれども、そうした中で非常に美浜町の検挙率が高い、第2位とかと言っておりましたので、そうした中でまだまだこういった心の油断、いろんな形でそういった飲酒運転をされる皆さん方がまだ多いということでございますので、また皆様方もぜひそういった飲酒運転はいかんということで啓発のほうをしっかりとさせていただきたいなというふうに思っております。これは町内で捕まる方よりもどちらかと言うと町外で、半田だとかあちらのほうへ行行って捕まられる方が多いようです。どうしてもそちらのほうへ車で行って、そちらで飲んで帰ってくるということで、そういった傾向が見られるようでございますので、飲むときにはとにかく公共交通機関そしてタクシーだと、またそういった形で皆さん方がしっかりと認識していただき、この飲酒運転撲滅に対しまして町一体となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

また、師走を迎えまして、ことしも早いもので残りわずかとなりました。朝晩の冷え込みも日ごとに増しまして、あす7日には暦の上で大雪ということになりますので、いよいよ本格的な冬將軍の到来を実感されるきょうこのごろであります。議員の皆様方におかれましても、多忙な師走の中、体調管理に十分御留意をいただくようお願いをしますところでございます。

さて、私ども執行部は、この時期、来年度予算の編成作業を進めておりますが、住みよいまち、暮らしやすいまちをつくることを第一の目標として取り組んでまいりたいと考えております。議員の皆様方におかれましても、町行政に対して御指導、御提言、そして御支援、御協力くださいますよう改めてお願いを申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第4回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より、平成28年8月分、9月分及び10月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表及び議員派遣報告書の写しをお手元に配付しましたから御確認願います。

なお、鈴木水道課長でございますが、病氣療養のため欠席させていただきます。代理として平野水道課工務係長が出席をしていますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森川元晴君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において 3 番 大岩靖君、9 番 野田増男君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（森川元晴君）

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間と決しました。

日程第 3 承認第10号 専決処分事項の報告承認についてから

議案第56号 平成28年度美浜町水道事業会計補正予算（第 1 号）まで14件一括提案説明

○議長（森川元晴君）

日程第 3、承認第10号、専決処分事項の報告承認についてから議案第56号、平成28年度美浜町水道事業会計補正予算（第 1 号）まで、以上14件を一括議題とします。

以上14件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

本日、御提案申し上げますのは、承認第10号、専決処分事項の報告承認についてを初めとして14件でございます。全案お認めくださいますようお願いを申し上げ、早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、承認第10号、専決処分事項の報告承認についてでございますが、法人町民税の確定申告書の提出により、納め過ぎていた予定納税額をお返しするため、去る10月 3 日付にて町税過誤納還付金357万6,000円を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第 3 項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第44号、知多南部衛生組合規約の変更についてでございますが、知多南部衛生組合において協同処理する業務である霊きゅう車業務を廃止することについて、地方自治法第286条第 1 項の規定に基づき、関係地方公共団体と協議するため必要であるので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、施行日は、平成29年 4 月 1 日とするものでございます。

次に、議案第45号、知多地方教育事務協議会規約の変更についてでございますが、小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条におい

て、教科用図書採択地区協議会での協議結果に基づき、市町村教育委員会において種目ごとに同一の教科用図書
を採択しなければならないと規定されております。しかし、現行の知多地方教育事務協議会規約におきましては、
協議会の担当事務として小学校及び中学校の教科用図書の採択に関する事務を行うこととしており、本来協議会
に採択権限がないにもかかわらず、このような規定にしておくことは、教科用図書無償措置法の規定に抵触する
こととなりますので、今回、規約の一部を変更するものでございます。規約の変更に当たりましては、地方自治
法第252条の2の2第1項から第3項までの規定を準用する第252条の6の規定に基づきまして、構成市町の議会
の議決を求めるものでございます。

なお、施行日は、平成29年4月1日とするものでございます。

次に、議案第46号、美浜町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてでございますが、行政手続にお
ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことに伴い、本条例の一部を改正
するものでございます。

内容は、用語の定義による条文の明確化及び条ずれの整備を行うものでございます。

なお、施行日は、番号法の附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日からでございます。ただし、第2条の規
定は、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第47号、美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます
が、地方公務員の育児休業に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関す
る法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、介護休暇を3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲で分割すること並びに連続する3年の
期間内において、1日の勤務時間のうち2時間を超えない範囲で介護時間として休暇を取得できるようにするも
のでございます。

なお、施行日は、平成29年1月1日とするものでございます。

次に、議案第48号、美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
についてでございますが、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正されたことを受けて、美浜
町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例が一部改正されることに伴い、本条例の一部を改正す
るものでございます。

内容は、期末手当の支給率を0.1月分引き上げ、年間3.25月に改正するものでございます。

なお、施行日は、公布の日とし、適用は、第1条については平成28年12月1日から、第2条については平成29
年4月1日から施行とするものでございます。

次に、議案第49号、美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につ
いてでございますが、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正す
るものでございます。

内容は、期末手当の支給率を0.1月分引き上げ、年間3.25月に改正するものでございます。

なお、施行日は、公布の日とし、適用は、第1条については平成28年12月1日から、第2条については平成29
年4月1日から施行とするものでございます。

次に、議案第50号、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、国家公務
員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、給料表を400円の引き上げを基本に、1,500円から400円の範囲での引き上げ、勤勉手当の支給率を0.1
月分引き上げ、年間1.7月に改正するとともに、扶養手当の支給額を平成29年4月から段階的に改正するもので

ございます。

なお、第1条の施行日は、公布の日とし、適用については、期末勤勉手当の支給に関する部分は平成28年12月1日、その他の部分は平成28年4月1日とするものであります。また、第2条の施行日は、平成29年4月1日とするものでございます。

次に、議案第51号、美浜町職員の降給に関する条例についてでございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、国家公務員に準じ、職員の降給の事由及び手続等の整備を行うため、本条例を制定するものでございます。

主な内容は、降給の種類、降給の事由等を定めるものでございます。

なお、施行日は、平成29年4月1日とするものでございます。

次に、議案第52号、美浜町税条例等の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、個人町民税及び法人町民税における延滞金の見直し及び個人町民税における医療費控除の特例の創設等でございます。

なお、施行日は、平成29年1月1日とするものでございます。ただし、医療費控除の特例は、平成30年1月1日から施行するものでございます。

次に、議案第53号、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、所得税法等の一部改正及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、町民税で分離課税される特例適用利子及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得額に含めるものでございます。

なお、施行日は、平成29年1月1日とするものでございます。

次に、議案第54号、平成28年度美浜町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ7,928万7,000円を増額し、補正後の予算総額を81億5,054万7,000円とするものでございます。

歳出予算の主な内容でございますが、まず、各款にわたり本年度の人事院勧告に基づく特別職を含む職員給与の改定及び人事異動等による人件費の増減を計上いたしました。

1 款議会費、1 項議会費では、欠員1名分の議員報酬減額及び議員期末手当の減をそれぞれ計上いたしました。

2 款総務費、1 項総務管理費では、一般管理費において、総務課、防災安全課及び企画政策課の時間外勤務手当に係る経費を、人事管理費では、最低賃金の増額改定による臨時職員賃金に係る経費を、諸費では、行政協力特別交付金として切山区有地処分に伴う交付金に要する経費をそれぞれ計上いたしました。

3 款民生費、1 項社会福祉費では、老人福祉費において、地方創生拠点整備交付金を活用したコミュニティー拠点整備事業に要する経費を、高齢者医療事業費では、前年度療養給付費負担金返還金の確定に伴う経費を、臨時福祉給付金支給事業費では、国の追加補正による経済対策臨時福祉給付事業に要する経費をそれぞれ計上いたしました。同款2 項児童福祉費では、保育所費において、延長保育業務等で臨時職員での対応から正規職員の対応に要する経費を、児童福祉施設費において、児童館の照明器機のLED化に伴う経費、また、放課後児童クラブ運営費において、前年度子ども・子育て支援交付金返還金の確定に伴う経費を、放課後児童クラブ整備費では、奥田児童クラブ増設整備工事に伴う設計業務委託料に要する経費及び河和児童クラブ増設整備工事完了に伴う減を、多世代交流施設整備事業では、地方創生拠点整備交付金を活用した整備事業に要する経費をそれぞれ計上い

たしました。

4款衛生費では、3項知多南部衛生組合分担金において、前年度繰越金の確定による分担金の減を計上いたしました。

6款農林水産業費、1項農業費では、農地費において、農業集落家庭排水処理施設特別会計の補正に伴う繰出金の増を計上いたしました。

9款消防費、1項消防費では、災害対策費において、同報無線システム屋外拡声子局の修繕に係る経費を計上いたしました。

10款教育費、1項教育総務費では、事務局費において、時間外勤務手当に係る経費を、同款2項小学校費では、河和南部小学校特別支援学級に要する経費及び木の香る学校推進事業確定による減を、同款3項中学校費でも、木の香る学校推進事業確定による減を、同款4項社会教育費では、地方創生拠点整備交付金を活用した公民館改修工事及び水野屋敷記念館改修整備事業に要する経費を、また、図書館の雨水散水ポンプ修繕に要する経費をそれぞれ計上いたしました。同款5項保健体育費では、地方創生拠点整備交付金を活用した総合公園体育館床金具改修に係る経費を計上いたしました。

次に、歳入予算の内容についてでございますが、14款国庫支出金、2項国庫補助金においては、総務費国庫補助金として、まち・ひと・しごと創生交付金として、地方創生拠点整備交付金及び経済対策臨時福祉給付金の増をそれぞれ計上いたしました。

15款県支出金、4項県交付金においては、木の香る学校づくり事業の増を計上いたしました。

16款2項財産売却収入においては、河川改修事業に伴う切山区有地売却収入の増を計上いたしました。

17款寄附金においては、民生費寄附金として、児童福祉費寄附金の増を計上いたしました。

また、本補正による剰余金により、18款財政調整基金繰入金の減を計上いたしました。

21款町債、1項町債においては、地方創生拠点整備に伴う公民館改修事業債、総合公園体育館改修事業債、水野屋敷記念館整備事業債、野間保育所改修事業債及び古布老人憩いの家改修事業債の増を計上いたしました。

次に、議案第55号、平成28年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ187万9,000円を増額し、補正後の予算総額を3,180万6,000円とするものでございます。

歳出予算の内容でございますが、本年度の人事院勧告に基づく職員給与の改定による人件費の増及び破損が確認された中継ポンプ1台の取りかえに要する経費を計上いたしました。

次に、歳入予算の内容についてでございますが、一般会計繰入金及び水道会計負担金の増をそれぞれ計上いたしました。

次に、議案第56号、平成28年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、収益的支出につきましては、128万1,000円を減額するものでございます。

資本的支出につきましては、16万円を減額するものでございます。

内容でございますが、主に人事異動に伴う人件費の所要額の減を計上いたしました。

これにより、補正後の収益的支出は5億552万8,000円となり、資本的支出は2億1,239万円となるものでございます。

以上、提出案件14件について慎重に御審議いただき、全案お認めくださるよう重ねてお願いを申し上げ、提案理由の説明を終了いたします。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで休憩いたします。再開時間については、9時50分ということでよろしくお願いいたします。

〔午前9時30分 休憩〕

〔午前9時50分 再開〕

○議長（森川元晴君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議長宛てに創世会の会派解散届及び野田増男君のチャレンジ美浜への会派変更届が提出され、あわせて丸田博雅君より、美浜町議会運営委員会委員の辞任の届け出が提出されました。

なお、丸田博雅君の辞任の理由は、野田増男君の加入に伴い、チャレンジMIHAMAから選任される委員の数が4名となり、美浜町議会運営委員会内規第4条に規定する人数を超えることによるものであります。

ここでお諮りいたします。丸田博雅君から提出されました美浜町議会運営委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、美浜町議会運営委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決しました。

追加日程第1 美浜町議会運営委員会委員の辞任について

○議長（森川元晴君）

追加日程第1、美浜町議会運営委員会委員の辞任の件を議題といたします。

ここで、当事者が議場にみえますので、地方自治法第117条の規定により、丸田博雅君の退場を求めます。

丸田博雅君は退場してください。

〔6番 丸田博雅君 退場〕

○議長（森川元晴君）

お諮りします。丸田博雅君から提出されました美浜町議会運営委員会委員の辞任について、許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、丸田博雅君の美浜町議会運営委員会委員の辞任を許可することに決しました。

ここで、丸田博雅君の入場を求めます。

〔6番 丸田博雅君 入場〕

○議長（森川元晴君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、あす12月7日は休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、あす12月7日は休会することに決しました。

来る12月8日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

〔午前9時52分 散会〕

平成28年12月 8 日（木曜日）

第 4 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

平成28年12月8日（木曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1番	横田貴次君	2番	荒井勝彦君
3番	大岩靖君	4番	横田全博君
5番	大崎卓夫君	6番	丸田博雅君
7番	山本辰見君	8番	鈴木美代子君
9番	野田増男君	10番	森川元晴君
12番	石田秀夫君	13番	杉浦剛君
14番	江元梅彦君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町長	神谷信行君	副町長	永田哲弥君
教育長	山本敬君	会計管理者	大井徳男君
総務部長	本多孝行君	企画部長	沼田治義君
厚生部長	坂本順一君	経済環境部長	竹内康雄君
建設部長	斎藤功君	教育部長	牧守君
総務課長	杉本康寿君	防災安全課長	石濱克彦君
税務課長	廣澤辰雄君	企画政策課長	磯貝尚美君
秘書広報課長	谷川徳寿君	住民課長	茶谷佳宏君
福祉課長	西田林治君	子育て支援課長	山下幸子君
健康推進課長	齋藤孝茂君	産業振興課長	天木孝利君
環境保全課長	岩本健市君	建設課長	鈴木学君
都市整備課長	石川喜次君	水道課工務係長	平野恵司君
学校教育課長	日比郁夫君	生涯学習課長	河村伸吉君
学校給食センター所長	夏目明房君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	八谷充則君	議会係長	山下美幸君
--------	-------	------	-------

〔午前9時00分 開議〕

○議長（森川元晴君）

皆様、おはようございます。

師走に入り、まだこの地域は割に、比較的に穏やかな日が続いておりますが、朝夕は本当に温度が下がっております。体調管理のほうには十分気をつけていただきたいと思います。

我が家、今、胃腸風邪がはやっております、そろそろ自分にもうつってくるのではないかなというふうに思っていますので、十分気をつけております。

また、本日傍聴されます皆様、早朝よりお出かけいただきまして、ありがとうございます。どうか忌憚のない御意見、御感想をお寄せいただきまして、皆様とともに行政を考えていきたいと思っておりますので、時間の許す限りおつき合いのほどよろしくお願いいたします。

お手持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

なお、鈴木水道課長でございますが、病氣療養のため欠席させていただき、代理として平野水道課工務係長が出席をしていますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（森川元晴君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には8名の諸君より質問の通告をいただいております。本日はそのうち6名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおいては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いします。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

1番 横田貴次君の質問を許可します。横田貴次君は質問をしてください。

〔1番 横田貴次君 登席〕

○1番（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。1番 横田貴次でございます。

6月の定例会から質問順位が、通告の受付順だったのが、受付開始と同時に申し込みが殺到するということが、くじになりました。早起きは大変得意な私なんですけれども、極めてくじ運が悪いということから、恐らく質問順位1番でこの場に立つことはかなわないだろうというふうに思っていました。

本定例会受け付けのときには、4人の受け付けがございまして、予備抽せん和本抽せんということで、案の定、私予備抽せんが4番ということでありました。もう諦めていたわけですが、先行3名の皆さんが2番、3番、4番とくじを引いていただいて、私くじを引かずに、残りくじ1番を引かせていただきました。

残りものには福があるということを申し伝えたいわけではなくて、諦めないでチャレンジし続ければ何事にもチャンスは訪れるものだということを改めて感じました。気持ちも新たにこの一般質問に挑みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出した通告書に基づき、本日は、美浜町の污水適正処理に対する取り組みの進捗状況についてと、地域活性化につながる浄化槽整備事業の発展性についての2項目、合わせて6つの質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1項目めの質問です。

美浜町の污水適正処理に対する取り組みの進捗状況について質問いたします。

平成27年12月の定例会にて本町の污水適正処理に対する取り組みについて質問をしました。執行部として、本町は公共下水道事業を見直し浄化槽設置事業に転換し、污水处理を推進すると見解を示しました。また、普及率を向上させるため、事業所へも補助の対象を拡大すると同時に、町民の負担軽減に向け市町村設置型事業の調査研究を進め、検討を始めると見解を示しました。

以降、1年が経過し現在の進捗状況について以下4つの質問をさせていただきます。

1つ目の質問です。普及率を向上させるため、従来の補助の対象となる住宅及び住宅併用店舗に加え事業所も対象にしましたが、設置の実績と補助金としての支出額はどのように推移していますでしょうか。

質問の2つ目、公共下水道事業を見直すに当たり、国や県に対し本町の実情を十分説明し、本町の財政運営に影響が生じないよう努力すると見解を示しました。現在、国や県と良好な関係を維持し、本町の補助金など財政運営に影響は出ていないかを確認したいと思います。

3つ目の質問です。平成27年12月定例会では、浄化槽に関する町民向けアンケートを実施し、市町村設置型事業について調査研究を踏まえ検討を進めるという見解が示されています。以降1年が経過し、本事業の進捗状況と今後の事業実現の見通しについてお聞かせいただきたいと思います。

4つ目の質問です。地方再生法の規定に基づく交付金のうち、地方創生污水处理施設整備推進交付金要綱というものが平成28年4月20日付にて通知されました。この交付金と、現行の国庫補助制度と、また、本町が検討している市町村設置型事業の補助制度の3つの補助制度相互の関係はどのようなになっているかをお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、2項目めの地域活性化につながる浄化槽の整備事業の発展性について質問いたします。

全国の自治体では、従来の下水道等の事業を見直し、浄化槽への転換を図り、早期概成、運営経費の削減を目指している事例が多くあります。今後、本町として推進する浄化槽設置事業が污水处理人口普及率を向上させると同時に運営経費の削減に、また、さらには地域の活性化につながる事業として進化させるため、多くの成功事例に学び本町の事業運営に反映させることが大切だと考えています。

本事業の今後の可能性について、以下2つを質問させていただきます。

1つ目の質問です。平成8年度より本町小野浦地区にて使用を開始した農業集落家庭排水処理事業の特別会計の運営状況を表示パネル1に示しました。こちらです。パネルで示しますように、収入である使用料、諸収入に対し、支出である維持管理費及び人件費、徴収経費といった一般管理費の収支は平成8年度の利用開始から赤字運営が続いており、平成27年度では約700万円の赤字運営となっております。

また、平成4年度に始まった本事業の特別会計の積算値を表示パネル2に示します。施設整備では2億5,110万円、施設維持管理費では約9,849万円、一般管理費においても1億8,418万円の大半が一般会計より繰り入れとして補填し運営されています。平成27年度末の償還金残高は9,994万円あり、今後約20年間にわたり起債償還をしていかねばなりません。運営コストや今後の維持補修、施設整備に係る経費を鑑みたとき、当面は使用料の見直し、抜本的には本事業を見直し合併処理浄化槽へ転換することにより、一般会計からの繰り入れ負担を軽減することが必要だと考えています。町当局の見解をお聞かせください。

2つ目、最後の質問となります。

宮城県南三陸町では、東日本大震災後、公共下水道事業を廃止し合併処理浄化槽による排水処理施設の早期復旧を進めています。

パネルに示したようなサイクル事業なんですけれども、これに加えて資源循環の自立分散型システムの構築に向け、し尿、浄化槽汚泥などに加え、これまで廃棄物として処理されてきた家庭から発生する生ごみや、食品事業者から発生する有機系廃棄物を活用したバイオガス発電、また熱利用と副産物の液肥利用を推進しています。

バイオガス発電・熱利用という視点において、本町の農産業に有効利用できると同時に、新たな商品ブランドにつながるものと期待できるのではないかと考えています。本町が今後推進する浄化槽設置事業を地域活性化につなげるための事業へと進化させ、本町の地域産業の発展へと結びつけるような事業として取り組みはできないでしょうか。町当局としての見解をお聞かせいただきたいと思います。

以上、2つの項目に分けて6つの質問をさせていただきました。壇上からの質問を閉じさせていただきたいと思います。町当局の前向きな御答弁を期待しております。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、皆さん、おはようございます。

きょうは、私、ちょっとトイレのほうに朝寄っておりましたら、非常に、受付の総合案内のところで、皆様方におはようございますと大きな声で受付のほうの女性の声が庁舎全域に響き渡っておりました。その声を聞いておりまして、非常に館内のこういった雰囲気はやわらかくなって、そして、また、お越しいたいでいる住民の皆様方も非常にそこでお立ち寄りしていただき、いろんな御質問をしていただいているという、非常に接しやすくなったのかなと、また役場のほうにもお越しいただくの、非常に、今までは全く敷居が高くて行けないとか、そういったこともありました。そういった声もお聞きしましたけれども、そういった住民の皆様方も非常に立ち寄りやすくなったのかなというふうに思っております。

また、きょうは、多分議員の皆様方も通用口のほうからお越しいたいでおるかと思いますが、正面玄関のほうからもお越しいたいたときには、そういったお声を聞いていただき、1日のこういった仕事に対しましても非常に前向きな気持ちになれるということで、喜んでおったわけでございますけれども、今回は、皆様方から非常に町政の運営に対しまして、今後におきましても非常に参考になる御意見、またはこういった御質問をたくさんいただいております。執行部におきましても、誠意を持って、また、住民の皆様方にもわかりやすく答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、横田貴次議員の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、美浜町の汚水適正処理に対する取り組みの進捗状況についての御質問の1点目、新たに補助対象とした事業所の合併処理浄化槽設置補助金について、補助基数、補助金支出の推移はについてでございますが、議員

御承知のように今年度より個人住宅及び店舗併用住宅以外の商店や事業所、集合住宅につきましても、補助対象といたしました。

御質問の補助基数及び補助金額の過去３カ年の推移を申し上げますと、平成25年度では、補助基数70基、補助金額計2,626万6,000円、平成26年度では、補助基数84基、補助金額計3,150万4,000円、平成27年度では、補助基数58基、補助金額計2,284万4,000円となっております。新たに補助対象を拡大した本年度につきましては、11月30日現在で、補助基数69基、補助金額計3,075万1,000円で、うち事業所２基、店舗５基、共同住宅２基の計９基、補助金額は833万3,000円でございます。

次に、御質問の２点目、公共下水道事業の見直しにより、国・県からの補助金など財政運営に影響は出ていないかについてでございますが、議員も御承知のとおり公共下水道の中止に当たっては、国・県に対し、本町のまちづくりの運営などを勘案した財政状況を十分に説明し、御理解をいただいております。また、合併処理浄化槽整備の検討においては、国から職員の派遣など、多大なる支援、協力をいただいております。良好な関係を続けております。これを踏まえ、議員が心配されている補助金等への悪影響は、全くないものと考えております。

次に、御質問の３点目、検討を進めるとした合併処理浄化槽の市町村設置型事業について、その進捗状況と今後の事業実現の見通しはについてでございますが、先月11月８日付で、くみ取り式トイレ及び単独浄化槽の世帯に対し、合併処理浄化槽への移行についてのアンケートを郵送いたしました。現在、アンケートの未提出者に対し再依頼すべく準備しており、それらを含め、アンケートの回答について取りまとめを行いたいと考えております。また、本年10月14日には、環境省より浄化槽推進室長及び係長に来庁いただき、浄化槽整備事業全般にわたる勉強会を開催し、あわせて施工する立場の方との意見交換会も行ったところでございます。

さて、横田議員より昨年12月定例会において御質問をいただき、「公共下水道事業にかわる手法として市町村設置型の合併処理浄化槽整備事業を含めて検討してまいります」と答弁をいたしました。市町村設置型事業につきましては、来年度、市町村設置型浄化槽整備事業可能性調査業務の委託を予算要求する予定でありますが、その中で、市町村設置型を含め、財政計画等も考慮しながら、最善の方策を選択すべく調査研究をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の４点目、地方創生汚水処理施設整備推進交付金と、現行の国庫補助制度、本町が検討している市町村設置型事業の３つの補助制度の相互関係はについてでございますが、この交付金に該当するのは、公共下水道整備、集落排水整備、浄化槽整備といった汚水処理に関する整備事業のうち２つ以上を同時に行う場合にのみ利用できると規定されております。この中で公共下水道整備は休止と決定し、集落排水整備は現時点で事業予定がないことから、本町でこの制度を利用することはできませんので、御理解をいただきたいと思います。

次に、地域活性化につながる浄化槽整備事業の発展性についての御質問の１点目、農業集落家庭排水処理事業について、一般会計繰入金に依存しており、使用料の見直し、合併処理浄化槽への転換が必要ではないかについてでございますが、議員御承知のとおり、小野浦地区の農業集落家庭排水処理事業は、平成３年４月に事業採択を得て、平成３年から平成７年に処理場及び管路を建設し、平成８年から供用開始しております。

まず、使用料の見直しについて申し上げますと、近年人口減少等により使用料収入が減少するなど、一般会計繰入金が増加傾向となっております。そのため、使用料収入の減少分などを補う必要があると考えられますので、類似した市町村の使用料や合併処理浄化槽の維持管理費等を参考にしながら、適正な使用料に見直しを図る必要があるものと考えております。

次に、合併処理浄化槽への転換について申し上げますと、そもそもこの農業集落家庭排水処理事業には国と県

からの補助金により供用を開始しております。また、供用開始後においても、平成16年度及び平成26年から27年度にかけて、国と県からの補助を受け、機械設備及び電気設備等の更新を行い、処理機能の安定化を図り、家庭排水の処理水の水質保全に努めているところでございます。

このような補助金を受けた農業集落家庭排水処理事業をその他の汚水処理方式に転換しますと、法律の規定で補助金の返還が想定されますので、転換の時期の判断は難しいものと思っております。

しかしながら、議員御指摘のとおり一般会計の繰入金に依存して運営しておりますので、今後は、適正な使用料金の設定及び将来的に合併処理浄化槽への切りかえが可能かどうかについて、現在も検討しているところでございますが、来年度からより専門的な観点からの調査研究を行ってまいります。

次に、御質問の2点目、合併処理浄化槽による汚水処理施設を利用した、バイオガス発電・熱利用、液肥の利用に取り組むべきではないかについてでございますが、貴重な御提案、まことにありがとうございます。

今後、合併処理浄化槽整備事業の推進を図る中で、御提案のバイオガス発電等につきましても、地域の活性化、本町のごみ減量化及び資源化、そして町内の環境美化推進に貢献できるかなど、事業主体、費用対効果を含めた中で調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

壇上からの私の御答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問ありますか。

○1番（横田貴次君）

御答弁ありがとうございました。

順次再質問させていただきたいと思います。

1項目め1番目に質問させていただきました、補助対象を広げた本年度の設置状況についてお伺いをいたしました。

どうなのでしょう。本年度の11月末現在であります、設置の数の状況を鑑みたときに、町長の答弁の中で過去3年の数字も教えていただきながら御答弁いただいたわけですが、どうなのでしょう。適正処理率は、例年になく上がりそうな雰囲気なのでしょうか。

○環境保全課長（岩本健市君）

それでは、議員のほうからの御質問にお答えします。

今年度につきましても、昨年と同様に浄化槽の設置工事のほうも順調に進んでおりまして、汚水処理率のほうも向上していくと考えておりますので、よろしくお願いします。

○1番（横田貴次君）

ありがとうございます。

3月末現在の数値を、じゃ楽しみにさせていただきまして、例年設置基数に対して補助金の額が大きいのは、やはり事業所、店舗、共同住宅への補助が加わったものかなというふうに理解しておりますが、どうなのでしょう。最高額で大体どれぐらい事業所向けの補助で、今までで多かったという、どれほどの補助額になるのか教えていただけますか。

○環境保全課長（岩本健市君）

ことしの実績で申し上げますと、240人槽が今年度設置されております。その中で、補助金が232万6,000円、個人の方の負担が717万8,000円という形で、人槽が大きくなれば大きくなるほど負担が大きくなるというような

ことになりますので、よろしくお願いいたします。

○1番（横田貴次君）

改めて今まで事業者の方がどれほどの負担を強いられたかということが、びっくりした数字だなというのが本当のところでございます。

予算承認のときに畜産クラスター事業、本庁で取り入れていくということで、私も予算に賛成した一人でございますけれども、この畜産クラスター事業、常滑の市議の方も経営に加わっているということで、聞いたところによると、非常に浄化槽関係の設備が高額だったというふうに聞いて、びっくりしておりました。

こういった畜産クラスターは、国からの補助金、県からの補助金もあって、美浜町から一旦受けて事業者にいくというようなことになると思うんですけども、こういった事業形態の場合の浄化槽に対する本町からの補助というのは、どういう状態になるのか教えていただけますか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

横田議員の御質問にお答えをいたします。

今回の畜産クラスター事業につきましては、事業費の2分の1が国から来ております。いわゆるT P P 関連の事業ということで御理解を頂戴したいと思いますけれども、この残りの2分の1につきましては、事業者の方が借り入れるとか、そういったことで調達をされております。

今回、町からは、全く補助等を出しておりません。そういう一つのモデルケースとなりましたものですから、今後におきまして、このようなことがまた、類似のものが計画された場合にも、現時点では町からまた独自の補助を出すという計画はございません。

○1番（横田貴次君）

そのときに聞いた金額が大変莫大なものだったものですから、大丈夫かなと心配しておったんですけども、安心いたしました。

1項目1点目、最後に質問します。

一般住宅向けの設置数なんですけれども、この11月までの数で結構なんですけど、新築住宅への設置とくみ取り式だとか単独浄化槽からの合併処理浄化槽への転換なのかという、その内訳の数はわかりですか。

○環境保全課長（岩本健市君）

御質問の件につきましては、新築が50基、くみ取り式トイレからの移行が6基、単独浄化槽からの移行が3基の計60基でございます。

以上です。

○1番（横田貴次君）

わかりました。

やはり新築の家というのは、法律的にも合併浄化槽を設置せねばならないということと、私はまだ家を建てた経験がないんですけども、予想すると、新築の家の建設費用の中にこれも含まれて、恐らく住宅ローンなどを組まれるということで、さほど負担感はないのかなと、負担なんでしょうけれども、くみ取り式単独浄化槽からの移行に比べると、そんなに目の前に何十万円というお金を用意しなければならないということもないのかなと思いつつ、10基の単独くみ取りからのやはり移行を考えると、まだまだ少ないのかなと思わざるを得ません。

と申しますのも、多額となる工事費を準備するのは、やはり大変なことだろうと思いますし、現行間に合っている設備をわざわざかえるという意味でも、やはりいまいち移行に関しての町民の皆さんの意識というの薄いのかなと感じております。

実際、例えば町のほうから、単独から合併にかわるときの工事費なんかを分割して支払ってもらってもいいよとかいう、そういうような制度の考案だとか、もうちょっと資金的に、もちろん負担率が下がるのもしかりでございますけれども、その上で、やはり工事費のほうを分割して払うだとか、そういった得策なんかを設けることは可能じゃないですか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

今、横田議員からある意味御提案ということだと思いますけれども、先ほど町長が壇上で御答弁申し上げたように、来年度は、導入可能性調査というものを予定させていただきたいというふうに思っております。その中で、さまざまな案件について、課題について調査研究をしてみたいと思っております。

今、御指摘のそういった分割ですとか、そういったことについても、やはり平成13年から新築住宅については、もう合併浄化槽にしなくては行けないと、こういうことで法律的に義務づけられたところでございますので、私どもの課題としては、単独浄化槽とか、くみ取りの世帯の方々に、いかに合併浄化槽へ移行していただくかというのが最大の課題だというふうに承知しております。

そういう中で、それをより率を上げて、たくさんの方に移行していただくためには、今御指摘のような施策、あるいはよその県でいきますと、山形県の酒田市においては、無利子の5年ローンというような貸付制度なんかもあるというふうに伺っております。

そういったことも含めて、私どもとしても来年度いろんな調査、検討の中でそれも含めて進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○1番（横田貴次君）

ありがとうございます。ぜひ前向きにお願いしたいなと思います。

もう一点なんですけれども、新築というものをどういうふうに捉えているかということなんですけれども、特に美浜町の中は多いんじゃないかなと思うんですが、おじいさん、おばあさん世帯が住んでみえる母屋とは別に新婚世帯がちょっと同じ敷地内に新しい家を建てるというところで、改めて建てたところには合併処理が入っていますけれども、おじいさん、おばあさんのほうは単独でそのままトイレを使うよというようなケースもよくある。現実私の近所でもあるんですけれども、そういったときに、適正污水处理人口比率を換算するときに、1世帯今まで5人で住んでいて単独でやっているんだけど、新築で建てた2人が新築の家に移動して合併処理浄化槽でカウントされるということで、今回、私、この間、後で伺うんですが、アンケート調査で結構その辺を細かく聞いてみえたのもそうかなと思うんですが、正しい数字を引き出そうと思うと、すごく細かい世帯状況の調査をしないと、この適正污水处理率というのは出ないのかなというふうに思いますので、今回、アンケートを見て思ったんですが、いつかは正式な数、数字というのを出す必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺は町当局としてはどのような感触を得ていますか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

横田議員御指摘のとおりでございまして、今回、私どもが実施いたしましたアンケート調査につきましても、2つ大きな目的がございまして。

まず、1つは、各御家庭の浄化槽といえましょうか、污水处理の実態を把握したいということでございます。昨年の12月議会でも答弁をしたと思いますけれども、大まかには、大体これぐらいの御家庭には合併浄化槽なんだろう、これぐらいは単独あるいはくみ取りであろうということはおわかってはおるわけですが、正確なところがなかなかつかみ切れていないというのが実態でございます。

今、議員が御指摘のように、1つの敷地の中に、いわゆるおじいちゃん、おばあちゃんが住んでいる母屋があ

って、次には若い御夫婦とお子さんたちが住んでいる離れのようなところがあって、そちらは合併になっている、母屋のほうはまだ単独だというようなことで、1つの世帯でも2つといいましょうか、そういうふうなのが併存をしているということも十分あるわけございまして、そういう実態をまずは把握をしたい。そうしませんと、議員が御指摘になったように汚水処理率の、いわゆる分母に当たる部分といいましょうか、その基礎になる数値が把握できませんものですから、そんなことも今回のアンケートでの大きな目的の一つでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○1番（横田貴次君）

ありがとうございました。

そうですね。私の家も今10人槽が入っているんですけども、何年か前は3人で暮らしていたり、ようやく今家族8人ということで、10人槽に近づいてはいるんですけども、何とかそういった細かく調査することで、少しでも適正汚水処理率というのが上がることをちょっと期待しておるわけでございますが、反対に出たときは、ちょっとショックだなと思いますけれども、細かい調査を御期待したいというふうに思います。

1項目め1番目の質問については、以上で閉じさせていただきまして、2つ目の公共下水道事業を中止して、国・県との関係は良好かということで、町長からの答弁を聞いて、若干安心をいたしました。

本町も今から大変大きな事業、駅前開発だとか、いろいろ国・県からの補助をいただかないと成り立っていかないというのは周知のとおりでございますので、引き続き良好な関係を維持していただきたいなというふうに思います。

3つ目に質問いたしました浄化槽事業及び市町村設置型事業進捗状況についてでございますが、先ほども伺いましたアンケート調査について、ちょっとどのような目的で、何を引き出すためにこのアンケートを行ったのかということを聞こうと思っておりましたが、先ほどの答弁の中にお答えをいただきましたので、こちらのほうは質問を控えさせていただきたいと思います。

1点、先ほど調査業務の委託について来年度ということでございますが、これよく我々も予算書を拝見しますと、委託費用というものがよく計上されてくると思うんですが、実際にこれ予算をつける予定で今業務委託を予定しているというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

このことに関しましては、現在来年度予算を編成中でございます。まだ予算案も固まっておりませんものから、予算がつくのかつかないのかということは、まことにお答えしづらいところございまして、これは控えさせていただきますが、先ほども町長も壇上でお答えをいたしましたように、そういうものを予定していきたいということでございまして、予算がまとまりましたら、また来年の3月議会に上程し、御審議をいただくと、そういうことになろうかと思います。よろしく願いいたします。

○1番（横田貴次君）

ありがとうございました。

予算をつけていただかないと、この事業は全然前に進まないと思いますので、少なからずともしっかり予算をつけていただきまして、調査に入っていただきたいなと思います。

4番の地方創生交付金につきましては理解いたしました。

1点だけ聞きたいんですけども、後で聞きます農業集落家庭排水処理事業についてなんですが、例えば今から発生する施設整備だとか、そういった追加の事業には使えないという理解でよろしいでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

今の横田議員の御指摘でございますが、現段階では使えないというふうに判断しております。

○1番（横田貴次君）

ありがとうございました。

それを伺いまして、2項目めの質問に入りたいと思います。

農業集落家庭排水処理事業についてでございます。こちらの事業は、もう20年にもなるんですけれども、私、議員になりたてのころからずっと質問してみたいなといったところでございました。

利用開始から赤字運営ということで、なぜこの事業をやったんだというような、20年も前のことなので、言うつもりは全くございません。確かにそのころからしてみると、美浜町も人口ピークを迎えるということで行った事業だと思うんですけれども、今この時点で我々何をせねばならないかということをしっかり考えていかないといけないと思います。

また、小野浦地区の利用者さんのことも最大限考える中で、やはりこの事業の責任というのは、町当局、またこの議会でも責任を負って、なるべく一般会計からの繰り入れを減らしていく努力はしていかなければならないというふうに思っておりますので、御答弁の中で非常に合併処理浄化槽事業に対して転換が難しいというふうで伺いました。

例えば、多分、平成26年、27年度には何千万円もかけて新しく施設整備もされている、その補助金なんですけれども、今この事業をやめたとして、発生する、国にお返しする補助金を払ってでもこの事業をやめたほうが得ではないのかなというふうに私は思っております。

と申しますのは、先ほど積算の表に示したとおり、20年施設整備、また維持費に物すごいお金を費やしているわけなんですよね。ですので、ここで何千万円と払おうが、今後20年の間で何十億円というところまでオーバーですけれども、10億円近いお金を、またこの施設整備や維持管理費に投入していくことを思えば、すっぱり今やめたほうがいいのではないかなと、私、率直に思うわけでございますが、今後30年間起債を払っていくわけでございますけれども、そういった施設の更新ですとか、修繕の計画、恐らくこんなことが発生してくるであろうということは、町当局のほうである程度想定はされているのでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

農業集落排水の今後の修繕の計画、費用の設定等だと思います。

機能強化工事としては、平成16年に約3,500万円、平成26年度に約3,400万円、昨年度約2,100万円の合計約9,000万円の事業を実施してまいりました。

処理場につきましては、約3分の2の機械、電気設備の更新、修繕が終了しております。ただ、今後10年ぐらいい残りの3分の1の部分でございます。この辺の更新、修繕が必要になってくると考えております。

これに関する費用でございますが、今、本当の概算でございますけれども、約3,000万円ぐらいかかるのではないかなというふうに考えております。

この事業につきましても国・県の補助金、今現在ですと約64%、3分の2という大変高い補助率で補助をいただいております。そういった補助を利用しながら進んでいく予定をしております。

また、来年度、これも来年度予算の今策定中でございますが、集排事業に関しまして、今後の見通し、どのようにしていくんだと、例えば合併処理浄化槽に移行するのか、その辺も踏まえて、今までも検討してまいりましたが、さらに専門的に、詳細に検討したいということで、先ほど経済環境部長の答弁と同じですけれども、今予算のほうに計上する予定をしておりますので、またよろしく御審議のほうをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○ 1 番（横田貴次君）

私も必要に応じて使用料の見直しということを議場の中で、御質問で言ったわけでございますけれども、基本的に使用料の引き上げだけでは黒字に転ずることはできないということでしょうから、これは、やはり町民の負担を、小野浦地区の皆さんの負担を上げるだけではなくて、本町としても、例えば10年後にもこういう形で転換していくのだというような明確な目標を示した中で、やはり使用料のお願いもしていかなばならないというふうに思いますので、その辺のシミュレーションをして、やはり明確な目標を持って使用料の改定にも着手していただきたいなというふうに思っております。

美浜町の財政を語るときに、神谷町長は税収が厳しいという言葉をよく口にされます。いろいろな道路の補修ですとか、通学路の整備だとか、やはり限りある財布の中で順番に皆さんをやっていくという言葉もよく聞きます。

私の布土区も小学校の通学路のグリーンベルトをお願いしておるんですけれども、やはり区民の皆さんには順番だよということなんですが、やはりおまえたちは子供が1人死ななきゃわからないのかというようなお言葉もいただきます。やはり我々も限られた税収の中で頑張っってやっているんだという姿勢を示すのであれば、こういった本町に対して一般会計から多額の繰り入れを行っている事業は、早急に明確に町民の皆さんにも目標を示して、改革をしていっていただきたいなというふうに思いますが、神谷町長いかがでしょうか。

○町長（神谷信行君）

ただいま横田議員のほうから、本当に貴重な御意見をいただきありがとうございます。

一つの農業集落排水の絡みだけのお話をさせていただきますと、当然、やはり私どもは、幾ら多くの立米当たりの使用料をいただいたとしても、これが黒字に転じていくということは、今のところあり得ないなと、そのように考えておるわけですが、そうした中で、先ほどのお話がありましたように、合併浄化槽だとか、そちらのほうでもっと効率よく、そして、先ほどもお話ありましたが、補助金を返還してでもという中でも、これも一つ検討はさせていただいておる中でございます。

ただ、やはり農水省のほうからこういった補助金をいただいた中で、これが年数もたたない中で、ただ適化法に基づいて返せばいいという話ではなく、やはりそういった事業計画に基づいて国のほうが補助金をつけていただいたという経緯もございますので、やはりそういった部分も国とよく調整しながら、また、こういった返還すればいいということだけの話になりますと、当然国との、今からまだいろんな事業の中で、摩擦が生じてくるということもございますので、その辺も国との意見交換をよくし、そして町の現状も理解していただきながら切りかえられるところは切りかえていきたいと。ただ、昔のそういった施設をそのまま維持するという考えは持っておりませんが、そういった中で、いろんな場面の中で、今からも検討してまいりたいなというふうに思っております。

それと、確かに、今、多額の費用を投じながらこの合併浄化槽というのも動いていくわけですが、先ほど商店だとか、それから事業所、それから併用住宅、いろんな形の中で、これは汚水処理適正構想のほうの汚水処理率を進めていくという考えだけではなく、やはり町のほうにいろんな商店だとか、事業所も呼び込みたいという一つの、もう一つの目的もございますので、そうした中でこの住宅のみならず、いろんな、そういった建屋等に補助金を打って、少しでも美浜町のほうに出てきていただければという狙いの中で動いているものでございますので、その辺も御理解をいただきたいなというふうに思っております。

また、先ほどのお話がありましたように、もう継続的な事業の中で、これは本当に永久的に、こういった事業を進めていくんだという考えではなく、常に、いかにこういった投資効果があり、そして、また住民の皆様方、

また行政等の負担としてこういった形でそれを軽くするかによって、またほかの住民サービスができるというようなことも踏まえながら、検討してまいりたいと思っておりますので、御理解のほうよろしく願いいたします。

以上です。

○1 番（横田 貴次君）

ありがとうございます。

一番お楽しみの質問をしようと思っていましたバイオガス発電、もう時間がなくなってしまいました。このバイオガスにつきまして、私、友人が南三陸におりまして、よく話を伺います。現在、美浜町の知多南部のほうで処理しているものと一緒で、非常に、今、美浜、南知多で行っておりますし尿と浄化槽汚泥は、10倍ぐらいの水で薄めていろいろな微生物によって浄化をしていただけるということでありますが、バイオガス事業につきましては、水で薄めるのではなくて、本当に現物のまま微生物の力によって浄化していく上で熱と、また液肥が出るということで、南三陸町は、今1万3,000人規模の自治体ではないかなというふうに思うんですけども、大変農業生産者も温室ですとか、そういったところに再利用で、若い世代の皆さんが大変興味を持って生き生きと働いているというところがございます、近くでいうと半田市がバイオマス事業に取り組んでいくということで、一つの、やはり商品ブランドにもつながってくるということを聞いておりますので、大変、私自身期待しておりますし、今は文教厚生委員会に所属しておりますが、所属をかえてでも提案していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（森川元晴君）

時間となりましたので、以上をもって、横田貴次君の質問を終わります。横田貴次君は自席に戻ってください。

〔1 番 横田貴次君 降席〕

○議長（森川元晴君）

次に、3 番 大岩靖君の質問を許可します。大岩靖君は質問をしてください。

〔3 番 大岩靖君 登席〕

○3 番（大岩 靖君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました一般質問通告書に基づいて質問させていただきます。

私も去年の4月に議員になりまして、もう2年近くになってまいりました。実は、今回、この一般質問に出す案につきまして、当初、前回私が一般質問した家庭ごみとか、そういうことをやろうと思っておりました。実は、皆さん御存じだと思いますが、私を含め新人議員、今までは無会派で動いておりました。議員になって無会派で1人の議員で一般質問をやろうとすると、一般質問をするたびに約1カ月ぐらい前からいろいろ資料を集めたり、現場へ行って写真撮りしたり、そのような用意をして一般質問に臨んでおりました。

ただ、今回、私を含め新人議員、新しい会派を組むことになりました。8月にこの会派を発足いたしまして、月に2回程度勉強会を含め、いろいろ一般質問の打ち合わせ等を含めて、今まで一般質問でどうしても個人で動いておりますと、同じ質問が重複したり、それぞれ視点が違うなというのが多々あったんですが、これからは、会派で打ち合わせすることによって重複もなくなり、よりいろんな面から物事を進めることができるんじゃないかなと思い、今回、私は、この一般質問に関しましては、1点だけ質問させていただきます。

皆さんも御承知だと思いますが、本年10月1日より知多半島道路・南知多道路を初めとする有料道路8路線が

民営化され、運営権が前田建設工業を中心とする企業グループに愛知県より譲渡されました。これは、有料道路としては全国初の試みであります。

受託した企業グループによって設立された特定目的会社愛知道路コンセッションは、安全・安心な道路サービスの提供を基幹とする道路運営に加え、観光施設の新設など沿線開発、道路運営を通じた地域活性化、地域貢献にも積極的に取り組むと表明しております。その計画は、既に新聞等により発表されています。しかしながら、この内容を見ると南知多道路の沿線に対する事業展開に乏しく、物足りないものとなっております。

そこで、以下5つの質問をお尋ねいたします。

1、「愛知道路コンセッション」に美浜地域の事業展開を進めていただくために、町としてできること、提案していくことなどについてどのように考えていますか、具体的にお聞かせください。

2、昨年、知多半島道路民営化の話が出たとき、知多半島道路・南知多道路の通行料に対し、平日の午前6時から9時、午後5時から8時を3割引きとされていましたが、ことし10月1日よりの実施では、半田インターより南の南知多道路は除外されています。これについて町長はどのように考えていますか。お聞きいたします。

3、美浜町の地域物流に関して知多半島道路を利用することで、地域の魚介類、農産物など地域産業の運送コストも変わってくると思いますが、町としての考えをお尋ねいたします。

4、美浜パークキングのより有効的な活用方法の提案は検討していますでしょうか。

5、本町が他地域にPRできるものは何で、それをどのように発信していくか、観光振興も絡めた方策についてお伺いいたします。

以上5点について行政側の具体的なわかりやすい話をお願いいたします。

以上で壇上の質問を終了させていただきます。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、大岩靖議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、美浜町における知多半島道路の民営化に対する町の対応についての御質問の1点目、「愛知道路コンセッション」に美浜地域の事業展開を進めていただくために、町としてできること、提案していくこと等とは御質問の4点目、美浜パークキングの有効な活用方法の提案は検討しているかについてでございますが、関連がございますのであわせてお答えをさせていただきます。

愛知道路コンセッション株式会社が事業展開をする町内の南知多道路には、美浜、南知多、古布の3カ所のインターチェンジと美浜パークキングがございます。このうち古布インターチェンジは、下り車線の出口と上り車線への入り口しか備えておらず、周辺の観光施設からのアクセスが不十分であり、地域発展のためにも整備が必要と考えますので、10月6日愛知県道路公社と愛知道路コンセッション株式会社との面談の際、整備の要望をいたしました。

また、有料道路コンセッションにおいて、美浜パークキングは、地域活性化として地域資源の魅力活用と地域連携により、地域を体感・発信する場の提供、「宙の種」と題し知多半島南部の豊かな自然に触れる活動拠点として、見晴らしがよく天体観測の場として周辺スポットへの来訪者向けサービスの展開、スポーツ企画等の取り組みの提案がありました。

12月1日愛知道路コンセッションの地域連携推進部長と美浜パークキングの活用方法に当たり本町との連携について打ち合わせを行ったところでございます。パークキングエリアを利用される方に、本町の魅力ある観光資源の情報発信、特産品のPR販売、移動販売車の活用や地域住民による農産物等の直売など、既存施設の有効活用を

実施していただきたいと考えております。

次に、御質問の２点目、知多半島道路に設定された平日の朝晩の通行料金割引制度が南知多道路は除外されているが、町長はどのように考えるかについてでございますが、知多半島道路の割引は、半島北部の周辺道路の交通渋滞緩和策の一つとして実施していると説明を受けております。

朝晩の交通渋滞は半島南部においても同様であり、地区により料金に格差をつけることに大きな疑問を持っておりますので、料金割引の統一について要望をいたしております。今後も南知多町、武豊町と３町合同で料金割引統一について要望を継続してまいります。

次に、御質問の３点目、地域産業の物流コストは、知多半島道路の利用により大きく変わると思うが、町の考えはについてでございますが、企業において物流コストの軽減は、事業収益に大きく影響するものであり、知多半島道路・南知多道路の整備は、輸送時間の短縮など物流コストの軽減に大きく寄与していると認識しております。このたびの通行料割引など料金の値下げは、直ちにコスト軽減となりますので、南知多道路の料金割引の実施に向け要望活動を継続してまいります。

次に、御質問の５点目、本町が他地域にＰＲできるものは何で、どのように観光振興も絡め発信していくかについてでございますが、潮干狩り、イチゴ狩り、海遊祭などのイベント、みはまっこ、ウンネ、海苔、美浜の塩などの食材、野間大坊、灯台、鶴の山など名所、豊かな自然など多くの観光資源を、さきの美浜パーキングにおける「宙の種」の取り組みや、美浜インター付近の美浜町交流拠点基本構想を含めた美浜の里構想の実現を目指し、農・漁業者及び商工業者の参画による官民一体の美浜の魅力をアピールする観光資源の創設を目指していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

壇上での答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○３番（大岩 靖君）

答弁どうもありがとうございました。

今回、私は、この知多半島道路の民営化についての１本だけですので、どうしても質問内容等含めまして再質問重複の部分が出てくると思いますが、いま一度町長、もう一度お伺いしますが、今の答弁の中で、通行料金を３割引きにというお願いをしておるといっていますが、具体的にどのような話を持っていつているのか、もう一度お聞かせ願います。

○建設部長（斎藤 功君）

通行料金の関係でございます。

本町としましては、以前より南知多道路の通行料金につきましては、料金の割引ということを要望しております。この有料道路民営化は、平成25年に構造改革特別区域制度というのを愛知県が考えた。その段階で町としましては、平成25年知多市町会、こちらのほうで知多半島道路、南知多道路の割引の要望をしております。その後、毎年度知多市町会では、南知多道路の割引、これを強く要望しております。

また、町単独でございます。これにつきましても、愛知県の建設部の、当時土木課の技監の方が、そちらのほうにお見えになり、今後民営化のほうの話を進めていくという説明がございました。

そういった際、建設部関係でございますと、今まで４回ほど来ております、そういった説明に。その際、全ての打ち合わせの中で割引制度をぜひ実施していただきたいという御要望はさせていただいております。

また、町以外でも知多南部地域観光協議会という組織もございます。これは、美浜と南知多で組織しておる観光業の組織でございます。こういった組織でも、今年度の１月、料金割引についての要望を行っておると。

また、先ほど町長が御答弁申し上げましたことしの10月６日、県の道路公社と愛知道路コンセッションの社長さんたちがお見えになりました。その際には、商工会、観光協会も同席していただきまして、料金割引の要望をさせていただいたと。

さらに、ついせんだって、12月１日、今度は、地域連携推進部長さんもお見えになりました。その中では、今後の美浜パーキングの活用等いろいろ協議させていただきました。そういったいろんな場所で料金割引については要望しております。

今後につきましては、南知多道路という関係で、関係するのが武豊町、美浜町、南知多町、３町になります。今３町と連絡を取り合いながら正式に県道路公社、コンセッション株式会社のほうに料金割引についての要望を実施していきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○３番（大岩 靖君）

今、建設部長の答弁もありましたが、これは、要望ばかりでは当然愛知道路コンセッションのほうもなかなか受け入れていただけないんじゃないかと。やっぱり企業ですので、利潤を求めるのは当然だと思います。やっぱり愛知道路コンセッションにとっても利益につながるよという方向に持っていかなければ、なかなか要望だけ通しておっても割引はなかなか難しいんじゃないかなと思うんです。

私は、今回この質問に対しまして、特に朝夕の通勤時間帯、南知多道路を利用される方は少ないと思います。ただ、先ほどの町長の答弁にもありましたが、地域の産業に対する運送コスト、これについては、かなり運送業を含めた方に少しお聞きしたんですが、３割というのは大きいよと。同じ製品を、例えば半田市内で製造して持っていくのと、こちらの南側から持っていくのじゃ、特に物品単価が低いものに関しては薄利でやっているのにこれだけ差があったら、どんどん地元の企業は、少しでもコスト削減のために移転していくんじゃないかと、そういう懸念も聞いております。

やはり地元企業を救うというのはおかしいんですが、企業努力も当然必要なんですが、町として、この運送コストも含めた３割引きに対する考えを、もう少し具体的に愛知道路コンセッションのほうにも利益につながるよという話を持っていけないと、なかなかいい返事は返ってこないんじゃないかなと思います。

今の知多半島道路民営化という話が出たときに、最初、私も、去年その話を聞いたときに、これはすごく魅力だなと。知多半島道路、特に民営化になり、この愛知道路コンセッションの会長がおっしゃるように、地域振興、それから観光も含めたそういうふうな構想がどんどんでき上がっていけば、本当に特に美浜町、南知多町を含めた観光で結構収入があるようなところに関しましては、すごく魅力を感じました。

ただ、ふたをあけてみたら、常滑の空港のほうはセントレア線が半額、平日ですけれども。埋め立てのほうには外資系のホテルの新設も用意されておると。知多半島道路に関しましては、阿久比に上り車線ですが、大きなパーキングができると、そのパーキングの中には観光客向けの市場も開設されると聞いております。また、先ほど横田議員のほうからもありましたが、半田市においては、牛ふんを用いたバイオガス発電の施設も新築されると聞いております。

私の個人的な思いかもしれませんが、知多半島道路、半田インターでそのままセントレアのほうへ観光客の足を向けてもらうというふうで、半田から南はどうなっているんだと、すごく危機感を覚えました。特に、今回、南知多道路の３割引きが除外されたというのは、正直言ってショックでした。

これから、やっぱり南知多道路を含めて、観光で美浜町にも観光客がいっぱい来ていただくようにするために

は、やはり具体的に、例えば南知多道路を利用して美浜インター、南知多インター両方利用すれば美浜の観光地であるえびせんべいの里、魚太郎、ジョイフルファーム鵜の池、潮干狩り、美しい海岸線、全部この両インターを経由すれば回れますよと、そのような具体的なPRもしていかなければ、なかなか話が前に進まないんじゃないかなと思います。逆に、観光客がふえていただければ、この愛知道路コンセッションのほうにも通行料の増額が見込まれ、相互利益につながると思われます。

今、私が言った、例えばPRするような、具体的な方法を町としては考えていますでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

今後の具体的な計画案、実は、これもせんだって12月1日の打ち合わせの中で、そういった提案もございます。

その提案といいますのは、例えば観光協会さんからの提案を、とりあえず報告という形をしておりますが、現在町内部では、企画、建設、経済環境と関係する部で今後の提案内容をもっと具体的にどういったことをやっていくのか。その中では、もちろん観光協会、商工会さんも交えて、どのような提案、どういったことが本町としてできるのか、そういったことを最終的に詰めて要望書としてまた上げていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○企画部長（沼田治義君）

大岩議員の御質問にお答えをいたします。

まちづくりの観点という格好で私のほうから答弁をさせていただきます。

愛知道路コンセッションにおきましては、向こう30年間、道路の運営を担う会社ということで、そことの連携につきましては、私どもまちづくりを進める上で非常に大切なものだというふうに認識をしております。

特に大岩議員が御指摘をいただきました、今後どういう形で知多半島の南部にお客さんを呼ぶんだという部分が非常に大切になってくる部分だというふうに思っております。

私どもとしましては、今道路コンセッションの地域連携推進部という部署がございます。ここは、たくさんの道路利用者を道路のほうに走っていただくということと、地域の活性化をあわせて行う部署というふうに聞いております。

先ほど建設部長のほうからも少しお話があったと思うんですけれども、こことしっかり意見調整を進めまして、まず、美浜インターのパーキングにおきまして、農業、漁業、それに伴います特産品の試食販売、それから、美浜町内にあります観光施設のPR、これをしっかり進めていきたいというふうに思っております。早期のこういったイベントの実現に向けて今議論のほうを進めておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

以上です。

○3番（大岩 靖君）

企画部長の答弁、ありがとうございます。

今の美浜インターや美浜パーキングの件なんですが、私もたまに名古屋方面に仕事に行った帰りに寄らせていただくんですが、現状、車1人でとまっていると寂しいぐらい、そんな現状ですね。ドッグランがあっても草ぼうぼうで、柵も見えない状態でした。

これ、今、企画部長がおっしゃったように、例えばあそこで企画を組む、農産物を売る、販売するといった、それ、私は早急に考えなければならないと思っておるんですが、具体的にいつぐらいからやるという動きはあるんでしょうか。

○企画部長（沼田治義君）

今、大岩議員の御質問でございますが、具体的にいつからやるということでございますが、今、私ども11月1日にコンセッションとの会議を催しまして、まちづくりの担当の企画部、それから経済の担当の経済部、それから道路担当の建設部、それぞれの担当部課長と会議をやっております。

そうした中で、美浜パーキングの利活用、イベント開催については、できるだけ早い時期に催していきたいというふうに考えております。

それと、大岩議員が御指摘の、たまたま美浜パーキングにつきましては、下りのパーキングだということで、トイレ休憩等につきましては、その上の阿久比のパーキングを使って、美浜パーキングにおりの方がなかなか少ないという状況もございます。

ただ、私どもとしては、何とか美浜インターから、それから南知多インターからおりていただくまちづくりを進めたいというふうに思っておりますので、パーキングでは、試食だとか販売はやりましますけれども、あくまでもきっかけという格好で、必ずインターから街のほうにおりてもらう、そういう施策を考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○3番（大岩 靖君）

今、街におりていただくという企画という、ちょっとわかりにくいんですけども、もう一度それを具体的にどういうことをやるのか、ちょっと教えてください。

○企画部長（沼田治義君）

済みません。私の言い方がちょっとわかりにくかったと思います。済みません。

いわゆる美浜インターから車でおりていただいて、先ほど言われましたえびせんべいの里さんとか、ジョイフルファーム鵜の池さんとか、こういうところに行っていただく施策をしていきたいと。

実は、パーキングのほうで、コンセッションさんのほうの会議の中でも、今の都会の人たちはなかなかここに行ってねというだけでは行ってくれないということだそうです。ですから、パーキングで試食販売をすると同時に、パンフレットをつくりまして、この農産物はどこで生産されて、どこで販売がされているという部分も教えながら、それから、行き先はこうなんだと。それから、その農産物を使ってどういう食べ方があるんだと、レシピもつけてきちんとそこら辺をPRしながら地域のPRに努めないと、なかなか難しいですよということもおっしゃってございましたので、そういうことも工夫をしていきたいというふうに思います。

ですから、パーキングできちっとそういうPRするパンフレットをお渡しして、観光施設のほうに行っていて、そこで特産品を買っていただく、体験をしていただく、そういう工夫をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○3番（大岩 靖君）

今の答弁ですと、例えば、じゃ、今の美浜のパーキングで、パーキングに寄っていただくような考えは、どういう考えを持っているんですか。

○企画部長（沼田治義君）

パーキングに寄っていただくという部分につきましては、美浜町にパーキングというのは美浜パーキング1カ所でございますので、ここで下りの利用者の方々に寄っていただいて、まずパーキングに寄っていただいて、美浜にはこういった特産物がありますよ、こういった体験をする施設がございますよ、そういうところをきっかけとしてPRしていきたいというふうに思います。

ただ、町のほうの施設のほうだけで事業の展開をしていますが、なかなかお客さんは来ていただけませんの

で、私どもは、コンセッションさんと協力しながらパーキングの中でそのPR活動、イベント等を開催していきたいというふうに思います。

そして、都市部の方々をそこで一旦パーキングに来ていただいて、そこでPRをして、美浜インターからおりに来ていただいて、観光地のほうに行っていたかと、そういう流れの仕組みをつくっていききたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○3番（大岩 靖君）

なかなかちょっと苦しいように聞こえました。

美浜パーキングでお願いいただくためには、私が思うには、かなり上のほうの阿久比サービスエリアあたりでやっぱりPRしなければ、半田過ぎて、美浜パーキングがあることさえなかなかPRできないと思いますが、やっぱり単純に阿久比サービスエリアで今回コンセッションさんのほうから、マルシェ、市場とか、そういう展開を考えているというところに、例えばそちらのほうに美浜町としてやっぱりPRするための材料を持って行って、PRするのが妥当と思うんですが、どう思われますか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

今、大岩議員から御質問がありました件でございますけれども、まさにおっしゃるとおりだと思います。

美浜パーキングで幾らそういうふういろんな催し物をやる、このこと自体もちろん大事でありますけれども、そこに来る前に、いかにしてそれをPRするかということは、まさに御指摘のとおりだと思います。

私どももコンセッションからも、例えば阿久比パーキング、それから大府パーキング、そこら辺に美浜町から出張って行って、そこでPRをしていただくのは大いに結構だと、そういったお話も伺っておりますので、観光協会とも連携をしながら、美浜のPR等に努めていきたいというふうに思っております。

御存じのように、既にJAさんが、大府、阿久比で知多牛の無料配布等も行っております。そこでアンケートも実施をいたしまして、消費者の皆さんが一体どういう嗜好なのか、どういうことを求めているのか。例えば知多牛についても、どこかのレストラン等で食べるということもあるんですけれども、大多数の方は買って持ち帰りたい、自宅に持って帰りたいと、そこで、自宅で調理をして食べたいというアンケートの結果が出ております。

そんなことも、フィードバックもございますので、これは、ただ単に美浜パーキングで何かをやるのではなくて、こちらから出て行ってそこでPRをする。これについては、コンセッションの部長も言っておみえになるんですけれども、コンセッションにとっても大高から入っていただいて、南知多、あるいは豊丘まで行っていただかないとこれは経営にプラスにならないと。末端まで道路を使っていただいて初めて自分たちの利益にもなるんだということも伺っておりますので、そのためにも知多半島南部にお客様に来ていただくということは、非常に重要なかなと。

これがもっと拡大していくことによって、コンセッションの利益にもつながり、ひいては、じゃ先ほどから出ておりますように、料金の割引とか、そんなことにつながっていけばいいなというふうに考えております。

○3番（大岩 靖君）

ありがとうございます。

今の答弁にもありますが、やっぱり美浜町、南知多町、両町を含めて観光ルートをしっかり確立して、両インターを経由してコンセッションのほうにも利益につながるような話を持って行っていただきたいと思います。

もう一つお聞きしたいんですが、観光振興も含めた方策についてなんですが、行政サイドの窓口はどこの部署が担当するのですか。それだけちょっとお聞きします。

○企画部長（沼田治義君）

大岩議員の御質問でございますが、行政サイドの総取りまとめといいたいまいしょうか、ここにつきましては、私もまちづくりを担当する企画部が対応をさせていただきたいと思っております。それから、道路の割引だとか、道路の活用だとか、そういう部分については、建設部のほうでお願いをする予定をしております。それから、あと観光協会等団体と協力をしてパーキングエリア等でのイベントを行う部分につきましては、経済部さんのほうでお願いをするという流れで今考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○3番（大岩 靖君）

ありがとうございます。

今3部会、縦割りじゃ申しわけないんで、常に3部会で協議し合っってパンフレット、ルートよく考えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それと、申しわけない。最後に、1つだけ質問させていただきます。

美浜町にとっては、かなり今後大きな物流コストも含めまして、大きな問題になってくると私は思っております。それについて、町長としてトップセールスしていくつもりはあるのか、それだけお聞きします。

○町長（神谷信行君）

質問のほうを私のほうに回答を求めています、ありがとうございます。

私も先ほどからちょっと総括的なお話をさせていただきたいなというふうにちょっと思っておりました。

今回のこのコンセッションのほうの関係につきましても、私も昨年の10月に就任して以来、このお話をお聞きしたわけですが、そのときに本当に強く、先ほどの利用料の割引の関係、それから、また施設関係等々につきまして、私の思ったところは、大きくあちらに伝えさせていただいたところです。

ただ、今回のこのコンセッションのほうの関係につきましても、先ほど大岩議員がそう言っておられたように、相手方はあくまでも民間企業です。営利が基本的に目的です。そうした中で、やはり私も要望のみ上げていても、これは基本的に向こうにとってプラスかマイナスか、そこの世界になってまいりますので、コンセッションにとって、やはり私どもがプラスの提案を大きくしていかないことには、基本的にこちらの要望は受け入れていただけないというふうに自分の中でも思っております。

そうした中で、当然、先どもも経済環境部長、企画部長等々のお話があったように、そのとおりの活動としては担当部局では動いておりますが、今の中央道の関係については、お客様がこの南知多道路のほうを使われようとしてくるときには、もう大高の入り口のところで、もう目的を持ってこちらに来られてくるわけです。

そういった中で、当然、もう今みたいにインターネットだとか、いろんな形ですぐ情報をつかまえている中で、今の美浜のパーキングでPRしようとか、それじゃ遅過ぎるわけなんです。現実的には、もう入り口のところでしっかりと美浜の観光のPRを兼ねて、また、この美浜町自体の紹介もしていかなるを得んと、この南知多のほうの紹介もしていかなるを得んというふうには思っております。

そうした中で、あくまでもこの美浜町をお客様が見たときに、美浜町にどういった施設があり、どういった魅力があるかということを中心に、これはインターネット等で発信し、そうした中で、やはり美浜のほうへ来ていただくことを呼び込まなくてはいけないのかなというふうに思っております。

そうした中でも、やはり最終的な結論については、当然美浜町は、お客さんが来ていただけるような魅力ある観光施設、魅力あるまちをこうやってつくっていくことには、お客様は来ていただけないと、それに来ていただくことによって、中央道の多くのお客様が利用していただけるという、そういった結論から上っていくと出ていってしまうわけなんですけれども、そうした中でも、もう一つは、この美浜のパーキングエリア、これをパ

ーキングエリアじゃなくて、やはりサービスエリア的な大きな施設に持っていかないことには、お客様は利用していただけないだろうと思っております。

今現在、私も何回かあそこを見させていただいて、中ががらんだ箱物1つ、そして、トイレが横にあり、あと中途半端な展望台が1つあり、そして、今ミカンです。各個人オーナーのミカンの植栽があり、ドッグランがありというような形だけです。今のこのパーキングエリアが、やはり下り車線にあるということがこの活用を、もうそこまで来られる方は、もう美浜のほうへ、南知多のほうへ来ようとして来ているわけですので、やはりそのパーキングエリアでいかに一度とまっていいただいて、利用していただいて、そして、また再度そこから美浜、南知多のほうにそういった観光めぐりをしていただけるような、そういった魅力ある施設にしていかなるを得んのかなと。そのためには、先ほどもちょっと提案の中にもありましたけれども、農産物だとか、いろんな特産品等々がそこで販売できるような施設も設けていかななくてはいけないのかなと。

それと、もう一つは、過去には、あそこにガソリンスタンドをつくりたいという、それが目的であそのパーキングエリアができたこともあるわけです。もともとは休憩施設としてあれがあったわけではなくて、そういった中央道自体が、全然そういったガソリンスタンドだとか、そういったエネルギー補給場所がありませんでしたので、その中で、また、特に昔は美浜から出るとどこにガソリンスタンドがこれからあるかどうかかわからないということで、お客様たちがその出口のところで、ガソリンスタンドがあれば使っていただけるだろうということで、あそこにガソリンスタンドを計画して、そのための今のパーキングがつくられたわけなんですけれども、現実的に今みたいなナビだとかそういったものでも、どこにスタンドがあるだとか、そういったこともすぐわかってしまいますよね。出れば、どこどこに行けばガソリンスタンドがあるなとか、そういった形で、非常に便利な世の中になってしまいましたので、そういった面でも、じゃあそのパーキングエリアの活用方法、もう出口からすぐ近いものですから、あそこまで来ていると、基本的には、もう美浜インターのほうにすぐに出ていってしまうという形になりますので、本当にこの出口に近いところにあるわけですが、そこで一度休憩立ち寄っていただいて、もう一度この美浜、南知多のそういった観光エリアへ、そういったものを再確認していただいて、そこからまた美浜、南知多インターのほうへ出ていっていただけるような、そういった方策を必ずとっていかないかなだろうなということで、これは、向こうの推進室長さんやそういったところへ私も強くお話をさせていただいております。

何とかさせていただいて、とにかく美浜町からも、いろんな提案はさせていただくと、もうこの中央道、この南知多インターを使っていただけるようないろんな提案は、今からどしどしつくって、提案させていただくと、またコンセッションのほうも御協力をお願いしたいと、また、そして、町内でのそういった商工会、また観光協会、そしてまた町、そういったそれぞれの各種団体が一つになって、やはり魅力あるまちづくりのこういったPR活動をしていかななくてはいけないなというふうに思っております。

そのためにも、私は、一つは、この美浜インターの出口から、先ほどの、今、総合公園体育館もございますし、そして、美浜の里構想の中でも、そういったものでこちらのほうのセントレアラインだけではなく、南知多道路のほうをいかに呼び込んで活用できるかということも検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○3番（大岩 靖君）

町長の熱い思いを聞かせていただきました。今後の展開を期待しております。

今のPRも含めまして、せっかくみはまドライブという立派なPVもできておりますので、やっぱりそれを外に

発信して、他地域の人にたくさん来ていただけるように努力していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、大岩靖君の質問を終わります。

〔3番 大岩靖君 降席〕

○議長（森川元晴君）

ここで休憩したいと思います。11時に再開します。よろしくお願いいたします。

〔午前10時40分 休憩〕

〔午前11時00分 再開〕

○議長（森川元晴君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 荒井勝彦君の質問を許可します。荒井勝彦君は質問をしてください。

〔2番 荒井勝彦君 登席〕

○2番（荒井勝彦君）

それでは、休憩でリフレッシュした後、チャレンジMIHAMA、3番手の荒井勝彦が質問をさせていただきます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出させていただきました一般質問通告書に基づきまして、本日は2項目、6つの質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初の質問でございます。学校のプール全般についてお伺いをいたします。

近年、美浜町内の小・中学校のプールの老朽化が進んできていると思っております。特に、本年9月30日に開かれました第2回河和中学校学区会で施設設備の改善修理等に関する要望事項、学校要望順位第1位にプール設備の改修を掲げていると、このような説明がございました。美浜町の小・中学校8校の中でこの河和中学校のプールは昭和44年の建設で最も古く、至るところに改修を必要とする部分があるようでございます。

そこで、町内の小・中学校のプールについて以下の質問をさせていただきます。

まず1つ目でございますけれども、プールの耐用年数、これがあるとすれば、想定しておるとすれば何年ぐらいに想定していますでしょうか。

2つ目ですけれども、プールの維持管理費、これは例えば水道代なんかも含まれると思いますけれども、年間1施設当たり幾らぐらいかかっているのでしょうか。

3つ目です。一番古い河和中学校のプール、これ建設より47年が経過しておりますけれども、これを新たに建設する計画は持っておりますでしょうか。

4つ目です。現在、日本福祉大学が建設しているスポーツ科学部の温水プールや、武豊町が建設を計画しております、ごみ焼却の余熱を利用した温水プール等を利用させていただくか、あるいは老朽化した町内の学校プールを新たに建設し、中学校の校区単位で共用するなど、そういった考えはございませんでしょうか。

2つ目の質問に移させていただきます。消防団員応援制度の進捗状況についてお伺いをいたします。

1つ目ですけれども、年々減少していく消防団員を何とか応援し、少しでも新入団員をふやそうと、愛知県では平成28年12月より、「あいち消防団応援の店」制度をスタートし、同時に本町でも同じ趣旨のもと美浜町消防団応援の店制度を始めておりますけれども、美浜町でのこれらの登録事業者と参加状況、これの進捗状況はいかがでしょうか。

2つ目ですけれども、本年3月議会の町長の御答弁の中で愛知県より新規入団者を確保するための活動に対し、1市町村当たり100万円を上限に事業費の半額を助成する制度があるとおっしゃっておりますけれども、美浜町ではこの制度を利用して活動を行う予定はございますでしょうか。

以上で、私の壇上での質問を終わらせていただきます。明快なる回答をお願いいたします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、荒井勝彦議員の御質問にお答えさせていただきます。

私からは御質問の2点目をお答えし、御質問の1点目については教育部長より答弁を申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

まず初めに、消防団員応援制度の進捗状況についての御質問の1点目、「あいち消防団応援の店」制度の、美浜町での進捗状況はについてでございますが、現状を申し上げますと、「あいち消防団応援の店」につきましては、関係部局が7月25日から愛知県中小企業団体中央会初め5団体に要請を行うとともに、県内商工会57団体に對しても、消防団加入促進に係る協力の要請活動を行ったところであります。

なお、美浜町商工会には8月2日に要請されたと聞いております。

美浜町内の店舗における、「あいち消防団応援の店」への登録申し込みにつきましては、12月1日現在6件と聞いております。

次に、御質問の2点目、消防団員を確保するため、1市町村100万円を上限に助成される愛知県の制度を利用する予定はあるかについてでございますが、この制度の対象となるのは、新しい事業として取り組むソフト事業であり、単に団員募集のチラシ、パンフレット等の作成は対象外とのことであります。

具体的に申し上げますと、消防団の活動を紹介するイベント等を開催する場合の会場借り上げ料や講演会・セミナー等の講師料が対象となり、それらの事業の際に配布するチラシ等は含まれるというものでございます。

これらのソフト事業を必須とする内容のためか、制度の申請を行った町は非常に少ないとお聞きしております。

なお、このように利用者が少ない補助金制度の場合には、第2次募集のみならず第3次募集等が実施され、その都度条件が緩和されることがあり得るとも聞いたことがございます。

現時点では利用しづらい制度だと感じておりますが、前述のとおり条件が緩和され、使い勝手がよくなった場合には利用したいとも考えております。

今後他市町の動向や、制度の運用状況をしっかりと把握した上で判断したいと考えておりますので、議員にも御理解と御協力をくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

壇上での答弁は以上でございます。

〔降 壇〕

○教育部長（牧 守君）

次に、学校のプール全般についての御質問の1点目、プールの耐用年数は何年と想定しているかについてでございますが、本町におきましては、中学校につきましては両校ともRC、鉄筋コンクリート造のプール。それから、小学校につきましては6校ともステンレス製、SUSの303だったと思いますけれども、そういった形で構造材質が違っておりますので、よろしくお願いします。

対象年数につきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律におきまして30年との規定がございます。これにつきましては、材質に特に関係なく、プールについては30年という規定がなされているところでございます。

これは、補助事業により取得した水泳プールにつきましては、最低でも30年という旨だと、こちらのほうは理解しておりまして、適正な維持管理をすることによりまして長く使用することができますので、今後におきましても適正管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目のプールの維持管理費は年間1施設当たり幾らかについてでございますが、年間プールの維持費管理費用としては、点検費、修繕費、水道代、薬剤費などがございます。

平成27年度における額につきましては、小・中学校合わせまして約900万円ぐらいとなっております、8校で割り返しますと、1校当たり約110万円の維持管理費がかかっていると考えております。

次に、3点目の一番古い河和中学校のプールを新たに建設する計画はあるかについてでございますが、議員のおっしゃるとおり、河和中学校のプールにつきましては昭和44年の建設で47年が経過いたしております。

この間、平成12年にはプール管理棟の改修、平成21年にはプール槽の塗装、平成27年度には、ろ過装置のろ材の取りかえを順次行わせていただいております。

また、本年におきましては、給水管の損傷で補修を行い、授業に影響を及ぼさないよう対応しているところでございます。

今後におきましても、適正な維持管理等を行ってまいりたいと考え、現在のところ、施設を新たに建設する計画はございませんので、よろしくお願いいたします。

次に、4点目の日本福祉大学、武豊町が建設あるいは計画している温水プールの利用、または中学校単位で新たなプールを建設し共用する考えはないかについてでございますが、日本福祉大学のプールは、現在、建設中であり、詳しい内容はお聞きいたしておりません。今後、小・中学校の利用については、日本福祉大学と調整及び検討してまいりたいと考えております。

また、武豊町が建設予定の温水プールの利用につきましては、学校の水泳授業利用及び一般開放する施設とお聞きしています。現在のところ、武豊町と町内小・中学校との間で、学校利用の調査・検討中とお聞きしていますので、現段階におきましては、広域での利用は難しいと考えておりますが、時期を見て、また話し合いの場を持ってまいりたいと考えております。

学校プールの新設、中学校単位での共用についてですが、今後、小・中学校の再編を考えていく中で施設整備計画も検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

答弁につきましては、以上でございます。

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○2番（荒井勝彦君）

私がお伺いしたのは、先に学校のプールのほうでございますので、学校のプールのほうから再質問をさせていただきます。

今、教育部長のほうから御答弁いただきましたけれども、例えば河和南部小学校に本年入学された児童は7名でございました。以後、来年度8、11、10、7、6、5、このように減少をしていくと考えますと、例えば河和中学校のプール、47年もたっているが、これを新しくして併用する、これも視野に入れたらどうでしょうか。

恐らく、児童の移動に関して一番問題になってくるのではないかと思いますけれども、私、随分前には布土小学校の児童が電車に乗って、河和小学校のプールでしたか、それを利用しに来たことがあるように記憶をしております。同様に、野間小学校の児童数も本年以降、16、19、19、15、10名と推移していくと、これを考えますと老朽化したプール、これを閉鎖していく、先ほど学校の再編ということも教育部長おっしゃいましたけれども、

その段階の一つとして考えるのもどうかと思いますが、いかがなお考えでございましょうか。

○教育長（山本 敬君）

お答えをいたします。

議員のおっしゃることはもっともなことであると思います。ただ、現実に行き帰りの時間がバスで運送するにしても往復で1時間ぐらひはかかるだろうということでもあります。現状、小学校の標準の授業時間数に対して実施している時間数の余剰時間が20から30であります。この余剰時間に、例えば宿泊行事、運動会、学芸会等々の学校行事が挟まってくるということで、この20から30が決して余裕のある時間ではないのだということで、まずひとつ御理解をいただきたいと思います。

その中で、例えばプールに他校に行く。10時間実施する予定で1回分が2時間だろう。往復で3時間。5回5時間ですね。この5時間を少ないと見るか、多いととるかありますけれども、学校現場におきまして、この5時間というのは非常に重要な5時間であります。

したがいまして、現状の費用で対応できるのであれば、やはり学校各校にプールを置いて実施していきたいと。ただ、これは全面改修が必要だと、その学校のプールは全面改修が必要なんだと、何千万円もかかるのだということになれば、また教育委員会としましていろんな方策を練って、そういった他校のもの、場合によっては福祉大学さんを使わせていただくとかいうものも視野に入るわけですが、結論的には、現状では今のままでやっていきたいというのが教育委員会の考え方であります。

以上です。

○2番（荒井勝彦君）

確かに、余剰時間といいますの、初めて私今伺いましたけれども、そこで厳しい授業をやっているんだということ今伺いました。

先ほどの教育部長のほうの御答弁の中では、福祉大学の温水プールに関しては余り詳しい内容を聞いておりませんということでしたので、温水プールでございますので、例えば、子供たちが夏の時期に冷たい温度のプールで唇を青くして授業を受けることもなく、年間を通じて利用できるのであれば、それと先ほど私申し上げた河和南部小学校の単位であるならば、さほど大きな車をお借りしなくてもできるのかな。例えば、これ非常に教育に関して素人で申しわけございませんけれども、1日プールの授業やっちゃいましょうというのは、まとめてというのは、そういうことは不可能なものなのでしょうか。

○教育長（山本 敬君）

まず、時期の問題、温水プールであれば1年中使えるかという、おっしゃるとおりなんです。例えば小学校の低学年が12月にプールを実施して、半分ぬれた頭で帰ってくると。これはやはり避けたいことですよ。これは大人であれば、中学生ぐらひになれば対応できると思うのですが、低学年で女の子なんかは長い髪でぬれて帰ってくるという、そういうのはやっぱり避けたいというのが学校側の立場であります。ですので、温水プールであるにせよ、使わせていただくのにせよ、できればやはり暖かい時期に使わせていただきたいというのが本音であります。

2点目、南部小でありますけれども、例えばあそこですと子供の数が少ないというのは、それが今、実際にメリットになっております。例えば今シーズンですと全校でプール指導をしております。1、2年は小さいプール、3年以降は深いプールで、なおかつ泳げる段階を踏んで、グルーピングをして指導しているということで、非常に効率的な指導が行われておるということではありますが、ただ、先ほど荒井議員が言われた10時間一遍にみたいな話がありますけれども、これは学習効果を考えると非常によくないことでもあります。

スポーツでも、例えば算数でも、算数10時間やれば10時間分やれるのか、能率的にやれるのかと。人間の体、頭というのはそういうものじゃないですよ。やっぱり間を置きながら学習していく、経験を積んでいくというほうが効果は上がりますので、やはり1回やっても2時間が限界だろうなと思っておりますので、先ほど申し上げたとおり、やはり余剰時間がそれで減っていく、壊れていくという現実はなかなか変わらないのだろうなと思っております。

以上です。

○2番（荒井勝彦君）

さすがに教育長の御答弁だなと思いました。私、素人でそういう発想はございませんでしたので、大変失礼いたしました。

しかしながら、事前にお渡しいただいた資料によりますと、河和南部小学校のプールが8,400万円ほどかかっておりまして、一番最高額の金額をかけております。そこでゆったりと泳げる子供たちはまことに幸せだなと思っております。

プールに関しての質問は以上にさせていただきます。

2つ目の消防団のことに關しての再質問に移らせていただきます。

例えば、半田市では飲料メーカーの——こちらのパネルに示させていただいておりますけれども——半田市では飲料メーカーの協力を得まして、市内4カ所に消防団応援自販機なるものを設置しております。これは、各消防団の詰所兼車庫のところに3カ所、雁宿の駐車場に1カ所、こういうふうに設置しておりますけれども、これは担当職員がみずから自販機の会社ではなくて飲料メーカーのほうに直談判に行つて、直接交渉してこういう事業を取り入れたそうです。そして、土地代、電気代は当然のことですけれども、自販機の売り上げの10%が消防団の応援金として直接消防団に入るそうです。

また、同市では世帯1件当たり100円の消防団後援会費というものをいただいているということをお聞きしております。これは、あくまでも任意でありまして強制されていませんけれども、美浜町でも独自の支援策を考えていく必要があると思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

○総務部長（本多孝行君）

まずもって、半田市さんの試みというのは非常におもしろいなというふうに率直に考えております。

やはり応援をする、まず募集をするということであれば目立つということが大切であります。そういった意味では普通にチラシを配るよりも、そういった目新しいものでやるというのは、やっぱりそれなりにインパクトがあるものだと、その辺は率直に考えております。

また、売上金の10%まで直接いただけるというようなこと、そういった面は、その団にとっては大きなことでありますので、そのメリットを否定するつもりは全くございませんし、可能であれば、条件が合うのであれば、どこの市町でもやることに反対する方というのは余りお見えにならないというふうに肯定的にお答えをしておきたいと思ひます。

あと、世帯100円当たりの後援会費、これがいただけるようなコミュニティーが残っているのであれば、それはまた非常にうらやましいというふうに、これも思ひます。

この辺を踏まえて、美浜町の独自のものは何かないのかというふうになりますと、ちょっと余りにもユニークといひますか、先進的といひますか、あれなものですから、こういうものに比べますと独自の応援というものは残念ながないというふうに考えております。

ただ、荒井議員も現役のころ、お聞きになったことがあるかと思いますが、各地区の団においては、例えば火

の用心という札を配ると幾らか協力金がいただけるというような地区があったというふうにお聞きしております。

これも形は違うのですけれども、やはり地元の方が消防団に対する理解をすごく持っている、そういうあらわれだというふうに考えております。

これは、町がそういったことを進めたわけではなく、自然発生的にできているものだと理解しております。現在、それが継続しておるかどうかというのは別といたしまして、やはり応援するというのは地元の方の自主的なお気持ちがまず第一ではないかというふうに考えております。そういった意味では、そういうものをサポートするようなものがあれば、町としてもどんどん進めてまいりたいと思いますが、現在のところ、話がさきに戻りますけれども、半田市さんのような独自のものは、今のところやっていないのが現状であります。

以上です。

○2番（荒井勝彦君）

先ほどの町長の御答弁の中でも、愛知消防団応援の店、この1市町村当たり100万円上限、事業費を半分助成する制度が、これがあるということが新事業としてソフト事業はいいけれども、なかなかやっているところは少ないということでございましたけれども。そして、他市町の動向を見ながらやりましょうということでしたけれども、他市町の動向を見てやるようでは美浜町遅いと思います。美浜町独自でやっていくべきではないかなと思っております。イベント・セミナー・講演会等には認められるというふうであるならば、例えば、私、前の議会にも提案したことがありますけれども、婚活と一緒にコラボしたような形で消防団員にも困っておみえになる方がおりますので、こういうのを事業費を利用してやるということは可能なんでしょうか、どうでしょう。

○総務部長（本多孝行君）

まず、今議員がおっしゃった、ちょっと幅広いものですから、初めに言われた、まず県からの100万円上限とする補助金についてでございますけれども、議員、言われましたように、まずソフト事業、物を買うというものは対象にならない補助金であります。

例えば、消防団員がふえるようなイベントの会場の借り上げ料ですとか、スキルアップのための講師謝礼、そういったものは、まず対象になってくるということになります。その会場、こういうイベントがありますという内容のチラシなんかは対象になってくる。単純に消防団員募集というのは対象にならない。非常に使い勝手が悪いんですね。

逆に言うと、市町村が欲しいのはふだん使えるチラシ・パンフレットが欲しいんですけれども、この補助金の制度というのは、まずイベントや何かをやって、それに関連するものなら補助をしましょうという、そういう制度でございます。ということでありまして、非常に使い勝手が悪い。他市町の動向というのは、まずこういう使いにくい補助、県の方には大変申しわけないんですけれども、使いにくい補助金だということになりますと、県のほうは予算がついてもなかなか利用者がいない。そうすると2次募集、3次募集、4次募集ということも出てまいります。その都度、やはり市町の意見を聞いて、壁がやや低くなることも往々にしてございます。そういうふうになりますと、ほかの市町が、一番初めの要件でいくと該当しないものであっても、例えば愛知県の北部の町がこういう事業をやりたいよといったときに、当初はだめなんでしょうけれども、2次募集、3次募集になったらオーケーということもあり得ます。それが美浜町に使えるのであれば、せっかくそういうチャンスを教えていただいたという形になりますので、そういうことは十分検討してまいりたいというふうに考えております。

また、補助金がいただけるといいましても、やはり2分の1という限界がございますので、仮に、例としては、消防団の詰所のシャッター、今火の用心と書いてありますけれども、あそこに全面塗かえして、火の用心と募集とやるのも何か補助の対象となるような流れがあるというふうに聞いております。ただ、そうしますと、全面

塗りかえますとやっぱり何十万とかかってきて、下に団員募集と。だったら補助金をもらわずに単独で字を加えるということも考えてもいいんじゃないかと。だから、補助金が出るからやるということではなくて、同じ効果を安い経費でやれるのであれば、またそちらの方向も検討課題ではないかというふうに、今思っております。

そういった意味で、他市町の動向というのは、他市町がやらなければうちはやらないという意味では決してございません。ほかの町が動くことによって、うちが使いやすくなるのであれば、せっかくいただけるものであれば、くどいようですけれども費用対効果を考えて、使えるものは使ってまいりたいというふうに考えております。

また、婚活、団員さん、まだ独身の方が見えるのということにつきましては、非常にその方向でやっていただければ私は個人的にいいと思っております。ですが、ちょっと婚活は縦割りで申しわけございませんが、余りちょっと知識がございませんので、それについては担当のほうからお答えをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○企画部長（沼田治義君）

ただいま荒井議員のほうから、婚活事業はこの補助の対象にはならないだろうかという御質問だったと思いますが、愛知県が消防団の確保のための補助金ということで、私も要綱を実際に見ておりませんのでよくわかりませんが、実際に消防団員の方で未婚の方もたくさん見えます。それは事実でございますので、そういった婚活事業が補助の対象になるかどうかというのを、要綱等きちんと確認をして対応していきたいと思っています。

ただ、ちょっと今この時点で対象になるかどうかというのはわかりませんので、きちんと県のほうと調整をいたしまして、精査をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（荒井勝彦君）

先ほど、消防団応援の店、8月2日に美浜町商工会に依頼して12月1日現在まだ6件のみだということであります。

やはり、これは商工会にまるきりお願いしますよという形でいいんじゃないかという形にしか私のほうは見えないんですけれども、もっとやっぱりその都度、その都度、足を運んで、どうですかというふうにお願いをしないことには、やっぱりお店のほうとしてもメリットがないんじゃないのというふうに思われてしまうんじゃないかなと思います。これをひとつ一生懸命やっていただきたい。

それと、先ほどパネルで展示、お見せいたしましたけれども、この消防団募集中の自販機ですけれども、見にくいかもしれませんが、下の商品が出てくるすぐ上のところに、1年を通した半田市の消防団の活動がカラー写真で、何月にはこういうことをやっております、こういうことをやっておりますというふうにして、魅力ある、こういうPRの仕方をしております。そういう、もっと消防団入ってみたい、よし頑張ってみようという、そういう気持ちにしていく努力が、私はちょっと足りないんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（本多孝行君）

まず、消防団応援の店の件について、ちょっと御説明をしたいと思います。

昨年より、こういった、例えば常滑市なんか既にやっておりますので、そういうお話もありましたので、私ももしまでも平成27年の秋ごろから、ちょっといろいろ考えております。

その辺を踏まえまして、昨年の12月に美浜町の商工会さんに対しまして、町としてはこういうことをやっていきたいけれども御協力いただけますでしょうかということで御相談をしております。その際、商工会さんのほうから、一応、前向きなお答えをいただきまして、年が明けたことしの1月、商工会の会員さんに向けまして、こういった応援の制度をやりますけれども協力していただけますかといったようなアンケートを送付したところ、

15件のお店のほうから前向きな回答をいただいたというふうにお聞きしております。

その後、県のほうもこうやって事業は進んでまいるということですので、県の動きのほうも、うちも動きを合わせたいということもあります。なぜかという、町が行く、県が行くということは、やはり、それはお店の方にとっては言葉は悪いですけども、うっとうしいことになっても困りますので、どうせやるなら同一歩調でやりたいと考えておりましたので、この場はちょっと時間をとっております。

ことし、先ほど町長の答弁からもございましたように、県が7月になってから関係団体の大もとのところへ依頼、8月に各商工会ということで美浜町にも来ておるということであります。この辺を踏まえまして、商工会さんのほうも県の制度を前向きに受け取っていただいております、10月ごろですけども、県の制度と、制度の申し込みと、またあわせて美浜町のほうの独自のほうもあわせて各お店のほうへ送っていただいております。

この結果が、先ほど言いました、県のほうは6件いただいているわけでありまして、ちなみに、町のほうは9件、お送りしたところでいただいております。この9件というのは、先ほど言った15件の前向きなお店の方から9件の正式なお申し出をいただいております。

いただいた15件というのは、大変失礼な言い方ですけども、多少時間がたっても御協力いただけるところだというふうに理解しておりますので、15件いただけなかったところですね、仮に、商工会さんのほうが会員が35名見えるのであれば残り20件あるわけですから、その20件、この20は具体的じゃありませんけれども、そちらのほうへ、うちの担当が2名でチラシ等を持って、前、アンケートでは積極的な、前向きな回答はいただけなかったですけども、どうでしょうかというふうに個別に回っております。これは10月から11月にかけて回っております。その結果、1回目で前向きでなかったけれども、よく聞いたら、それなら御協力いたしますよというところが2件出てきております。その結果といたしましては、今、県が6件、町のほうが11件というふうに御協力いただけるお店が報告をいただいております。

そういった意味で、議員のほうから、もうちょっと積極的にということでお話がありましたが、一応、その辺を踏まえて何とか制度を普及したいという考えのもとに私どもも動いておりますので、その点はまず御協力いただきたいというふうに思います。

また、活動のPRをして、入ってみたいというふうに思わせるようなPR、それができれば本当にありがたいといえますか、それができれば一番いいんですけども、これが議員も十分わかりだと思ふ、なかなかこういう活動をやっているという文書をして、じゃ、消防団へというふうになれない、今、時代になってきたような気がします。やはり、そういう意思があっても半田、東海市、名古屋へ通勤しているような方は物理的に無理だと、そういったようなこともありますので、もちろん今後とも努力はしてまいりますけれども、その方策については、どんどんまた考えつつ、またいろんな意見を伺いつつ、できるものから進めていきたいというふう考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○2番（荒井勝彦君）

私、実は新聞報道されました常滑市の消防団応援の店制度、これが新聞に載ったときに、直接常滑市の、これは消防署のほうが管轄しておりますので、消防所のほうへ出向いて、いろんなことを伺ってまいりました。やはり最初は少なかったそうです。しかしながら、OBの団員の方、いろんな方が、それじゃ、俺も、俺も、俺もじゃ、協力しようという形でじわじわとふえていったそうです。

今、総務部長の御答弁の中にも一生懸命PRをしていただいているようですけれども、例えば、団員の皆さんにも一人一人が、何だ、こんな制度があるらしいけれども、おたくの店でもやってくれるのと、こんなふうに向

けていっていただけるようなふうに、PRの仕方ももうちょっと考えてみたらどうでしょうか。そういうふうにして、ただ職員の方が回るのではなく、もう少し幅の広い、団員の皆さんが、こんな制度があるんだったら、あなたのところの店もやってよと言われるようにしていくのが幅広いPR活動ではないでしょうか。そこら辺のところはどのように考えていますか。

○総務部長（本多孝行君）

今、議員がおっしゃったようなことは非常に有効だと思います。そういったような方法が逆に先ほど申し上げたように、こんな方法はどうかというような御意見をいただきたいということの一つになるのではないかと思います。

それにつきましては、団員にとっては、ここでそういうサービスが受けられたらいいなということがあるのであれば、また、店としてもそういう気持ちがあるのであれば、そこで先が広がってくるというふうに考えられます。

その点につきましては、機会を見つけて、また団長を初め幹部のほうと相談をしながら、団員のほうに広めていくということを決して反対するつもりはございませんので、そういったことも含めて、また広げていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○2番（荒井勝彦君）

よくわかりました。お店というふうな表現をいたしますと、どうも消防団イコール飲食店なんで、飲み代だというふうに考えがちでございますけれども、例えば、我々のような建築業界でもリフォームしたりするときには、団員の方々なら何%割引きましょうということもお話をしたこともありました。これから前向きに、本当に地域全体で消防団を支えていかなければ、本当に今、この時期に大規模な震災等が美浜町を襲ったときに対応ができなくなると思います。重ねて申し上げますけれども、本当に町民一丸となって、職員の皆さんもそうですし、団員おのおのからも、こうやって大事な消防団ですので、盛り上げていっていただきたいと思います。

以上で、私の質問終わりで結構でございます。ありがとうございました。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、荒井勝彦君の質問を終わります。荒井勝彦君は自席に戻ってください。

〔2番 荒井勝彦君 降席〕

○議長（森川元晴君）

ここで休憩といたします。再開を午後1時といたしますので、よろしくお願いいたします。

〔午前11時43分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（森川元晴君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 鈴木美代子君の質問を許可します。鈴木美代子君は質問をしてください。

〔8番 鈴木美代子君 登席〕

○8番（鈴木美代子君）

議長の許可がありましたので、あらかじめ議長に提出しました一般質問通告書に基づいて順次質問し、町当局の明快なる答弁を求めるものであります。

第1点目は、町民第2グラウンドの今後の計画についてお伺いします。

長年、町民がスポーツをする場として親しまれてきた町民第2グラウンドの現状は、草が生い茂り、入り口は鎖で閉鎖されていて、全く利用できない状況にあります。いつからこのような状況になっているのか、今後の運営方針について既に決定されているのか、お伺いします。

27年度4月から3月までの利用状況は2,614人の方が利用してみえます。28年度の方針を決める際、もう既に現在のような閉鎖をすると決めたのですか。それを町民に広報等でお知らせしたのですか。また、正式に決定されていないのであれば、町民が憩うスポーツの場として全面開放する意向の有無について伺います。

第2点目は、介護サービス利用者等の早朝におけるごみ出しについてお伺いします。

介護サービス利用者の早朝におけるごみ出しは困難で、依頼されるホームヘルパーさんも仕事は8時半からですので大変です。時間に間に合いません。このような状況を解決するために、武豊町などでは町内に何カ所かごみ出しステーションを設定して、収集日、収集時間に関係なく、いつでも出せる場所としています。そうすれば、ヘルパーさんたちだけでなく、仕事の都合で早朝のごみ出しが困難な住民も利用できると思いますが、実施に向けて検討する考えはありますか、ありませんか。

第3点目は、古布地区の県管理の河川大川のしゅんせつについてであります。

昨年度、大川の町管理の部分だけでもしゅんせつしたと聞いていますが、県管理の部分はなぜしゅんせつできなかったのですか。大川の川底には草木の根や土砂が堆積して、その厚みは20センチ以上にもなっています。大雨が降ると堆積物で流れが変わり、河川の堤防を侵食するおそれがあります。災害防止のためにも川底のしゅんせつが必要ではありませんか。特に、木の根っこの除去は不可欠です。県に対し強く要望すべきと思いますが、町の考え及び対応について伺います。

第4点目、合併処理浄化槽のアンケートについてお伺いします。

この質問は同僚議員も既によく似た質問をしておりますが、また違う観点で私は質問します。

1、公共下水道事業を美浜町は断念し、合併処理浄化槽を推進することになりました。合併処理浄化槽を推進するに当たり、美浜町の現状を把握するためにアンケートを実施したのでしょうか。

2、単独浄化槽やくみ取り便所から合併処理浄化槽に変更するのは何軒を想定し、補助率・補助金はどのくらいを計画していますか。

3、トイレ改修など宅内工事も含めると設置者の負担も大きいと思いますが、分割払いなど検討しませんか。分割払いができることになれば、工事をする方々も増加すると考えますが、いかがですか。

また、そうすれば、汚水処理率も増加し、改善していくと思いますが、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

以上で壇上での質問を終わります。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、鈴木美代子議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、御質問の2点目以降をお答えし、御質問の1点目につきましては教育部長より答弁を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、介護サービス利用者の早朝におけるごみ出しについての御質問についてでございますが、議員御指摘のとおり、介護サービス利用者において午前8時までのごみ出しが困難であることは十分理解をしております。しかし、現在のごみ集積所は、数十年来、区に管理をお願いしながら、各地区でのルールが確立しており、これを変更する予定は今のところございません。

また、収集日、収集時間に関係なく、いつでもごみを出せる場所の設置につきましても、各地区のルール、そ

して周辺にお住まいの方々の生活環境を考えますと、設置は困難であると言わざると得ません。ただ、ホームヘルパーさんたちのごみ出しの御苦労については認識しており、今後の検討課題と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、古布地区・大川のしゅんせつをの御質問についてでございますが、本年6月の定例会にも同様の御質問があり答弁をいたしましたとおり、愛知県は平成27年度に国道247号から柿ヶ坪橋まで河川断面の測量を実施し、その結果、河川断面が確保できていることから、しゅんせつの予定はないとのことであります。

また、美浜町の管理する区間においては、平成24年度、平成27年度に堆積土砂のしゅんせつを行いました。河川に自生した立木の伐採については県において実施されましたが、立木の根の撤去については、堤体及び河床に影響を及ぼすおそれから撤去しないとのことでした。河川の草刈り、立木の伐採など、毎年、県により実施されているところでありますが、大川だけでなく町内の2級河川について、川の流れに影響を及ぼすおそれがある場合、その都度、草刈り等を要望していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、合併浄化槽に関するアンケートについての御質問の1点目、アンケートの意図はについてでございますが、アンケートの内容は住民の生活排水処理の現状を把握するとともに、くみ取り式トイレ及び単独浄化槽から合併処理浄化槽への移行を進めるにはどのような施策が有効であるかなどの検討資料とするため実施したものでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の2点目、合併処理浄化槽への転換を何件想定しているか、また補助率・補助金額の計画はについてでございますが、今回のアンケートは、くみ取り式トイレ及び単独浄化槽などの世帯へ約4,500通送付いたしました。この約4,500世帯のうち、汚水処理人口普及率の約79%を達成するには、少なくとも約1,200世帯の転換が必要となり、目標としているところでございます。

なお、補助率・補助金額につきましては、今後の整備方法が決定した中で検討していきますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の3点目、設置者の負担について、分割払いを検討しているかについてでございますが、合併処理浄化槽整備を推進していく上で一つの課題であると認識しております。新年度予算で予定しております可能性調査業務の中で、調査研究をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

壇上での私の答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○教育部長（牧 守君）

次に、町民第2グラウンドの今後の計画はの御質問についてでございますが、この施設が設置されました昭和55年度以来、サッカーやソフトボールなどの大会会場として利用されており、町民大会や個人利用者も含めまして、議員もおっしゃられましたが、27年度には年間約80件、延べ2,600人の方々に御利用いただいております。

また、グラウンドの南側の一部、テニスコートがあったところにつきましては、平成8年度に総合公園にテニスコートがオープンしたことに伴いまして廃止いたしましたので、現在は利用しておりません。

議員の草が生い茂り、入り口は鎖で閉鎖されていて全く利用できない状況にあるとの御指摘でございますが、草刈り等の管理につきましては、旧テニスコート部分を含め、委託業者により年2回、職員によりまして年3回程度実施いたしております。特に町民大会などに合わせ、利用に支障のない時期を見計らって実施するとともに、必要に応じて随時、草刈りを行っているところでございます。

また、入り口の鎖につきましては、違法駐車防止及び利用者が快適に駐車できるよう確保する対策として行っており、利用者によりチェーンのあけ閉めをしていただくよう周知徹底をお願いさせていただいているところ

でございます。

今後の運営方針についてでございますが、本年度、第2グラウンドのフェンス設置工事費として160万円の予算をお認めいただいておりますが、その折にも御説明させていただいたとおり、総合公園隣地に計画中のグラウンドが完成するまでは、これまでどおり条例に基づき管理し、町民の方々に御利用いただく予定をいたしております。したがいまして、全面開放につきましては考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

答弁、以上でございます。

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○8番（鈴木美代子君）

1番の第2グラウンドについてですけれども、チェーンで閉めてあったんですね、私が見に行ったときも。これは、この質問をやろうとしたのは、住民からあの状態ではどうすることもできん、草を刈ってあげることもできんが、あれは何であんなチェーンで閉めてあるんだと聞かれて、私もはっと気がついたんです。それで、第2グラウンドに見に行きました。あれでは、もうまるで本当に閉め切ってあって、使っちゃいかんよと、入っちゃいかんよということだと思うんですけれども、あれはいつからあんな調子になったんでしょうか。それで、今、28年度でもあのチェーンをあけて利用した人があるんでしょうか。

○生涯学習課長（河村伸吉君）

チェーンなんですけれども、やっている理由なんですけれども、大会を行ったときに無断で駐車されている方が見えまして、大会の選手の方々がとめられない状況が以前ありました。それ以来、きちんと鍵をあけ閉めして、正規に利用される方に正しく使っていただくように、あのような状態にさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（鈴木美代子君）

いつからあんなふうにしたんですかと言ったんです。だから、この28年度から閉め切ったんですか、その前からも閉め切ってあるんですか。

○教育部長（牧 守君）

今、課長が申し上げましたように、利用者が駐車できないということで、これについてはもう既に、ここ数年の話じゃなくて、チェーンで閉め切ったというのはもう10年ぐらいたっているんじゃないですか。

〔「うそ。10年もなっていない」と呼ぶ者あり〕

○教育部長（牧 守君）

いや、もともと勝手に置かれて使えないというような状況がありまして、ここ数年じゃないと思いますよ。もう相当、日にちというのか、年月たっていると思いますけれども、当然、利用の仕方については使用者のほうにも徹底しておりますし、そういった形で利用していただいているというのが今の現状です。

○8番（鈴木美代子君）

ああいうふうに関め切ったについては、周りの住民にも説明をしたんですか。それとも広報で、こういうふうだからチェーンで閉め切っていますけれども、云々とあるんですか。

それともう一点は、28年度に入っては、どの程度の利用者があるんですか。

○生涯学習課長（河村伸吉君）

利用者の方には十分説明させていただいております。

それから、28年度の利用状況なんですけれども、例年どおりの利用をしていただいております。大会がソフトボ

ールとサッカーを例年どおりの予定で春と秋に行っておりますので、利用者はそのまま、減っているようなことはありません。

以上です。

○8番（鈴木美代子君）

そしたら、28年4月から28年11月まで何人ぐらいの利用があったんですか。利用者。数。

○議長（森川元晴君）

答えられますか。

○生涯学習課長（河村伸吉君）

グラウンドのスポーツについては、やっぱり季節がありまして、春と秋が中心です。ですので、昨年2,600人ありましたので、もうことしについては2,000人を超えているというふうに考えています。

○8番（鈴木美代子君）

きちんと数でとってあるんですか。昨年については、27年度については、細かい数字まで出ているんですけれども、利用者の数は、28年度はやはり住民から言ってきたように、住民からあれでは使えない。見に行きました、私も。確かに草がいっぱい、草を刈ることもあの状況じゃできんということで、住民が心配に思うように、やっぱりあれを使おうと思って使えないという、そういうことがあると思うんですよね。だから、何人ぐらい使ったのかということが、2,000人ぐらいと言われてもそれは信用できませんね、本当に。きちんと数を数えているわけじゃないんですか。

○教育部長（牧 守君）

利用者につきましては、今、課長も申し上げましたけれども、約2,000人ぐらいということで御理解いただきたいと思います。現実に利用者数については、生涯学習のスポーツ担当のほうで毎月、月々何人利用があったかということで把握のほうはいたしておりますけれども、今、手元のほうにその資料がございませんので、何人ということとは正確には申し上げることができませんので、御理解いただきたいと思います。

それから、使用される方が草ぼうぼうで、あれじゃ使えないじゃないかという話ですけれども、当然、御使用の申請があれば使えるような状態で対応させていただくということで、せんだってもしった御指摘がありましたので、鈴木美代子さんの御質問をいただく前に、そういったお話がありましたので、生涯学習課長がみずから出向いて担当の者之行って、グラウンドのほうの草刈りをさせていただいたところでございます。当然、我々はお金を取って利用していただくということでございますので、当然、使っていただく場合についてはそれなりの手当てというのか、草刈りのほうもちゃんとやらせていただきたいと、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○8番（鈴木美代子君）

私たち議員は、住民からの要請があつて一般質問します。今回の場合も住民から、鈴木さん、あれではどうしようもないなと、もう使わんでもいいということかと、使っちゃいけないということかというふうに言われて、私も実は久しぶりに第2グラウンドへ行きました。入り口はチェーンで閉め切つてあるし、草は生えているものだから、私がこの質問を出すときには草は生えていました。見に行きました。それから草は刈つたようだけれども、でも、やっぱり町民がいつでも使えるように、もちろんお金を取って、無料開放できないのならお金を取るわけですから、お金を取って今までどおり使ってもらうには、もう少し、もう少しちゃんと町民グラウンドのような体をなすべきではないんですか。私は本当にそう思つて、ちょっとがっかりしましたけれども、いかがですか。

○教育部長（牧 守君）

議員おっしゃられること、ごもっともだと思います。いつも完全に使えるような状態でおるとというのが本来なのかかもしれませんけれども、第2グラウンドについては、先ほども申し上げましたように、ソフトボールとサッカー、特に春と秋の大会をメインに御利用いただいているということで、ちょうどその閑散期というのか、冬場になりますと閑散期になりますので、そこまで手が入れられない。常に使えるような状態ではないのかかもしれませんけれども、先ほど言いましたように、使われる場合については我々のほうで手を入れて使えるような状態にいたしますので、そのように御理解ください。

○8番（鈴木美代子君）

これで終わりますけれども、実は私が質問をしようとしたのは、ソフトでもサッカーでもなくて、グラウンドゴルフで利用しているお年寄りからなんですね、実は。子供たちだけでなく、本当に身近に使いやすいあのグラウンドを大事にしているお年寄りが何人もいるものですから、あのまま本当に管理を全然しないような状態でおると私はいかんと。お年寄りからもう使えないんじゃないかなというふうに言われるような状況ではいかんと。第1グラウンドのほうまで行けないお年寄りもいるものですから、その辺できちっと町民グラウンドらしくしてほしいなと思っています。これで終わります。

2番目に移ります。

介護利用者のごみ出しですけれども、今、検討しますというような話もありましたが、本当にひとり暮らしのお年寄りや体がちょっと足が悪いお年寄りなんかは、本当にごみ出しが大変不便なんです。ヘルパーさんはもちろん8時半ぐらいからしかやらないものだから、8時からというのは本当に、8時までですかね、厳しい状況ですよね。お年寄りばかりじゃなくて、早朝に出ていく仕事がある人、そういう人も今の状況ではちょっと難しいというのがあるものですから、私は集積所をもっと本当に立派なというか、そんなじゃなくて、誰でも出せるような場所に集積所を設置したらどうでしょうか。本当に困っているんですよ。そこにきちっと施錠できるようにして、例えば1日前ぐらいからそこへごみを出してもいいですよというようなルールで、きちんとしたらどうでしょうか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

鈴木議員の御質問でございますけれども、そういった御苦勞されておみえになる方がいるということは確かかなんだろうと思います。ただ、町内に今126カ所のごみ集積所がございます。これにつきましては、どこの地区も、ごみの集積所のすぐ近くにお住まいの方にとっては、決して気持ちのいいものではございません。ただ、その中で、各地区で何とか区長さんを中心に御理解をいただきながら今の126カ所という箇所を設けられて現在に至っております。確かにいつでもごみが出せるというのは便利なことには間違いありませんけれども、周辺住民の皆様のご生活環境だとかそういったことを考えますと、なかなかすぐに私どもとしても、はい、いいですよとは言えないということは御理解をいただきたいと思います。

○8番（鈴木美代子君）

確かにすぐ隣に集積所があると不愉快な思いもすることもあるかもしれません。でも、最近では集積所もきれいになって、古布のことをいいますと、私のすぐ近くでもほとんどそういう、出す時間がないときはあそこはがらがらになっています。前日の夜遅くか朝早くに出しておるものですから、ですから私は近所の方がそんなに迷惑するとか、そういうことはないと思うんですよ。だから、本当に1カ所か2カ所、お年寄りでもヘルパーさんでも出せるようなそういう状況に1カ所か2カ所できないかなと思うんですけれども、ぜひ検討しなければ、これから検討しなければならないんじゃないですか、これは。できません、できませんじゃ済みませんね。やっぱりどんどん、今、高齢化率が3割、4割となってくるときに、お年寄りがお年寄りを介護している状況の中で、

これではどうすることもできないんですよ。本当にせめてごみぐらいはそういった時間が自由な時間に出せるといいなとは思っていますが、私は本当に口だけの検討課題じゃなくて、今後本当にこれはやっていかなければならない検討課題だと思うんですが、いかがですか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

鈴木議員御指摘のことはよくわかります。ただ、ごみ集積所の周辺にお住まいの方は、さほど御苦勞されていないんじゃないかというような今、御発言があったかと思いますが、それはちょっと御認識が違うんじゃないのかなというふうに言わざるを得ません。決して皆さん、集積所が近くにあることで困っていないということはないというふうに私どもは考えております。

ただ、一方で、高齢化が進んできた、お年寄りがお年寄りを介護しているというようなことについては十分認識をしております。以前の全員協議会等でも町の家庭系の収集ごみの減量化計画、そういったものも御説明をしたわけでございますけれども、やはりそういった中で、もちろん議員からは検討、検討じゃだめだということでお叱りをいただくかもわかりませんけれども、そういう中で私どもとしてはごみ出しのルール、それから分別等々についても検討してまいりたいというふうに考えております。御理解を頂戴したいと思います。

○8番（鈴木美代子君）

確かに苦勞はないとは言いません、私、すぐそばに例えば集積所があっても。夏なんかはにおうかもしれません。でも、できるだけ周辺の人がルールを守れば、ごみがいつまでも出した状態だにおいますけれども、短時間なら私はそんなに、みんながお互いさまなものですから、におわないと思うんですけれども。

ただ、私はこのまま放置するわけにはいかないんです。本当に高齢化率がふえてくる中で、お年寄りのごみを何とかしないといけないというのは本当に切実だと思うんです。私はヘルパーさんの仕事の中に、ごみ出しがきちんとできる時間があって、それが早朝か、それが夜遅くですけれども、ごみ出しについてきちんとヘルパーさんの仕事として、自分の時間内にこの仕事をやりましたということを登録するというのか、できないでしょうか。実は、何時何分にごみ出しをしましたということが、勤務時間内じゃなくて勤務時間外でもやりましたということが登録できれば、その人たちの仕事になると思うんですが、できないですか、それは。厚生関係の部長さん、だめですか。

○厚生部長（坂本順一君）

今のお話ですと、それがヘルパーさんなのか一般の人なのかというごみの区別というのは、なかなか難しいと思います。ですから、それを許したことによって、ほかのごみが寄ってくると、そういったことも当然考えられると思います。ですから、現段階ではやはり先ほど経済環境部長のほうからお話があったように、いろんな意味も含めて考えていかなければいけないのではないかなというふうに思います。

以上です。

○8番（鈴木美代子君）

どっちもどっち、そういうこと言うんですけれども、もう待ったなしの状態なんです。これから考えていくという問題ではないんですよ、これは、ごみ出しの問題は。これから本当にお年寄りがふえていく中で、お年寄りが自分で乳母車に載せて早朝持ってくるような、そういう状況はもうないんです。本当に老老介護の状況も結構あるし、もっと厳しい状況があるんです。ですから、厚生部では経済環境のほうに何とか考えてほしいと、両方が言っておっちゃだめなんですよ。きちんと両方で考えて、結論を早急に出さないともうだめだと思うんですよ、これは。どうですか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

決してお互いに責任をなすりつけ合うということではございません。これについては、私ども経済環境部局だけの話だけでなく、また福祉だけの問題でもございません。町全体の話として受けとめねばならないというふうに考えております。人間が生きていく以上、あるいは経済活動をしていく以上、ごみとか排せつ物等々は必ず出ます。ですからこそ、非常に難しい問題というふうに言わざるを得ません。ですから、これはもう避けては通れないことでございますので、今、議員から御指摘をいただきましたように、縦割りではなく町の全体の問題として、これは取り組んでいかなければならないというふうに承知しております。

○ 8 番（鈴木美代子君）

今、部長さんが言ったように、美浜町をきれいにしていくには、美浜町のみんなの心も納得できるような形で、きちんとそれは検討していく問題だと思うんですよ。そうじゃないですか、町長さん。私は本当にごみ出しについては、単なるごみ出しなんですけれども、ただのごみ出しなんですけれども、たかがごみ出しと言われないうに本当に大切な問題だと思うんです、これは。私はきっちりみんなで話し合っ、て、早急に、早急に結論を出して、本当に何とかごみが出せるように対策をぜひとってほしいと思います。

大川の問題です。

大川は、私は本当に議員になって何度も何度も草刈りやらしゅんせつやらを質問しました。なかなか思うようにいきませんが、県のほうが確かにすごい木が生い茂っておったのをカットしてもらいました。それはよかったと思います。ただ、カットしただけではだめなんです。根っこがあるんです、はい。その根っこをしゅんせつ、もしくはやっぱり根っこを取るように何かそれをやらないと私はだめだと思うんですけれども、このままではまた土砂が堆積して、見ていると例えば集中豪雨が来たときには、本当にぎりぎりまで水が来たりして怖い状況があるものですから、その辺はどう思いますか。

○ 建設部長（斎藤 功君）

大川の御質問でございます。

以前からも何度もいただいております。洪水、そういった関係でございますが、先ほど町長が答弁したとおりでございます。昨年度、県のほうで測量もしていただいております。そこで、計画高が確保されておるといふ県の判断で、しゅんせつまでは至らないと。

また、樹木の根の除去でございます。これにつきましても、伐根、そこまですると川底、河床とか堤体、これに影響があるということで、実際、管内の市町村——大規模改修以外でございますけれども——では、どこも行っていないというふうに県からは聞いております。

また、県のほうも大川に関しましては、昨年度、河川整備基本方針というのを定めていただきました。今後、整備、大規模改修等行う場合には、この基本方針に基づきまして整備計画を策定、その後、工事、整備等に着手するというふうに伺っております。県も26、27年度と2カ年に分けて木の伐採、樹木の伐採、河堤の草刈りも実施しております。町におきましても24年度、27年度、町管理の部分でしゅんせつも行っております。できれば来年度も一部その上流を町の管理部分においてもしゅんせつをしたいというふうに現段階では考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 8 番（鈴木美代子君）

県はそう言いますが、はかったから大丈夫だと言うけれども、そういう集中豪雨だとか災害は物差しではかったようにはいかないですよ。本当に大災害が起きてびっくりすることがよそではあるものですから、美浜町、知多地域でもいつ何どき災害が起きるかもわからないんです。だから、物差しではかったから、ここはしゅんせつは大丈夫だというわけにはいかないと思うんですけれども、ぜひ県に対して、やっぱりしゅんせつは大事

なものだからしてもらうように物を言ってもらえますか。

○建設部長（斎藤 功君）

もちろん、例えば部分的な改修、修繕、そういったものについてはもちろん要望はさせていただきます。ただ、しゅんせつとなりますと、やはり相当な準備も必要になってきます。河川全体の測量。今現在、町内では2級河川が7カ所ございます。今順次、五宝川のほうから県のほうで整備もしていただいております。ですので、緊急性のある河川のほうからの整備というふうで御理解いただきたいと思います。

○8番（鈴木美代子君）

私は地元だからというわけではなくて、よそで見ても大川ぐらいちょっと草がいっぱいで汚い川はないなと。よく見るんです、残念ながら。一度、周りの川なんかも見て歩いてください。大川は草がいっぱい生えていて、なかなか思うようなきれいな川にはならないなと思います。ぜひ日ごろから大川の様子を見て、これはやっぱりいかんかなと思ったら、ぜひ県に要望してください。よろしくお願いします。

最後になりました。合併浄化槽の話ですけれども、汚水の処理率ですか、これを79%達成するには1,200戸の合併浄化槽に単独浄化槽から、くみ取り便所から合併浄化槽にするには1,200戸しないけないということなんですけれども、その計画はどうですか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

この件に関しましては、午前中に横田貴次議員への御答弁でも申し上げましたとおりでございますけれども、平成13年から新築の家屋については合併浄化槽が義務づけられております。ですので、私どもの最大の課題は、単独浄化槽あるいはくみ取りからいかに合併処理浄化槽へ移行していただくかでございます。4,500世帯のうちの1,200世帯、決して簡単な数字ではございません。いかに動機づけをしていくかということでございまして、町長の答弁にもありましたように、今後、実は今回のアンケートでは各御家庭の実態を把握したいということのほかにも、もう一点、どういう施策があれば、端的に申し上げれば、補助率であれば移行が早くなるのだろうか、進むのだろうかということも把握をしたいというふうに思っております。これにつきましては、来年度、まだもちろん予算案もできておりませんが、可能性調査という業務をぜひやっていきたいというふうに考えております。その中で、いろんな課題について調査研究をし、方針を決めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（鈴木美代子君）

汚水処理率ですかね、それを上げるだけじゃなくて、やっぱりまだにくみ取りの人がいる、くみ取り便所で厳しい暮らしをしている人がいるわけですよね。くみ取り便所だとか、うちなんかもそうだけれども単独浄化槽、そういうのはやっぱりなかなか厳しくて、早く合併に直したいんだけどお金がないという人もいっぱいいるんですよね。私は、先ほど同僚議員も話があったと思うんですけれども、分割でやれないかと。分割でやれば、そういう処理率も上がってくると思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

これについても、今、議員おっしゃられたように、午前の横田貴次議員への御答弁でも申し上げました分割、あるいは山形県酒田市さんのように5年間のいわゆる無利息のローンでというんですか、さまざまな方策があるかと思います。これはやはり議員おっしゃるように、合併処理浄化槽への転換をいかに動機づけをするかということの一つにもなろうかというふうに考えておりますので、先ほども申し上げましたように、来年度の可能性調査の中でこういうこともあわせて考えてまいりたいというふうに思っております。

○8番（鈴木美代子君）

来年度、合併浄化槽を何件くらい想定して、補助金はどのくらいまで出したいと思っていますか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

これは、まだ、もちろん来年度、1軒でも多くの御家庭に移行していただきたいということは当然でございますけれども、来年度何件くらいというものについても、この1,200世帯を目標に全力を尽くすということに尽きるかと思います。

それから、補助率とか補助金額等について今、御質問ございましたが、これにつきましては、全くまだ来年度の中で方針も決めてまいりたいと。と申しますのは、やはり全体的な事業のスキームというんでしょうか、そういったものを決めた中で、やはりどのぐらいの補助率がいいのかとか、補助する方法ですとか、それから議員がおっしゃったようないわゆる分割だとかローンだとか、そういうさまざまなことを勘案しながら決めてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○8番（鈴木美代子君）

ローンですけれども、分割ですけれども、山形県酒田市ですか、そのように無利子で5年間ローンでやれそうですか、それ。美浜はどうですか。担当としてはどうですか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

これにつきましては、また財政担当ともよく相談もしていかななくてはいけません。ただ、美浜町として合併処理浄化槽で污水处理はやっていこうという方針は決定しておりますものですから、そこに少しでも資するようなものにしていきたいと思っております。担当としてどうかという御質問なものですから、担当としてはいろいろなバリエーションというんでしょうか、さまざまな施策で少しでも移行が進むような方策をとってまいりたいというふうには考えております。

○8番（鈴木美代子君）

最後に一言。合併処理浄化槽にするには、どのうちでも、くどいようですがお金がかかります。本当に大変です。それこそ、そういうことでなかなかできない人がいっぱいいると思います。だから、その人たちもそれならうちでもできるかというような、ぜひ方法を考えて、町民が1軒でも早く合併槽にかえられるように、ぜひ努力してください。よろしくお願いします。

○議長（森川元晴君）

答弁要りますか。

○8番（鈴木美代子君）

はい。

○経済環境部長（竹内康雄君）

ただいまの御提言をしっかりと胸におさめまして、来年度の業務に邁進をしてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（森川元晴君）

よろしいですか。

○8番（鈴木美代子君）

はい。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、鈴木美代子君の質問を終わります。鈴木君は自席に戻ってください。

〔8番 鈴木美代子君 降席〕

○議長（森川元晴君）

次に、7番 山本辰見君の質問を許可します。山本辰見君は質問をしてください。

〔7番 山本辰見君 登席〕

○7番（山本辰見君）

こんにちは。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、あらかじめ提出させていただきました一般質問通告書に基づき、順次質問させていただきます。

きょうは、美浜町の中長期財政計画、この問題1本に絞って、もちろん関連して大きな事業等の中身も指摘していきたいと思いますけれども、そういう形で質問させていただきます。

神谷町長は、昨年の町長選挙に当たって、いわゆる大きな柱として町の財政問題を心配し、孫子の代まで借金を残すことになるという以前の町長の公共下水道事業、これは思い切って中止するんだ、あるいはグランド拡張事業についても大胆な見直しをして経費を削減したい、都市計画税についても町民負担軽減を前提とした見直しを訴えられて、新しく町長になりました。もちろん、そのほかの美浜の里構想とか幾つかの公約もあったわけですが、とりわけ財政問題について大きく主張して、これが私たちも公共下水道事業については本当に問題というか心配があるなということの町民の意見を受けて、率直にこの課題については町長を応援した立場でございました。

ところが、本年度の事業の展開を見てみますと、去年は前の町長の予算だと思いますけれども、ことは神谷町長の予算。事業展開を見てみますと、選挙公約とはかけ離れた事業が出されて、財政的な状況、本当に心配しているところでございます。

そこで、下記の点について具体的に質問しますので、明快なる答弁を求めるものであります。

1点目は、美浜町の今後のまちづくりに当たって、この先、いわゆる10年あるいは15年ぐらい先を見通した中長期の財政計画はどう準備しているのでしょうか。とりわけ町税の見通しはどんなぐあいでしょうか。どういう試算をしてみえるのか。あるいは、町税にもかかわってくるわけですが、地価の下落がどんどん続いているわけですが、固定資産税・都市計画税の見通しについてはどうなのか。あるいはまた、自前の財源の乏しい美浜町にとって、貴重な財源となります国からの交付金、消費税等の還付金も含めて、あるいは支出金の見通しはどのように試算されているのでしょうか。

2点目は、こういう立場から見たときに、町の公共施設、具体的には役場の庁舎、8校ある小・中学校の本校舎、あるいは同僚議員のほうも質問ありました大きな設備としてプール設備なんかもあると思いますけれども、学校関係の主要な施設、あるいは6カ所の保育所の施設、新しいところもあります、まだ古いところもあります。あるいは、各地区の公民館や給食センター等の改修、あるいは建てかえなどについて、また橋梁の補強工事などにも代表されるような全体としてのインフラ整備の更新、本当に大変な事業だと思いますけれども、どのような計画、いわゆる財政的な裏づけも含めた計画はどう準備されているのでしょうか。

3点目は、私は一つ一つ、例えば役場をどうするんだとか学校をどうするんだとか一つ一つ聞いていくつもりはありませんけれども、それぞれの事業展開に当たっては当然古い施設、同僚議員の質問にもありましたように、河和中学校のプールですと47年たつ。建物については、やっぱり古い施設は40年、50年たっていると思いますけれども、その更新には、事業によっては相当の期間の準備の期間をもって、積立金なども必要だと思いますけれども、その辺はどういうふうに検討されているのでしょうか。

それから、この問題を実はただ単に長期を見るということだけでなく、私はどうしてもひっかかってくる

のが、今、私たちに示されている総合公園グランド拡張事業並びに知多奥田駅東部開発計画、いわゆる運動競技場の新設などを含めたこの事業2つだけでも都市計画税の財源見通しが本当に緊迫しているところでございます。後でまた細かく質問しますけれども、この事業2つだけで見ても、ほかの事業を展開するに当たって相当な影響を与えて事業が絞られてくるのではないかという心配をしているところでございます。ほかの事業にどういう影響を与えるのか、お尋ねするところです。

5点目は、町長が今、選挙公約も含めて、あるいは次の展開として考えている、検討課題に上げている美浜の里構想、旧市街地の再編整備計画、それから野間駅前開発計画、あるいは細かく分析はできていませんけれども、第5次美浜町総合計画の中にある今後展開するであろう事業についての財政の見通しは、一番最初に指摘した長期計画の中にどういう形で準備されているのか、お尋ねします。

以上で壇上での質問を終わります。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、山本辰見議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、美浜町中長期財政計画についての御質問の1点目、10年から15年先を見通した中長期の財政計画をどのように準備しているかについてでございますが、本町の主要な事業は第5次美浜町総合計画に基づき、総合的かつ計画的に進めているところであります。これら主要な事業を円滑に実施するには、必ず財源が必要となりますが、主な財源となる町税について申し上げますと、企業の業績に左右される法人町民税、人口減少と高齢化に伴う生産労働人口の減少による個人町民税の減収及び当地域における地価の下落傾向による固定資産税・都市計画税の減収等、縮小傾向が継続することは確実であると考えられます。

また、地方交付税等依存財源につきましては、国・県の財政状況に左右されることなどを踏まえて、本町では長期にわたる財政計画は定めておりませんが、長期財政計画にかえて総合計画を達成するための進捗管理計画により管理をするとともに、短期的に3カ年の実施計画により財政に関しての計画を立てているところでございます。

次に、御質問の2点目、公共施設の更新事業をどのように計画・準備しているかと、御質問の3点目、それぞれの事業に対する財政的裏づけは、また積立金が必要ではについてでございますが、関連がございますのであわせてお答えをいたします。

本町の公共施設における改修及び更新等に関しては、現在、公共施設等総合管理計画を策定中でございます。この計画は、国が推進するインフラ長寿命化基本計画に基づいたものであり、今後、人口減少等により公共施設の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設の状況を把握し、長期的な視点をもって老朽化に対応するための計画でございます。

公共施設の多くは昭和40年代から50年代にかけて建設された施設であり、今後、一斉に耐用年数が到来いたしますので、維持管理に係る経費は莫大な金額になると想像が付きまします。本町では、これら公共施設等老朽化対策並びに少子化に伴う保育所及び小・中学校の今後のあり方が重要な課題であると捉え、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図りたいと考えております。

なお、全ての事業を各年度の一般財源のみで実施することは困難であり、国・県の補助金及び起債の活用はもとより、公共施設整備基金及び学校教育施設整備基金に継続して積み立てができる財政状況を確保することにより、公共施設を安全・安心して利用できるよう整備したいと考えております。

本年度においても、地方創生拠点整備交付金事業における多世代交流施設整備事業として、公民館等のインフ

ラ整備を国からの交付金を利用し整備する補正予算を上程したところでございます。このように、有利な国の補助制度等を活用し、インフラ整備における財政負担の軽減を図り、安定した財政運営に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の4点目、総合公園グランド拡張事業、知多奥田駅東部開発計画がその他の事業に与える財政的影響はと、御質問の5点目、町長が掲げる美浜の里構想、旧市街地再編計画、野間駅前開発計画などの今後の事業に対する財政見通しはについてでございますが、関連がございますので、あわせてお答えをいたします。

現在、実施に向けて動き始めた事業に加え、内容等を検討中の事業がございますが、これらの事業の推進に当たり共通して言えることは、地元地権者の合意と地域の御理解と御協力が一番大切であり、その上で優先順位をつけ、進めることとなります。総合公園グランド拡張事業及び知多奥田駅東部開発事業には、都市計画税を投入する予定ではありますが、その額は他の都市計画事業の推進に多大な影響を及ぼすことのないように進めてまいりたいと考えております。そのためには、補助金制度の活用も当然考えているところでございます。

また、全ての事業において言えることですが、財源には限りがあることから、その限られた財源の中、取捨選択はもちろん国・県による補助制度の調査研究を行い、安定した財政運営に努めることは私どもが守るべき姿勢であると考えております。その上で、今後の事業展開を考えてまいりますので、よろしくお願いいたします。

壇上での答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○7番（山本辰見君）

私は、今回の質問の準備をするに当たり、財政のほうの担当部局の方と問い合わせというか打ち合わせをさせていただいたところですが、今、町長から答弁があったように、10年も先のことは考えられないと。率直に言って、3年間ごとのローリング、いわゆる実施計画に基づいたことし、来年、再来年の予算の裏づけはできるけれども、計画の予算は出せるけれども、長期のビジョンは立てられないと言われました。

ところが、もちろん一つ一つの事業、確定していない事業もありますからそういうことは言えると思うんですけれども、先ほど国のほうの状況もわからん、町税についてもどちらかというとマイナス傾向だというときに、国の予算あるいは交付金等が例えば毎年1%下がる方向で見ているのか、上がる方向で見るか。数字としては非常に厳しいものがあると思いますけれども、それらの問題をきちっとやっぱり、一方で歳入のほうも置きながら歳出については細かい事業はないかもしれません。だけど、例えば性質別に見たとき、人件費の問題はどうなのか、職員の給料はどうなっていくのか、あるいは物件費がどうなっていくのか、普通建設事業費用にどの程度のお金がつぎ込めるのかとか、そういう計画がずっと横にあって初めて、この計画は出したいけれども非常に厳しいとか、これはそういうことであっても絶対やらないかん事業だとか幾つかあると思うんですけれども、そういう面では、先の事業を検討するについても当然中長期の計画が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（本多孝行君）

今、議員がおっしゃいましたように、先の事業を展開するために計画が必要だということはもちろんわかっております。また、議員が言われましたように、10年先の状況というのは非常に難しいので、そこまで具体的なものはできないというのは、これ事実であります。

ですが、先がわからないからといって、今やるべきと判断したものを、もちろんその段階の財政的な状況がございますので全てではありませんけれども、その中から先ほど町長も答弁いたしましたように取捨選択、あるい

は時期をずらす、そういったような方法が必要であるというものは進めていくという考えであります。私どももそのような考えに基づきまして、もちろん10年先のことまでは確実なことは言えませんが、国費等につきましても、いわゆる地方交付税というものは算式でおおむねのことは計算できますので、そういったものをもとに計画的に進めてまいりたいと考えておりますし、現在もそのように進めておるというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○7番（山本辰見君）

私は、当然、今、担当している方々、あと一、二年、職から離れていく、次の代にかわっていくわけですが、今現在、仕事している職員の方たちも含めて、それから次の代を担う職員の人たちが、例えば率直に言って、今、課長さんまでお座りですけれども、係長さんクラスの人たちが次の事業を展開するときに、そういえばあの部長、町長、副町長がこういう事業をやりたいと思っていたけれども、裏づけ的にはどうなのかということも含めた次の世代の職員にとっても本当に必要だと思うわけです。私、一つ一つの事業で、これは5年後にやらないかとか10年後になるとか、そこまで詰めた話じゃなくて、先ほど指摘しましたけれども、例えば町民税についてはマイナス傾向だと。今こういう数字で毎年1%、2%下がるとしたら10年先にはそれがこのぐらいの数字になるということがあろうと思いますし、それから、今たまたまこの二、三年、本当にことし、去年、その前から国のほうの選挙に合わせたような形の臨時の地方へ出す、地方創生も含めて、思った以上の国から支出金があって、いろんな事業が展開できていると思うんですけれども、私は本来の姿じゃないなと思っているんです。それは、その原資はほとんどいわゆる借金で膨らんだやつをどうぞ使ってください、来たから使わなということ言うつもりはありませんけれども、そういう面ではこのまま国のほうのいろんな形の補助金がたくさん出るんだということは、まず考えられない、国の借金のことを思うと。そういうことでは歳入についてのほうも、今、28年ですから29年、35年、40年、45年のときはどうなのかというのを絵を描いておかにやいかんと思います。

ところが、先ほどの総合公園グランド拡張事業、奥田については、前に資料をもらっておりますけれども、平成42年までこのくらいかかる。率直に指摘しますけれども、都市計画税の収入が今1億8,000万円のところが、もうすぐ1億6,000万円、1億5,000万円になる中で、9,000万円ずつ負担をして借り入れの返済に充てる。この金額というのは、実は前の山下町長が先ほど壇上で指摘した公共下水のときには2億円ある都市計画税のうちの1億円を使って事業は十分展開できると。そのときでも半分でした。もちろん2年、3年たっていますから数字は変わってきているわけですが、ところが今度の9,000万円ずつ負担していきたいというのは、半分どころか56、60%をちょっと切るぐらいの分になってくるんです。1億4,000万円のうちの9,000万円ということになりますと。

一方で、そういう大きな需要が見えておりながら、例えば私が先ほど指摘した、それから同僚議員からもあった学校のプールなんかをどうするんだと、直すのか、あるいは統廃合によって新しくつくるのかといったときに、私が議員になってからやっと事業が展開されましたけれども、河和中学校の柔剣道場を更新するのは、年数も多分積み立ても相当の期間があつて準備して、その工事ができたと思っているんです。いろいろ要望があつたけれども、すごい時間がかかったということと、先ほど指摘しました公共施設の準備、もう一回確認しますが、公共施設総合管理計画、どういう形のものが出てきて、期間、今年度になるのか来年度になるのかわかりませんが、ちょっとその辺のことをもう少し説明をお願いします。

○総務部長（本多孝行君）

議員が今いろいろおっしゃいましたので、どこからお答えしようかということもありますが、最後に言われた総合管理計画、どういうことをやるのかということをもっとお答えをしたいと思います。

基本的には、おっしゃいましたように、昭和40年、50年代、大量にいわゆる公共施設というものをつくってまわっております。こちらにつきましては、例えば鉄筋コンクリートであれば60年という耐用年数が言われております。ですが、適切に手を入れることによって、その施設は延長して使うことは可能であります。そのためには、やはり今、その建物が一体いつ、どのような構造でつくって、どれだけの年数がたって、今までどれだけ大きな手を入れているか。それを考えると、おおむね何年ぐらいまで使えるであろう、逆に、いつごろもう一回手を入れたら、もっと先に延びるであろう、あるいは今の状態からすると、あと何年が限度であろう、そういったような物理的なものをまずはじく必要があるかと考えております。

もちろん町長の施策によりまして、これは新たに作る、統廃合する、増設する、いろんなものがあるかと思いますが、財政状況を考えますと、昔のようにどんどん新しいものをつくれるものではないと。かといって、需要があるのではどうする。だったら、あるものを適切に管理して、それを有効に活用しようという流れになるかと思えます。そういった面の一番基本的な資料ということ、物理的にどうかということを踏まえて調査をするものが今回の計画でございます。

ですので、この計画の中で、例えば10年後にここを廃止して、こういうふうに下さいよとかいったものではございません。物理的に今までの状況を踏まえて、この先こういうふうにやっていけば使えるであろう、そういったような物理面というように考えておりますので、そのように御理解いただければと思っております。

○7番（山本辰見君）

私は壇上で幾つか指摘しました。学校だとか保育所だとか公民館とか。そういう面では、どういうのがリストに載っているんでしょうか。

○総務部長（本多孝行君）

いわゆる公共施設と言われるものにつきましては、学校、保育所、公民館等についても一通り載せて調べることとなっております。保育所だから云々、学校だからというのではなくて、あくまでも美浜町の設置管理しておる公共施設というものは全体的に見るということで御理解いただきたいと思えます。

○7番（山本辰見君）

それから、もう一点指摘したと思うんですけども、いわゆるインフラ設備、例えば町道にかかっている町管理の橋だとか、あるいは水道施設の大きい水槽のタンク、地下のほうはそんなに傷むわけじゃないと思うんですけども、河和と上野間にある施設、ああいうのも含まれるんでしょうか。

○総務部長（本多孝行君）

道路、橋梁も立派な公共施設でありますし、水道関係、ああいったタンクとかいったもの、全ていわゆる公共施設として適切に管理する必要がございますので、この計画には載ってまいります。

○7番（山本辰見君）

先ほど町長の答弁では、総合公園から奥田駅東部、結構な金額という、先ほど示しましたように、これまでも債券のあれが毎年9,000万円ぐらいずつ出すということでしたけれども、ほかの事業へは影響のないようにしていきたい、もちろんそのとおりです。ところが、そう考えたときに、総合公園から知多奥田も含めて基本的には都市計画税とあとは国・県からの補助金・支出金を頼っておるわけですけども、全体の事業費の半分はやっぱり町で、都市計画税も含めてということになると思えますけれども、先ほど指摘したように、ほかの事業では都市計画税だけじゃない一般会計からも負担せいかん事業もあるわけですけども、当時のときの、先ほど去年の選挙のときに指摘した2億円の1億円、半分使ってということを指摘しながら、なぜこの新しい事業は出てきたんですかといったら、いやこれは第5次総合計画の中に入っているから決して新しいやつじゃないということ

でしたけれども、昨年の選挙のとき、私たちは奥田の駅前がああいう大きな事業、実は27億円かかるような大きな事業がぱっと急に出てくる。しかも、多くの町民の皆さんからは、こちらのグラウンドを2つも要らないで1つでええと減らしておりながら、中身は少し違うけれども実際はサッカー場が新たにまたできるということでございます。

そういう面では、私は率直にこの事業の、今そこのところはきょうの主題じゃありませんけれども、前回は質問させていただきました。実際に今、町にとって必要な事業だろうか。交流拠点、あのことで人口がふえる形になるのか。いろんな答弁のこれまでの説明では、プラス面ばかり強調するんですけども、果たしてそれが住民の皆さんから見たときに、町民全体から見たときに、費用対効果の面、あるいは人口の減少問題、課題に対しての対策、極端な少子化の進行の対策、こういった問題に本当に事業をいろいろ提起してやっていかにかいにかいときに、この事業の負担、先ほどの都市計画税だけでもそういうことですけども、維持管理費、維持費も含めると、この事業の財政負担は大きくほかの事業にのしかかると思っているわけですけども、全く心配要らないような言い方をされたんですけども、いかがでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

それでは、山本議員の都市計画事業、主に公園事業でございます。その資金計画的なことといった質問でよろしかったかと思えます。

この都市計画事業の資金計画でございます。奥田駅東部、総合公園グラウンド拡張事業及び今後、都市計画マスタープラン等の作成業務も出てまいります。これらの事業の財源としましては、もちろん都市計画税、積み立ててあります基金、起債及び補助金になっております。各年度の実施に必要な事業費に都市計画税と補助金を充て、不足部分を起債とし、借入れの予定をして、今、計画をしております。

例えば、具体的な金額でございます。歳入額といたしましては、奥田駅東部事業費、先ほど議員が言われましたとおり、約27億円、グラウンド拡張事業、約6億6,000万円、その他の都市計画事業で約7億円。これはマスタープランとか既成市街地等々がございます。合わせまして約40億6,000万円となっております。これに対しまして、町の負担額、約22億8,000万円、補助金といたしまして約17億8,000万円を見込んでおり、町負担のうち10億円を借入れの予定としております。借入れの償還につきましては、3年据え置き15年償還になることから、平成46年度末で完済と、今このような計画で進めております。

また、議員が御心配されておりますその他事業の影響についてでございます。都市計画税の昨年度の決算額、約1億9,000万円となっております。今後、収入の見込み額が予想されております。平成37年度の見込みで申しますと、約4,000万円の減で都市計画税が1億5,000万円程度になろうかと思っております。

しかしながら、今、先ほど申しました都市計画事業、平成36年度以降の資金計画におきましては、現時点で想定している都市計画事業に必要な事業費と償還額を合わせた支出額は、歳入額の約3分の2、約1億円前後と見込まれ、今後計画される都市計画事業のみに限っておりますけれども、対応につきましては可能ではないかというふうに現段階では判断しております。

以上でございます。

○7番（山本辰見君）

実は私、最後のところで、町長は軽く、もう負担のないような形で検討したいということでしたけれども、決して全てもうやめようというつもりじゃなくて、今進めようとしている、私は以前の山下町長のときからつながっている交流拠点整備事業、いわゆる総合公園、あるいはきょう話題に出ました美浜パーキングなんかも含めた、それからインターのほうとかいうことですけども、むしろ私は旧市街地再編整備計画、あるいはこれがどうい

う形になるのかなかなかまだ絵が出ていません。あるいはもう一つは、美浜の里構想のことも出ていました。むしろこういった形のほうの事業をもっと検討して早く進めることによって、町民の人が働く場所があって、それから例えば美浜の里構想をざっと、まだ絵は何もできていません。町の職員のほうにもいろんなアンケートなり意見を寄せて、これからつくるといことですけれども、これまでの話では農業生産者のいわゆる農業で生産したの、それから海でとれたもの、あるいは加工したもの、あるいは農地を開放してイチゴ狩りだとかも含めて、そこで働く場所、それから農地を提供する、いろんな形で総合的に町民にとって私は支援になるような事業ではないのかなと。これを全面的に応援していくとかいうことではありませんが、そう思ったときに、交流拠点、グラウンドだけつくって果たしてそれが美浜町民にとって、一定の大会とか何かで利用者はいるでしょうけれども、多くの場合は町外の人が多いんじゃないかな。そういうことでいくと、町外の人が多いんじゃないかということをしたときに、今のような事業を展開するに至って財政的な面から見たら、果たしてこんな事業、計画できるんだろうか。さっきの美浜の里構想だけでなく、旧市街地再編計画、これも非常に中身ははっきりしないと言いながら、相当のお金もつぎ込んで道路を広げるにしても、立ち退いてもらうにしても、思い切った投資が必要。

それからもう一点、先ほど同僚議員も何回か発言出ています污水处理の構想についても、相当なやっぱり予算の要る事業だと思っているわけです。そう思ったときに、そのことについてはどのような見解をお持ちですか。

○町長（神谷信行君）

それでは、ただいまの御質問のほうにお答えさせていただきます。

まず、先ほどから山本議員さんのほうにおかれましては、私が当選した当時のそういったときのお話と、大分今回の事業の取り組みは変わってきておるんじゃないかということもお話したいんじゃないかというふうに私は受けとめておりますが、これは確かに公共下水のときには157億円とも、私のほうがまた新たに積算したときには357億円、そしてそれが約500億円も超えるという事業費を見込んで、そうした中で、とても先ほどの都市計画税が1億円、2億円の中の1億円を使って、その中で事業を行っていくということはとても不可能だと私は判断をさせていただきました。

また、そうした中で現実的に今、各どこの市町におきましても非常に公共下水に取り組んでおるところも負担が重く、そうした中で合併浄化槽のほうに転換していく市町も非常に多く、今、見受けられるようになりました。また、そうした中でも国交省のほうにつきましても市町村のこういった財政的な状況の中で、公共下水を進めていくということは非常に難しいだろうということで、今、方向転換を徐々にしつつある中で、私は選挙の折にお話をさせていただいた方向性の中で間違いではなかったなと今、自分の中でも確信をしておるところでございます。

そうした中で、では都市計画税等も何も使わず、本当に町として財政を貯金していだけが今の将来の町にとって、これが発展していく一つの手法なのかと。それか、やはり今、山本議員がおっしゃられたように、人口減少、少子高齢化、そしてまた今、それぞれの公共施設の老朽化、そういったものを推し進めていくのか、どちらを選択していくかという中で、私は今、人口減少にも、そして少子高齢化にも、そしてまた公共施設の長寿寿命化に対しましても、まだことしで2年目ということでございますが、その中で全ての事業について手をつけていこうと。そうした中で、どうして手をつけていこうかということになりますと、これはもう時間的な余裕がそれほどないだろうと私は思っております。そうした中で、今、降って湧いたような奥田駅東部開発事業まで入ってきたやないかというお話もありましたが、これは今の、私も第5次総合計画の中に入っておることはわかっており

ましたが、ではその時期として今やるべきなのか、まだまだこれから先のそういった財政的な余裕ができたときにやるべきなのかという判断をしたときに、やはりどんな事業においてもタイミングというのが非常に大きく影響してくるかとは私は思っております。

今回の日本福祉大学、そちらのほうにつきましても29年度からスポーツ科学部ができる。そして今、先ほどのコンセッションの問題もございます。これも後から私も知った話でございますが、そうした中で、やはり今、町としていかに何を取り組んでいったらいいのかということ判断した中で、私の当初の事業には上がっておりませんでしたが、奥田駅東部開発事業、これはやはり地域の要求、そしてまた先ほどの大学等のそういった今、都心回帰ということで大学が戻っていつておるという中で、やはり私ども美浜町にとっては大学の学生の皆様方が多く美浜町に住んでいただけること、またこちらの大学が活性することによって奥田地域も活性していくということで、地域の活性を考えた場合に、まずは30年間送られてきた奥田駅前整備も、これも今、手をつける絶好のタイミングであろうということを考えさせていただきました。

また、今から都市計画税も減収をしていく中で、これは15年先に約1億5,000万円、そういった今予定は見込んでおりますが、その前の段階において、この事業も終了するという形になってまいります。借金の返済も終わってくるという形になってまいります。

また、今、美浜の里構想、その関係も今、絵を描き上げておる状態でございますが、こうした中でまだまだ地権者の問題、そして土地利用の問題、そして遊休地等はどういった形で里構想の中で生かしていけるか、そして今、既存で営業してみえる方たちの問題、そういった問題を今これからも片づけていかななくてはならないと。とてもこういった問題が一朝一夕にできるわけではございませんので、こういった問題を今、解決しながら、次のこういった予算的な面もずらしながら事業展開を図っていけるんじゃないかということで、まず来年度の29年度の予算をまた計上させていただくときには、私の先ほど計上しておりました旧市街地整備の関係も、それから空き家の問題も、そういった関係の事業展開の予算を計上させていただく予定でおります。

そういったことで、全てのこういった私どものほうのまちの課題となっておる問題をやはり今、順次手をつけて、そうした中で、限られた財源の中でいかに有効に活用していくか、そしてまた国・県にいかに御協力をいただきながら、そうした中で美浜町のまちづくりの展開を図っていくかということも今、一生懸命計画をさせていただいておるところでございますので、決して私も選挙のほうに出ささせていただいたときの公約に手をつけておらず、ただただのうのうとしておるじゃないかというわけではございません。全ての面に対して今、全力で取りかかって進めさせていただいておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（山本辰見君）

今、最後のところでいろいろ言われてました奥田駅東部開発の問題でメリット面ばかり強調しましたけれども、私は率直に、例えば言葉はすごくきれいです。駅前の活性化、町民にとって、それから前のときは、西側、上野間から奥田、野間まで含めてこのことが西側全体の活性化につながっていくんだということですが、率直に見て、いわゆる駅から西側、ビーチランドのある住宅側のほうは多分この事業が一通り終わってからでないと、次に何をしようかということにならないだろうと。そう思ったときに、ここに運動場があって、芝生広場があって、駐車場があって、町民の方がぞろぞろ行くような施設なのかなと。

先ほど第2グラウンドの話が出たとき、それから第1グラウンドの拡張のところも、いわゆるサッカー、野球、あるいはグラウンドゴルフみたいな形ですけども、多くの場合は土日の利用。それから多分に奥田の駅前ですと、私は、大学生も使うかもしれんという説明を前されましたけれども、大学生もというよりも大学側が主に使うん

ではないのかなと。一般の町民の方は400メートルのトラックでいつも走っているという状況は、私は余り見えない、当然、利用料も要るでしょうから。ということでいくと、散歩道とかランニングするコースがあれば十分いいなと思うわけですが。

そう思ったときに、先ほど地域の方の要求、地権者はそれは買ってもらえるから多くの方は賛同するでしょう。だけど、地権者じゃない多くの地元の方々は、駅の東側、いわゆる大学のほうの前だけでいいのかというのが、私は地域の要求から見たら、先日10月の末に奥田で説明会がありましたけれども、そのときも要求はいろいろあるかもしれないけれども、借金を抱えるこの事業、どうなんだと。ところが、説明会は、町のほうの判断は、反対する人は一人もいなかったと言いませんけれども、多くの人は賛成の人だったと、反対の意見は余りなかったということでしたが、雰囲気としては非常に指摘、鋭い言葉は使いませんでしたけれども、半分以上の人は問題を指摘したような形だと思っています。

そういう面では、今の私は、最後になりますけれども、率直にこのグラウンドの拡張の問題も本当に前から指摘してきたわけですが、奥田駅東部開発の事業はもう中止してでも、先ほど町長が最後のほうに出た美浜の里構想だとか、町民にとって本当にプラスになるような事業、あるいは旧市街地の再編計画、これはいわゆるこれまでの古い町並みのところを1本道路をつくるとか、それから倒れかけのうちに町が買ってでも道を広げてあげる、国道へ出る避難路を確保する、若い人たちが住めるように車が入っていけるようなまちづくりを、一気ににはできないと思うわけですが、モデル地区を決めてやる。本当にそのことをやらんと、私は野間地域に住んでおりますけれども、海岸端は本当に今、若い人いません。子供がいません。もう100軒、200軒あるうちで小学生が2人とか、小野浦でも小学生が2人です。それから、野間小学校に通うところでも本当にかわいそうなぐらい若い人がいません。

そういうことでいくと、そういう対策こそ急がれると思いますけれども、もう一度、決してここで私が指摘してこの事業をやめるということにはならんかもしれませんが、本当にそういう面では財源の裏づけのない、構想としてはいいんです、美浜の里も。ところが、片方ですごい事業の大きい27億円、それから先ほど40億円の事業を一方で展開しておりながら、10年先の、これは他の町からちょっと参考してもらったやつ、やっぱり10年先の歳入と歳出の大まかな数字、それからその収入についてはこういう先ほど何回も指摘している何%の見込みで考える。今の段階で考えればいいことですから、下がるのか上がるのか横並びなのかと、事業がここでは展開できるけれども、先ほど指摘したように、このグラウンド拡張と奥田の駅東部開発、平成46年になってやっと借金が全部返済し終わると、9,000万円ずつ払うのが平成42年と聞いていました。そう思ったとき、そういう横並びの表をきちっと持って、次の代の人にも伝わる形の。そんなに難しい作業ではないと思っています。当然、仮定の話ですから、平成28年12月段階でつくった数字でいいわけですから、来年また見直す、再来年見直せばいいと思いますんで、もう一度改めて、つくるつもりはありませんか。それから、町長のほうから担当のほうへこういうのを一遍検討せよということはないか、最後にお願いしたいと思います。

○町長（神谷信行君）

今の山本議員の御質問ですが、どちらにいたしましても当然事業を推進していく中で、財政的な見込みは立てざるを得ん話でございますので、こういった中ではやはり10年、15年先のそういった中長期的な計画を、見込みのほうをつくらせていただきたいなと自分の中でも思っております。ということは、先ほどの公共的なそういった施設環境も非常に取り組む時期ではあるというふうに考えておりますので、そういった面も踏まえながら、どこまでの精度を持った数字になるかはわかりませんが、そうした中で、今の町の中で考えられるそういった財政的な部分を見込ませていただきたいなというふうには思っております。

それと、先ほどの、ちょっと時間をおかりしまして、第1グラウンドのほうの拡張工事の関係も、これも私は先ほどの奥田駅東部の開発関係に絡めて、できるだけ第1グラウンドのほうもあわせて進めてまいりたいという方向性は持っておりますが、これは先ほどの第2グラウンドのお話も出ました。鈴木議員のほうからも第2グラウンドの話が出ましたが、第2グラウンドのほうのやはり代替地として今回の総合公園のほうの拡張工事。ただ、それは別にサッカー場を増設するというような考えだけでやっておるわけじゃございません。あくまでも野球場を、またサッカー場でも使えるようなということで、そういった面積的な拡張を広げてサッカー場をつくっていかうという話ではございませんので、あくまでも1つのグラウンドの中でサッカー場も兼ね備えたような形でつくっていかうということでございます。利用できるような形でつくっていかうと。

またもう一つは、やはり災害の関係時において、そこでまたは仮設住宅だとか、いろんな災害があったときに、そこを利用できればということも考えながら進めさせていただく予定でおりますので、造成としてはあくまでも1面のみということで考えさせていただいております。

また、前も説明させていただきましたが、その土を取ることによってのそういった奥田駅前東の事業負担が3億円ほどかかるものが、その部分が軽減されるということも兼ね備えて、少しでも事業費コストを抑えながら、こういった形が一番いいのかという中でそういう判断をさせていただいておるものでございますので、御理解のほういただきたいと思っておりますし、もう一つは、先ほど町民の方々が、じゃどれだけ使うのかというお話もありましたが、今、第2グラウンドのほうでもかなり町民グラウンドのほうを使ってみえる方ございますし、また硬式野球ということができるような形になりますと、かなり多くの皆様方も使われるんじゃないかなと。そしてまた、町外の方々が使っていただけるのは大いに結構なことだと私は思っております。そうした中で、当然利用料をいただくお話になりますので、またそういった方々が美浜町へ訪れていただけるということは、あくまで先ほどもちょっとコンセッションの話、知多中央道のお話がありましたが、そこを利用して来ていただけるということで、いろんな複合的な私はメリットがたくさん出てくるんじゃないかなと。当然メリットがなくして、こういった事業も計画させていただいておりませんので、またこれがデメリットにつながるようなことであれば、それはそこでしっかりと煮詰めて動いていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（森川元晴君）

時間です。

以上をもって、山本辰見君の質問を終わります。山本君は自席に戻ってください。

〔7番 山本辰見君 降席〕

○議長（森川元晴君）

ここで休憩にしたいと思います。再開を午後3時スタートでお願いいたします。

〔午後2時40分 休憩〕

〔午後3時00分 再開〕

○議長（森川元晴君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

14番 江元梅彦君の質問を許可します。江元梅彦君は質問をしてください。

〔14番 江元梅彦君 登席〕

○14番（江元梅彦君）

14番 江元梅彦でございます。本日最後の質問者となります。よろしく願いをいたします。事前に議長宛てに提出をいたしました通告書に沿って2項目の質問をいたします。

初めに、美浜町の開発事業計画についてでございます。

日本福祉大学に隣接する知多奥田駅周辺を「地域生活拠点」と位置づけた整備方針による知多奥田駅東部地区開発事業について、10月31日に奥田公民館において住民説明会が開催されましたが、住民の反応・関心はどのようなものでしたか。また、この事業を進めるに当たっての年次計画・予算計画についてお聞かせください。

次に、2項目めの美浜町の観光事業についてでございます。

1点目の、平成8年2月にジョイフルファーム鵜の池がオープンし、その後、民間の飲食店がオープンしましたが、以降は新たな出店はありません。この周辺に集客施設が進出するには、電気・水道が不可欠と考えます。本年度、配水管布設施設設計業務委託料が計上されましたが、現状をお聞かせください。

2点目に、本町の西海岸においては、昨年に続き本年度も潮干狩りが中止となりました。もし来年も中止となれば、その打撃ははかり知れないものになると思われれます。事業者である野間漁業協同組合が中心となり、対策をとられていると承知していますが、美浜町としてどのような支援をされたのかお聞かせください。

また、来年は潮干狩りが実施できるのか、その見通しについてもお聞かせください。

以上で壇上での質問を終わります。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、江元梅彦議員の御質問にお答えいたします。

初めに、美浜町の開発事業計画についての御質問についてでございますが、10月31日開催の住民説明会には、137名に及ぶ多くの皆様に御出席をいただきましたことは、この開発事業への関心の高さがうかがえます。

説明会においては、事業の概要を説明した後、質疑をお受けしたところ、7名の方から御質問・御意見がございました。

具体的な内容としては、事業に関する建設費や維持管理費、河川改修や道路整備の促進要望に関するもののほか、この事業が地域の活性化につながり、子育て支援への場も広がり、さらには災害時の避難場所が確保できるなど、各世代より推進を望む声もいただきました。

年次計画については、来年度から用地買収に着手し、平成31年度から本格的な施設整備を進め、平成33年度の完成を目指しておりますが、地権者を初めとする地域の皆様方の御理解・御協力を得ることが必要であります。

次に、予算計画でございますが、事業費に対する財源としては、都市計画税、起債及び補助金を見込んでおります。

なお、この事業を一年でも早く円滑に進めるため、11月22日国土交通省、27日には地元区長初め関係者の皆様と伊藤忠彦副大臣、さらに12月4日県議会森下利久副議長に対しまして、事業への支援等の要望を行ったところでございます。

議員の皆様方におかれましても、事業の推進に今後とも御協力をお願いいたします。

次に、美浜町の観光事業についての御質問の1点目、「ジョイフルファーム鵜の池」周辺への集客施設進出のためにも水道施設の整備が必要ではについてでございますが、本年度より、大規模災害発生時において、町内全域へ安定した水の供給を可能にする体制を確保することを目的として、美浜町総合公園から上野間配水池に連絡管を布設する事業を進めております。

今年度、美浜町総合公園から上野間方面に延長490メートル、口径150ミリの耐震管を布設する施設設計業務を

発注し、来年度はこの設計に基づきまして工事を実施する予定でございます。

なお、この連絡管は災害時の水の安定供給を基本としておりますが、通常の配水管として活用することも可能であり、今後、連絡管の布設が進めば、県道小鈴谷河和線沿いにおいて、水道水の利用が可能となり、沿道サービスなどの活用も図られるものと考えております。

次に、御質問の2点目、潮干狩り事業に対する町の支援策と今後の見通しについてでございますが、本年6月議会において、江元議員に御答弁申し上げましたとおり、西海岸においては、昨年に引き続き、ことしも生育不良等により、潮干狩り場としての開設ができませんでした。

本町といたしましても、春の風物詩である潮干狩りをこのままにしておいては、関係者の生活はもとより、町のにぎわいや活力に大きな影響を与えるものと危惧していることは、今さら申し上げるまでもございません。

西海岸の潮干狩り事業者であります野間漁業協同組合においても、今回の件で離れてしまったお客様を再び呼び戻すため、昨年度より、町の補助金を活用して、稚貝を網で囲んで保護をする生けすの設置などの対策を引き続き実施しているところでございます。

本年度におきましては、稚貝の放流による潮干狩り事業用アサリの確保に対する町からの補助金の交付など、潮干狩り事業の実施に向けた組合の要望事業に対し、財政的支援を実施しております。

次に、来春の西海岸の潮干狩り事業の見通しにつきましては、現在のところ、一部の潮干狩り場での事業の復活に向け、先ほど申し上げました生けすによる稚貝の保護及び生育状況調査活動を実施中でございます。

野間漁業協同組合としては、稚貝の生育状況による潮干狩り事業の実施の可否についての判断を年明けの2月上旬ごろに行う予定であると伺っているところでございます。

本町といたしましては、野間漁業協同組合による実施の可否の判断を待つ状況であり、その推移を見守りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

壇上での私の答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○14番（江元梅彦君）

1点目の日本福祉大学に隣接する知多奥田駅周辺の開発事業についての再質問となりますが、10月31日に奥田公民館において開催された住民説明会での反応についてでございますが、おおむね賛同を得られたという認識でよろしいでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

はい、一応先ほど町長が御答弁しましたとおり7名の方から御意見・御質問がございました。その中で、当然事業費、財政的な質問が一番多かったと記憶しております。中にもやはり奥田駅前、数年にわたり寂しい状況が続いておるということで開発にぜひ取り組んでいただきたいという発言もございました。その際には住民の方から拍手もいただいたような記憶もございます。そういった中、おおむねこれといった反対意見はなかったというふうには担当しては考えております。

○14番（江元梅彦君）

今、部長のほうからお答えがございました。おおむね賛同を得られたという御認識のようでございます。そして、町長の答弁にもございましたが137名の方が参加をされたということでございます。私も当日参加をさせていただきました。確かに準備をされた椅子席が満席状態ということで、この事業に対する関心の大きさというの

も私も感じたところでございます。

その住民説明会での質疑の中で、確かに活性化につながるとか、子育て支援に役立つとかということで積極的に進めてくださいという賛同の御意見もあったことも承知をしております。その一方で、参加者のお一人から、神谷町長は当時候補者でありましたが、選挙の演説の中で、子や孫の世代まで借金を背負わせていいのかということをお訴えられたと。私もそのとおりだと思って神谷町長に投票しましたという御意見もございました。町長になられ、新たにこの事業を進めるに当たり、その点は大丈夫なんだろうという、予算といいますか、財源について心配をされるような御意見もあったかと思っておりますが、改めて町長のお考えをお聞かせいただけたらと思います。

○町長（神谷信行君）

ただいまの江元議員さんからの御質問でございますが、その10月31日におきましてのそういった御質問を私も受けさせていただいた覚えがございます。そうした中で、この事業費に対する、先ほどもうお話をしましたように、公共下水が子や孫までこういった借金を背負わせながら、またなおかつこういった大きな多額の借金をしていくということについてどうだという御質問がございました。この関係につきましても、私もこの公共下水のほうの関係の御説明も、時間的な余裕もございませんでしたので多くのことは語ることはできませんでしたが、そうした中で30年、50年という公共下水をやった場合のそういった償還の年数、年次と、そして今回のこの奥田駅東部整備をやることによって、まず債務の期間でございますが、それに対しましても15年間ということで今、借金の返済のほうの期間を見込んでおるわけでございますが、そうした中で、先ほども公共下水のときの事業費、そして町が負担すべき金額と、そういったものを考えた中で今回のこの奥田駅東部、約27億円、そして総合公園が約6億円という中で、そうした中でこの2分の1等々の国からの補助金をいただきながら、実際の町の負担といたしましては、その約半額ということになるわけでございまして、そうした中でこの15年間の借金の返済をしていくということであれば、これは子の代、孫の代までつなぐこういった大きな借金を構えるわけではないと思っております。

また、この金額につきましても、この償還に対しましても都市計画税のほうで約1億円、この15年間、最終的には3カ年の据え置きでたしかあったかと思いますが、そうした借金の返済に対しましても、この基本的な都市計画税が大きく減額していく以前の中で対応はしていけるものというふうに考えております。また、これだけではございません。当然、私が打ち出させていただいております市街地再編整備だとか、そういったものもそういった中で都市計画税のほうも当然そちらで投資できるような財政見込みを立てさせていただいておりますので、私としてはこういった町の今の財政的な財源的な面の中では、これは事業実施が可能であるというふうに判断をさせていただいているところでございます。

○14番（江元梅彦君）

15年計画で償還をされるという財源の安定というか、お答えをいただきましたが、また他方で神谷町長は公約をした都市計画税の見直しを投げ捨てたという批判をされる方もお見えでございます。6月議会での同僚議員の一般質問に、当時は税率の見直し等も考えておりましたが、都市計画税はまちづくりに貴重な自主財源であって、現時点での見直しは難しいと町長は答弁をされております。町長は確かに選挙当時、都市計画税の見直しというものを訴えておられます。6月議会で、現時点での見直しは難しいというふうに御答弁されたのは、町長御自身の御判断によるものであったのか、また副町長初め執行部関係部局に諮問されたというか、相談をされた上での御答弁であったのでしょうかというのは、副町長の答弁でお聞きをしたいと思います。

○副町長（永田哲弥君）

重要な答弁を仰せつかりました。町長が各部署、私を含め、総務部、財政部局の関係につきまして相談があったかというようなことでございます。当然に、前町長が進めておりました内容等も当然でございます。本来、町長からこれはちょっと見直ししてやめようじゃないかというような御意見も確かにありました。しかしながら、いろいろな契約だとか経過を相殺してみても、これが全部やめるということになると、またいろいろな関係で信用問題等出てくるということで、その中で財政とも相談して、私ども町長にこういうふうでどうでしょうかというような形で町長に判断をしていただいたというような経過でございます。よろしくお願いします。

○14番（江元梅彦君）

町長独断ではなくて相談をされた結果ということで、決して投げ捨てたわけではないということを十分理解いたしました。このような大事業を進めるに当たっての都市計画税というのは貴重な財源となるものであるというのは町長もお答えになっておられます。納めていただいた税の有効利用を心がけて、この事業に限らず完遂をさせていきたいと思っております。

日本福祉大学に隣接する知多奥田駅周辺を地域生活拠点と位置づけた整備方針による知多奥田駅東部地区開発事業という名前を冠したこの事業の目的・概要などは議会にも説明がなされております。その日本福祉大学が美浜町奥田に全面移転をして33年を経過しております。奥田地区を中心に学生が行き交い活気を感じているのは私だけではないと思っております。また、奥田地区だけではなくて、大学のある町、美浜町にとっても大学がある町としての恩恵というものをこのような資料の中にも書かれておりますが、受けているものと思っております。人口が1人ふえると、例えば地方交付税はどのようになるのかお答えをお願いいたします。

○総務部長（本多孝行君）

具体的にはそれだけで幾らという算出はございませんが、おおむねのところは6万円から8万円というふうになっております。ほかにも例えば学校が1つあったらどうだという算出方法がありますので、くどいようですけれどもおおむねというふうに御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○副町長（永田哲弥君）

よろしいですか。済みません。おおむね6万円から8万円ということで今、日本福祉大学が1,500人と想定しますと、いろいろな算式がございますが、32年間日本福祉大学がいなかったということを考えますと、32年間で43億円の交付税が入ってこないというような算式となります。

以上でございます。

○14番（江元梅彦君）

はい、わかりました。6万円から8万円、おおむねという概算で御説明をいただきました。また、この大学が移転してきてからの経済効果についてもおおよそ43億円ほどという御説明でございます。このことは町民皆様にもしっかりと御認識をいただきたい数字だと思っております。

この日本福祉大学周辺は長い間整備をされずに、大学の都心回帰と呼ばれるような現状の中で、平成7年には半田キャンパス、そして平成27年には東海キャンパスへと学部が移転をしてしまいました。半田キャンパスも東海キャンパスも、私が思うに各自治体が好条件を提示して誘致をしていると、そのような事実を見過ぎていてはどうにもなくなってしまうのではないかという大きな危機感を持っております。先ほど南知多道路等のお話も出ましたが、ここは名鉄電車が走っておりまして、知多奥田駅というのがございます。6月の議会でもお尋ねをしましたが、乗降客の資料等お持ちでしたら、奥田駅での乗降客の数字をお示しいただきたいと思えます。

○建設部長（斎藤 功君）

乗降客数でございますが、おおむね100万人とお聞きしております。年間100万人とお聞きしておりますので、よろしく願いいたします。

○14番（江元梅彦君）

おおよそ年間100万人の方が利用されているということでございます。ちなみに知多新線上野間とか野間の数字はお持ちですか。

○建設部長（斎藤 功君）

大変申しわけございません。ちょっと知多新線全ての乗客数まで確認してございません。

○14番（江元梅彦君）

わかりました。知多奥田駅の乗降客、上野間、野間、奥田、内海までありますけれども、かなりの1番ぐらいの利用者数というふうに思いますが、この地点、知多美浜簡易保険保養センターあり、南知多ビーチランドあり、日本福祉大学ありということでお客さんも多いと思います。そのようなことでどうにもなくなってしまうということは、大学が寂れば美浜町が寂れるということで知多新線そのものにも影響が出てくるのかなというふうな心配をしているという意味でございます。先ほどの同僚議員は、この奥田駅東部の開発事業についてはもう反対というような御趣旨の質問でございました。この事業について、神谷町長のまちづくりとしての是が非でもなし遂げるんだという意気込みについてお聞かせください。

○町長（神谷信行君）

ただいまの、私の意気込みを聞かせていただきたいということでございますが、先ほど来、こういった事業のお話が出ておる中で、もう一度この私の意気込みを語らせていただけるというのは非常にありがたく感じております。

私といたしましては、この今の知多奥田駅東部の整備計画につきましては、先ほどの、見方によっては当然大学のほうの関係の中でそういった事業計画が出てきたのかという見方もあれば、当然地域の活性のために、地域の皆様方が要望し、そしてそうした中でどんな活性の持っていく方がいいのかという中で検討させていただいた結果が今回のこういったグラウンド整備事業、そしてまた防災関係、公園関係、そういったもの全て踏まえた、そういった奥田駅東側の整備事業につながってきたと私は考えております。

こうした中で、当然この奥田駅前の関係につきましては、先ほどもお話ししましたが、30年来、今の状態の中で、そしてその中で要望等だけは多く、皆様方から出てきた中で、ただ財政的な面、いろんな地域の地権者の方たちの面、いろんな形でそれができませんでしたということで、この30年間流れてきたわけでございますが、今回こうした大学側の、先ほどもお話を申し上げましたように、このスポーツ科学部というものができ上がる。そして、また町といたしましても、この駅の関係につきましても名鉄等々から新線を引いてきた約束の中で、この前の開発が一向にされないということも強く要望されておりました。そうした中で、今回の開発に伴って、当然名鉄のほうの乗降客の増加、そして私どものほうの、この駅東のそういった開発に伴います商店または学生がふえることよっての活性化等々、いろんな面でメリットのほうも探しながら取り組んでまいったわけでございます。これにつきましても、私も大学とも、この建設を行うことによって、開発を行うことによって、こういったメリットが町全体に生まれてくるということもお聞きしながら、そうした中でかなり公式的な試合、またはいろんな形で大学側のほうへ来られるお客様等々が非常に多くなると。そうした中で、当然美浜町の野間のほうでも宿泊施設が多くあり、そうした中でも宿泊される方も数がふえてくるであろうと。そしてまた、大学生も今回、たしかスポーツ科学部ができることによって定員が180名、1学年180名とお聞きしております、これが今現在、どちらかというともう定員いっぱい状態であるともお聞きしております。そうした中で、じゃ、これが4年間

の中で学生が、なった場合においては720名ほどの学生数がふえてくると。また、こういった取り組みの中でスポーツ科学部のほうに、やはりそちらへ籍を置かれる方につきましては、クラブをやる関係上、美浜町の中に居住してもらえる人がまず多くあろうということもお聞きしております。そうしたことで、また学生下宿等々のほうにつきましても、今後そういった受け入れ態勢も考えながら、かなり活性を見ることができてるかと思っております。

こういった中で、いろんな形で住民の皆様方にも幅広く使っていただきながら、そして先ほども申し上げました奥田の活性、そしてひいては奥田西側、そして野間、また西海岸の上野間のほうにもということで、こういった波及効果を持ちながら、狙っていきながらこの開発事業に取り組んでいきたいと思っております。これは必ず、地権者の皆様方、また地元の皆様方からも強い要望も受けておりますので、この事業につきましては皆様方の本当に御協力を賜り、また地権者、地元の皆様方、全ての関係者の皆様方の御協力を賜り、この計画年次33年度になりますが、これに向けて全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○14番（江元梅彦君）

まさに御答弁にありましたように、日本福祉大学ではスポーツ科学部というのが来年度から新設をされるということでございます。美浜町にとって、その事業をする好機といたしますか、好機逸すべからずという絶好のチャンスだというふうに捉えて、ぜひともこの事業、長期にわたってじゃなくて、早急になし遂げていただくことを強く希望するところでございます。

この開発事業については、このあたりで、次の観光事業についての1点目に移ります。

配水管の布設工事については、平成29年度から着手をするということでございます。大きな災害時の連絡管ということでございまして、またそれが普通の利用者といいますか、必要な方にはそこから導水ができるということでございます。この周辺といいますか、一帯を、神谷町長は美浜の里構想というものを集客拠点というべき整備構想といいますか、そのようなものを表明もしておられます。その美浜の里構想を含めて、ミカン狩りとかブドウ狩りとか芋掘りなどでの、例えばお客さんの手を洗う水なども含めて農業観光振興のためにも水道は必要であろうというふうに考えております。そして、御答弁の中にもありましたが、沿道サービスと呼ばれるような集客施設についても、またこれを展開するには電気・水道は不可欠なものだと考えております。電気・水道があれば、また出店したいなという民間の活力というものも期待できるのではないかと考えております。美浜の里構想も含めて、先ほども南知多道路等の利用についてのお話もございましたが、美浜の里構想を含めて集客、美浜町に立ち寄ってもらうという方策といたしますか、方法など御見解ありましたらお答えをいただきたいと思います。

○企画部長（沼田治義君）

議員の質問にお答えをさせていただきます。

町長が掲げております美浜の里構想、いわゆる今、江元議員がおっしゃったとおりでございまして、今あの地域のあたりを事業展開していくというものでございますが、まず私どもとしましては防災時のための水道をきっちりと引がなくちゃいけないということで、まずもってそれを先にやっていくと。そうした中で、水道が引かれれば江元議員言われるように沿道のサービスもまた可能になってくるというものもございまして、観光農園が今展開していますが、いろんな各種農業体験やっておりますが、そうしたときにお客様が手を洗ってくれることも可能になります。町長が今掲げてあります美浜の里構想、いろんな部門、農業の体験もそうですし、それから商工会さん、特産品の販売も含めて、いろんな方々がそこで体験を教えることもできますし、いろんな特産品を販売することもできますので、そうした地域一体となった活性化する場所ということで整備のほうをしていきたいと、

このように考えております。

以上でございます。

○14番（江元梅彦君）

わかりました。先ほど来の答弁の中でも、南知多道路のインターの利用というか、その御答弁の中で、美浜町のインターをおりてもらうということを何度も御答弁されておりますが、まさにそのとおりだと思っております。美浜町に来てもらうということは、すなわち南知多道路を利用することにつながって、またその料金体系についてもいろいろな、こちらからの提言もできるということだと考えております。この災害時の連絡管という事業についても鋭意進めていただきたい事業だと思っております。

次に、2点目の潮干狩りについてでございますが、6月議会のときにも質問させていただきました生けすなどを設置して稚貝の育成を図られているということでございます。2月上旬には再開できるかどうかという判断を漁業組合さんのほうがされるということでございます。この6月議会のときにも申し上げましたけれども、自然の営みという中ではなかなか人間の手が及ぶことではないのであって、思うに任せないということがあろうかと思っておりますが、水清ければ魚すまずというような故事・ことわざというものがありますが、どのような解釈をされますか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

非常に趣のあるお言葉でございますけれども、水が美しければいいばかりではないということであろうかと思えます。これは誤解を恐れずに申し上げれば、これは難しいですね。河川、海、きれいになっていくことはもちろん必要でございます。ただ、きれいになりさえすれば、そこに果たして、それが豊かな海になるかということとはまたちょっと違うのかなという、そんなことでよろしいでしょうか。

○14番（江元梅彦君）

はい、よく理解ができました。そのとおりだと思っております。美浜町の観光資源の重要な1つの事業だと思っております。潮干狩りが復活されることを強く願っているところでございます。

そして最後に、町長を初め私たち議員の賞味期限というのは4年間というふうに限られております。今議会の初日の議長の御挨拶の中にも、早いものでとしもカレンダーが1枚となりましたというお話がございましたが、月日の過ぎ行くのは本当に早いものでございます。来年は町長も私たち議員も3年目に突入ということでございます。神谷町長に期待する町民の皆様、これが神谷町政ですというものを見せていただく予算編成というものに大いなる期待を込めて、私の質問を終わります。

○議長（森川元晴君）

一言、町長。

○町長（神谷信行君）

ありがとうございます。私も、3年目を迎え今度の予算編成が私、町長となりまして2回目のこの予算編成になっていくわけでございますが、そうした中で、先ほど来申し上げておりますこの美浜の里構想、これにつきましては住民の皆様方からも、来年できるのか、再来年できるのかと常に聞かれます。いや、来年、再来年で、ついでに1年、2年でできるものじゃありませんというお話をさせていただいておるんですが、これは先ほども申し上げましたように、住民の皆様方からしてみれば一年でも早くという期待がかかっておるというふうな受けとめながら、その都度言いわけじみた話でございますが、なかなか、やはりこの里構想の中の広範囲の中で計画をさせていただいており、またそうした中で土地利用調査、所有権の皆様方の調査、そして今の現状の利用状況等々全てを整理した中で、そうした中で今の担当のほうも絵を描いておりますが、その絵がどういった形ではま

り込んでいくかということも今から研究をさせていただき、そしてその中で現実、可能的な、どうしてもこの辺は難しいだろうと思うようなところ、そういったところも選定しながら順次、この里構想を進めさせていただきたい。その前段として、先ほど、まずライフラインというのは非常に何が来るにしても、どういった形にしても、このライフラインというのは非常に大事なものでございますので、その防災計画とあわせた、まず水道の関係を整備させていただき、そうした中で、この水道管を利用しながらの、そういった里構想も整備を進めていければというふうに考えております。これは皆様方の本当に御期待に応えられるよう、そういった里構想もつくり上げてまいりたいというふうに考えておりますので、来年にはでき上がりませんが、その辺は皆様方の御理解を深めていただければなというふうに思っております。また、その他の事業の関係につきましては、この奥田駅東部、そして第2、第1グラウンド、そしてまた既存住宅地の再整備、そしてまた空き家住宅の取り組み、そしてことし、今年度これはやらせていただきましたが、買い物弱者の皆様方に対する巡回バスの充実ということで、またこれも皆様方のいろんな御意見を聞きながら、もう一台増車ということになれば、そういったことも検討していきたい。ただ、非常に巡回バスというのもお金がかかる関係がございまして、そうした中で、それにかわるものの、そういった買い物弱者対策となるような何かいい案がございましたら、そういった面のほうでも両方あわせながら考えていきたいなというふうにも考えております。

そうした事業関係を、先ほども限られた予算の中とは、ついつい口癖のように私も財政が厳しい厳しいというお話をしてしましますが、当然余裕のある中でこういった事業を展開していくわけではございませんが、それを有効に、本当に皆様方のこういった納税をしていただきます納税者の皆様方が、本当に払って、こういった税として納めさせていただいて、そうした中で、あ、こういったまちづくりが進んできておる、こういった事業が展開されてきておるということを感じていただけるような、そういった事業展開を毎年毎年一年でも早く動けるところは動いて進めていきたいなというふうに考えておりますので、またこれからも精いっぱい執行部ともども頑張らせていただきますので、議員の皆様方もまた御理解・御協力を賜り、そしてこの機会に住民の皆様方にも御理解と御協力を賜りますことを切にお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○14番（江元梅彦君）

神谷町長の強いリーダーシップのもとに優秀な職員の英知を結集されて、それぞれの事業、行政を進めていただくことを強く希望して、質問を終わります。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、江元梅彦君の質問を終わります。江元梅彦君は自席に戻ってください。

〔14番 江元梅彦君 降席〕

○議長（森川元晴君）

これもって、本日の町政に対する一般質問を終わります。

○議長（森川元晴君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

あす12月9日は午前9時より本会議を開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。どうもお疲れさまでした。

〔午後3時48分 散会〕

御異議なしと認めます。よって、あす12月7日は休会することに決しました。

来る12月8日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

〔午前9時52分 散会〕

平成28年12月 9 日（金曜日）

第 4 回美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

平成28年12月9日（金曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第3号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1番	横田貴次君	2番	荒井勝彦君
3番	大岩靖君	4番	横田全博君
5番	大崎卓夫君	6番	丸田博雅君
7番	山本辰見君	8番	鈴木美代子君
9番	野田増男君	10番	森川元晴君
12番	石田秀夫君	13番	杉浦剛君
14番	江元梅彦君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町長	神谷信行君	副町長	永田哲弥君
教育長	山本敬君	会計管理者	大井徳男君
総務部長	本多孝行君	企画部長	沼田治義君
厚生部長	坂本順一君	経済環境部長	竹内康雄君
建設部長	斎藤功君	教育部長	牧守君
総務課長	杉本康寿君	防災安全課長	石濱克彦君
税務課長	廣澤辰雄君	企画政策課長	磯貝尚美君
秘書広報課長	谷川徳寿君	住民課長	茶谷佳宏君
福祉課長	西田林治君	子育て支援課長	山下幸子君
健康推進課長	齋藤孝茂君	産業振興課長	天木孝利君
環境保全課長	岩本健市君	建設課長	鈴木学君
都市整備課長	石川喜次君	水道課工務係長	平野恵司君
学校教育課長	日比郁夫君	生涯学習課長	河村伸吉君
学校給食センター所長	夏目明房君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	八谷充則君	議会係長	山下美幸君
--------	-------	------	-------

〔午前9時00分 開議〕

○議長（森川元晴君）

皆様、おはようございます。

また、傍聴される方、早朝よりお出かけいただきまして、ありがとうございました。

昨日、時候の挨拶で、我が家も胃腸風邪がはやっているということをお話しさせていただきました。女房にそのことを話したら、あなたはうつりませんというふうに言われまして、なぜというふうに聞いたら、家にいないからというふうに言われました。それよりも、この時期ですので、胃腸のほうが弱っていると思いますので、飲み過ぎには注意ということを言われてしまいました。皆さんも同じだと思いますので、この時期、胃腸のほうには十分気をつけていただきたいと、そのように思っています。

以上です。

お手持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう御協力のほうお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

なお、鈴木水道課長でございますが、病氣療養のため欠席させていただきます。代理として平野水道課工務係長が出席をしていますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（森川元晴君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には8名の諸君より質問の通告をいただいております。そのうち2名を本日行います。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

4番 横田全博君の質問を許可します。横田全博君は質問をしてください。

〔4番 横田全博君 登席〕

○4番（横田全博君）

おはようございます。

朝一番の質問は多分初めてだと思いますので、元気よくいきたいと思います。当局の皆さんも明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、議長の許可を得ましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

平成27年度決算において、美浜町国民健康保険の保険医療費を見てみますと、15億9,200万円ほどが給付されておりますが、この医療費の今後の伸びはどれほど見込んでいるのかを御説明願います。

美浜町の高齢化率は、平成28年7月現在28.7%であり、29年度の推計29%を超える可能性は確実だと思われます。このまま高齢化が進めば、医療費の伸びはますます増大します。一般会計からの繰り出しは1億7,200万円

となり、後期高齢者医療の5,800万円を加えれば2億3,000万円にもなります。この一般会計からの繰り出しは、他の住民サービスに大きく影響し、地域振興や安全・安心のまちづくりなどしわ寄せが懸念されるところであります。さらに、将来的に医療保険事業の維持も心配が及びます。そこで、医療費の増加に対しての確かなビジョンが必要となります。現在、町では、高齢者福祉計画や美浜町第2次健康づくり計画などにに基づき対応していただいておりますが、具体的に医療費削減に向けた取り組みを御説明ください。

次に、(2)の医療費を使わなかった町民へのインセンティブを考えておりますかであります。これは端的に言えば、医療費を使わない健康な人を優遇しようという制度です。健保組合や一部の自治体では、健康グッズや商品券、保養所の利用券などの特典を給付しております。町ではどのようにお考えでしょうか。

次に、医療費削減には町民に健康づくりへのやる気を促す仕組みづくりが必要です。第2次健康づくり計画では、疾病予防、健康増進、健康格差の縮小について、その取り組み内容が記されております。そのポイントを簡潔に御説明願います。また、私が本年6月議会で質問いたしましたあいち健康マイレージ事業について、その後の取り組み状況について御説明ください。

次に、兵庫県のコウノトリで有名な豊岡市で実施されております健康ポイント制度がすばらしい制度ですので、御紹介しながら、本町でも同様の取り組みを検討する考えがないかをお聞きいたします。

豊岡市では、平成23年度に総合特区指定を共同申請・認定して、健康ポイント制度を創設し、24年度から3年間エコポイント制度を実施いたしました。エコポイントが終了した27年度より、健康環境ポイントを創設いたしました。その内容は、健康づくりとエコな活動に対しポイントを付与し、ためたポイントで小中学校等への寄附や各種施設利用券等に交換できるという内容です。8万5,000人ほどの人口に対しまして、3,500人参加がありました。その成果は、健康に関心のない市民、このポイント制度をきっかけに生活習慣病及び寝たきりの予防、ソーシャル・キャピタルの向上に寄与し、市民の社会参加の増加をもたらしました。その社会参加の増加の一つの手法として、本町における健康体操の普及への取り組みをお聞きするものです。

豊岡市では、玄さん元気教室と称し、各地区63団体、約1,000名の参加があると聞き及んでおります。その玄さん教室が健康促進のみならず、地域活動の母体として活躍し始めていると、そういうことも別の特例として出てまいりました。その例からも、健康体操の普及促進は健康づくりや仲間づくりにとどまらず、高齢者の地域活動やボランティア活動につながっていく期待があります。

先日、健康体操利用者の方とお話をしましたら、体操のおかげで老眼が治ったと自慢しておりました。その効果云々は別の機会に譲るとして、健康の維持向上に寄与するものであると考えます。町の担当者の方はクラブ活動のほか、老人会への出前講習などにも積極的に出向いて普及活動に及んでおります。また、ここに上がってこられるときに見たと思いますけれども、ヨガなどの開催風景を役場ホールなどで動画で流して、健康促進を活発にしておられることは大いに評価したいと思っています。しかし、まだまだ活発化には至っていないと見受けられます。さらなる取り組み強化策をお示しください。

以上で、私の医療費と健康づくりへの取り組みについての壇上での質問を終わります。ありがとうございました。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、皆様、おはようございます。

昨日は5時半から、半田警察署におきまして、防犯、交通安全の合同出発式ということで、私、そして武豊町、それから南知多町町長がそちらのほうに、一緒に顔を出させていただき、その出発式のほうに参加をさせていた

だいてきました。

この美浜町は、飲酒運転ワースト第2位、県内ですね。そして、武豊町がワースト4位、それから南知多町がワースト6位ということで、この郡内の全て、飲酒運転のほうではかなりそちらのいい成績を残してしまいましたので、また、そうした中で、皆様方にも、この年末を控えまして、明るく、そして笑顔で年末年始を過ごしていただきますことを本当に心から願っておるところでございます。

また、昨日、6時半ごろから、この武豊町、それから美浜町、そして南知多町で、一斉検問をして、警察のほうで合同出発式の後、行いました。そうした中でも、美浜町のところでは、こちらの役場の目の前、そして、奥田の公民館のところで、かなり大勢の警察官により行ったようでございますけれども、一人も検問にひっかかることなく過ぎたことを、多分過ぎておるだろうと願っておるところでございますけれども、そうしたことで交通安全、それからまた、犯罪のほうにも遭わないように気をつけていただきたいと思います。

今年度最後の一般質問になります。緊張感を忘れず、執行部一同、誠意を持って御答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、横田全博議員の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、国民健康保険における医療費についての御質問の1点目、医療費の今後の見込みと、削減への取り組みはについてでございますが、美浜町国民健康保険の医療費の状況については、医療費総額のうち保険者が支払う給付費は、平成27年度で15億9,200万円余であり、横ばい状態となっております。しかしながら、加入者数は、平成27年度平均で6,007人と、対前年比168人の減となっており、今後も減少傾向が見込まれます。そのため、1人当たりの医療費としては増加傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと思われまふ。このような状況の要因としましては、加入者の年齢が高くなってきていること、及び高額な医薬品など医療の高度化が挙げられます。

また、医療費削減への取り組みについては、ジェネリック医薬品の推進、医療費適正化のためのレセプト点検の強化などを引き続き行っております。その内容としましては、平成27年7月に、ジェネリック医薬品希望シールを配布し、今年度から、ジェネリック医薬品に切りかえることによりどのくらい差額があるかをお知らせする差額通知を送付し、ジェネリック医薬品の推進を図っております。

なお、今年度、美浜町国民健康保険データヘルス計画を策定し、医療費の状況や健康診査の結果などを分析して、今後どのような保健事業を展開したら将来の医療費削減につながるかを検討しておるところでございます。

次に、御質問の2点目、医療費を使わなかった町民へのインセンティブを考えているかについてでございますが、平成27年度から国民健康保険健康優良世帯表彰を実施しております。この表彰は、前年度中に一度も医療機関にかからず、町税に未納のない世帯であり、かつ40歳から74歳までの加入者が前年度特定健診を受けた世帯が対象でございます。この事業を継続実施することにより、特定健診の受診率向上や加入者の健康意識の高揚が図れるよう町民に周知しておりますので、よろしくお願いします。

次に、健康づくりへの取り組みについての御質問の1点目、美浜町第2次健康づくり計画のポイントは。また「あいち健康マイレージ事業」への取り組み状況はと、御質問の2点目、美浜町独自の「健康ポイント制度」に取り組む考えはについてでございますが、関連がございますのであわせてお答えいたします。

第1次健康づくり計画の最終年度である平成26年度において、それまでの取り組みを評価し、平成27年度を初年度とする10年間の計画「美浜町健康づくり 第2次元気ばんざい！みはま21計画」を策定しました。

今回の計画ポイントは、「疾病予防」「健康増進」「健康格差の縮小」を計画推進の三本柱として、平均寿命・健康寿命の延伸を目指すことであります。

次に、あいち健康マイレージ事業への取り組み状況はについてでございますが、この事業につきましては、県

と市町村協働の健康づくり事業で、県民が健康づくりにつながる取り組みを実践することによりポイントを獲得でき、一定以上のポイント獲得者には、県内の協力店でさまざまな特典が受けられる優待カード「～My Ca～（まいか）」を交付する事業でございます。

議員より本年6月定例会において御質問のございました、みはま健康マイレージ事業は、町民の方々が運動・食事等の生活習慣の改善、健康づくりにつながる健診・健康教室や講座への参加、地域活動やボランティア活動への参加などに対してポイントをつけて、意識の向上を図り健康増進に結びつけるものでございます。現在、平成29年度からの開始に向けて、この事業を実施するため必要な要綱の検討、並びに町内のマイレージ協力店の拡大に向けて関係団体への説明を行っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の3点目、「健康体操」をより普及させるための取り組みをどう考えているかについてでございますが、美浜町の健康体操は健康増進を達成するため、「みはま体操」と銘打って町制55周年記念として作成したものでございます。この体操は子供から大人まで年齢に関係なく誰でもできますので、生涯現役を目指し、町として推進していきたい体操であります。今後においても、各種イベントでの普及活動を行うとともに、新たに老人会等各種団体へ出向いて、積極的に普及活動に努めてまいります。

議員の皆様にも、これを機会に覚えていただいて、さまざまな場面で普及に努めてくださいますよう、よろしくお願いいたします。

壇上からの御答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○4番（横田全博君）

15億円、先ほど医療費がかかっております。ただ、1人当たりの医療費が今後もまた伸びてくる。ましてや、2025年問題もございます。非常にそういう点では高齢化率との兼ね合いもございますので、今後、本当に厳しい部分があるかと思えますけれども、なるべく病気にならないように町民の皆さんに努めていただくということが、一番肝要かとは思います。

そこで、まず一番最初に、個々の加入者に健康と医療費情報をわかりやすく、どのように提供をしておるのでしょうか。

○厚生部長（坂本順一君）

現在、国民健康保険のしおりというものを発行させていただいております。こちらのほうで制度とか、特定健診、特定保健指導の説明に努めているところでございます。病気を未然に防ぐということを目的としておりまして、特定健診を受けていただくということが一番重要であるというふうに考えております。そちらを受けていただくことによって、メタボリックシンドロームの早期発見や予防、改善のための保健指導を行っていくことができますので、そういったことのお知らせを、広報などを通して行っております。

また、医療費の適正化、抑制に努める案内、先ほど答弁をさせていただきましたジェネリック薬品の推進、こちらにつきましても、差額通知を出すということを広報に載せてお知らせをしているところでございます。また、これからもわかりやすい説明に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○4番（横田全博君）

そのジェネリックですけれども、私は価格がこういうのがこういうふうですよというものを見たんですけれど

も、どのぐらいの割合でジェネリックの使用というのか、率というのがわかりますでしょうか。余り、知ってはいるけれども、浸透していないというのが見た感じなんですけれども、どうなのでしょう。

○厚生部長（坂本順一君）

実態というのは、ことしの10月分になりますけれども、10月分のときに医療費全体の、これは月ごとに変わりますので、例としてパーセンテージでお示しをさせていただきます。代替できない新薬、新しいものとしては61.6%、そして、代替可能な薬として22%、ジェネリック薬品を使用しているのが16.4%でございます。

以上でございます。

○4番（横田全博君）

ジェネリックはなかなか浸透していないし、パーセンテージもなかなかふえていかない部分がございますけれども、もう一方で、高額治療、例えば、先般の国会でも問題になっておりましたけれども、肺がんは1回、ちょっと忘れましてけれども150万円とか、そういう薬もたくさん使われて、それが医療費を圧迫してくるというような記事も出ていましたけれども、その辺使うなどとは言えませんが、そういう高額治療の占める割合というのは、かなりの部分が占めているのでしょうか。

○厚生部長（坂本順一君）

現在、そういった高額治療がどこまで進んでいるのかというのは、なかなかちょっとわからない部分でございます。先ほどの質問の中でお話をさせていただきますと、ジェネリック薬品というのは、薬の特許期間が終了したものを、厚生省の認可を受けて同等の効能、効力のある、そういったものを使うことによって安くなりますので、それが安くなるということは、個人が出す医療費も軽減されますし、それから、国保全体の医療費を持つ削減にもつながってまいりますので、そういった意味から、ジェネリック薬品を使っていただきたいということで、先ほども言いましたけれども、22%はまだ使っていない方がありますので、そういったことをふやしていくことによって、医療費の削減を図っていきたいというふうに思っております。

それから、実際、皆さん方にお届けする通知になりますけれども、通知につきましては、はがきでお届けさせていただいています。内容につきましては、年2回、4月と10月を基準の月としまして、4月分の一月にかかった費用の中から、新薬をジェネリックに変えたときに、1医薬品に対して100円以上を超えるような、そういったものがあるということがわかったものについて、目で見てわかるような形ではがきで通知をして、受け取った人が、自分がジェネリックに変えたときにどれぐらい安くなるのかということがわかるような形で、御案内をさせていただいているところでございます。

以上です。

○4番（横田全博君）

次、インセンティブの件につきまして、先ほど表彰状をお渡しするというところでございましたけれども、インセンティブは、社会保障制度改革プログラム法と日本再興戦略の改訂の2014と2015の中で盛られているわけですが、同じ時期に厚生省の中では、その、要するに現金を渡したりなんかするところも自治体があるものですから、同時に行き過ぎではないかというような検討をされているわけで、その辺の町のお考えというのはどうなのでしょう。

○厚生部長（坂本順一君）

今、お話のありました社会保障制度改革プログラム法、これ、なかなか聞きなれないというか、これは簡略した言い方でございまして、この言葉を聞いただけではなかなかわからないと思います。正式には持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律という名前でございます。では、どういうことかとい

ますと、人口の高齢化が急速に進んでまいります。そうした中で、活力のある社会を実現するということと健康長寿の延伸を図ることによって、長寿で健康である人をふやしていきたいということの中で、この目的としては、健康増進のために自分自身が自助努力をするという環境整備を行っていかねばいけないということが言われているものでございます。そして、その後に、先ほどおっしゃられました日本再興戦略2014年、改訂2015年で言われていることは、個人、保険者、経営者等に対する健康・予防インセンティブの付与が盛り込まれるということになりまして、この盛り込まれるものの内容としましては、保険者の保険事業として、一定の基準を満たした加入者の方にヘルスケアポイントを与えたり、あるいは先ほど出ました現金給付を保険者から選択してできることが可能になったということでもございました。

ところが、ことしの5月に厚生労働省からガイドラインが発表されました。その中では、先ほど議員がおっしゃられましたように、必要な医療を受けるべき者が受診を抑制して重症化を招くようなことがあっては、これは本末転倒の結果になってくるように思います。そういった意味からも慎むようにということの意見が出されたということでもございます。

本町におきましては、27年度、28年度とこの2年間、表彰という形をとっております。この表彰をとっておることにつきましても、私どものほうでは、特定健診を受けること。まず、健康であるということが大切ですので、特定健診を受けるということと、町税に未納がないという2つの要件もつけてございますが、先ほどのガイドラインが出たことによりまして、本人の予防・健康づくり、そういった積極的な取り組みを重視するような形に変えていかねば、これから続いていけないということも思いますので、平成29年度事業におきましては、それに向けて検討をしていきたいと思っております。

それから、あいち健康マイレージ事業、これとも非常に連携がとれるような内容ではないかと思っておりますので、健康ポイントにつきましては、それとあわせて検討をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○4番（横田全博君）

まさしく自助努力、自分の健康は自分で守ることが一番必要ではないかと思っておりますけれども、町の施策としては、通常どういうふうにサポートしていただけるのかということだと思うんですよ。その中で、町で、健康21でもうたわれておりますけれども、健康寿命の延伸に向けた、重点的に今後また取り組む内容というのはどういうものがあるんでしょうか。

○厚生部長（坂本順一君）

健康寿命の延伸に向ける取り組みにつきましては、まず、介護が必要な状況にならないという予防をしていくということが重要なことだというふうに考えております。介護の予防の目的といいますのは、運動機能の向上だけということではありません。社会参加を促すということが大切ではないかというふうに考えております。生きがいを持って、自分らしい生活をつくっていくということでございまして、そのためには体だけの身体機能の改善、これを基盤とするということではなくて、生活活動や参加などの生活機能の全般を向上させていく必要があると考えております。高齢者の生きがいづくりの拠点となります高齢者サロン、こちらの充実を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（横田全博君）

今と関連いたしますけれども、健康寿命の延伸は、すなわち生活習慣病ですね。私もたばこを吸いますけれ

ども、一番悪い習慣だと思うんですけれども、こういう生活習慣病へどういうふうに今後取り組んでいくんでしょうか。

○厚生部長（坂本順一君）

生活習慣病の一番問題となっているというのは、本人が気がつかないということ、これが一番の課題であるんじゃないかなというふうに考えております。やはり規則正しい生活に改善をするということで、その予防対策につながっていくとともに、重症化が避けられるのではないかなというふうに考えているところでございます。その生活習慣病を治す手段としては、生活習慣病及び予備軍であるということを自覚していただくということが大切だというふうに思っております。そのためには、特定健診を受けていただくと。これは非常に大きなことではないかなというふうに思っております。

平成27年度におきまして、美浜町国民健康保険税の特定健診の受診率は約38%と低く、特に40代、50代の男性の受診率というのが低くなっておりますので、生活習慣病対策に取り組む上でも、この年代の受診率を高めることが急務というふうに考えているところでございます。健康診査等に関心を持っていただくこと、受診していただけるように普及啓発活動を行うということは当然でございます。重症化の予防を図るための健康相談や特定保健指導、こちらも十分に努めていきたいというふうに考えております。先ほどのあいち健康マイレージ事業、こちらも大きなその促進をしていくための一つの手段になっていくのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（横田全博君）

その健康マイレージですけれども、29年度の導入に向けて、今、準備をしているということでございますけれども、今後、導入するに当たって、皆さんに周知徹底させるにはどういう方法をとっていくのか、ちょっとお聞かせください。

○厚生部長（坂本順一君）

みはま健康マイレージ事業という形で、愛知県と連動して行っていきますけれども、美浜としての付加価値もちょっとつけていきたいというふうに考えております。広報活動につきましては、やはり運動や食事など、日ごろの生活習慣の改善に向けた取り組みにチャレンジをしていただくこと、そして、特定健診、各種の健診等、健康講座など、こういったものに参加をすることでポイントがもらえて、そのポイントによって自分自身が元気になったということと特典が与えられるということで、この2つをよくPRさせていただくことが大切ではないかなと思っています。それは、まず、考え方としては、29年度の保健センター事業の紹介への掲出とか、「広報みはま」の特集号の啓発、それから、美浜町のホームページの掲載はもちろんでございますが、ケーブルテレビなども利用してPRを図っていききたいと思っております。手づくりとはなりますけれどもポスターの掲出、特に先ほど言いました元気と特典というものを前面に出して、少しでもたくさんの方が、この機会というもので、まず、こういった事業があるということを知っていただいて、それに乗っかっていただけるように、各種団体に出向いて、そういった説明などもしてまいりまして、この事業が広く広がるように努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○4番（横田全博君）

なぜマイレージポイントのついた制度を導入しているかという質問の一番大きな点は、今までに、先ほどの特定健診で38%、特に40代の方々の受診率が非常に悪いという御回答がございましたけれども、健康に関心のない町民の皆さんが、こういう健診ですとか、健康に留意する、それから、ほんの歩くことからでもいいですからス

スポーツを始める、そういうきっかけにぜひなっただきたいなと思って提案して、町のほうでもそれを取り入れるという形になって本当にありがたく思っておりますけれども、ただ、これをどういうふうに、今のおっしゃられたように、周知徹底して参加率をどうやって上げていくかというのが、非常に難しいことなんです。今までの機会でも、いろいろ皆さん手を加えていただいたんですけれども、なかなかそれが進んでいかない。ただし、これ進んでいかないと、それこそ病気になる人がふえる。それともう一つは、定年を過ぎて、今、おうちにいる人、その人たちがなかなか出てこられない。テレビの番をしているという人も、60代でふえてきているわけですね。この前の定例議会の中でも、そういう人たちの社会参加がなかなかないという部分の御回答もございましたし、また、そういうふうに思っています。こういう人たちをどういうふうに、ただ、部長がおっしゃっていらっしゃることはよくわかりますけれども、もう一つ何か突っ込んで、そういうものを考えられませんか。

○厚生部長（坂本順一君）

なかなか厳しい、現実的な質問をいただきました。確かに出ない人を、出ていただくというのは、大変なことだと思います。ですけれども、努力を怠ることはいけないということとっておりますし、今、先ほども申し上げましたとおり、高齢者サロン、そういったものの展開もふやしてきております。それはどういうことかといいますと、前にも説明をしたことがあると思うんですけれども、なるべく歩いていける地域で、そこに住んでいる人たちが集まっていたいてお話をしていただく。軽いスポーツをしていただいたり、運動をしていただいたり、そういったことをすることによって、お世話をする人たちもやりがいを持っていただいて、そこに参加をしていただくことを少しでも口コミでふやしていただくということが大切ですので、21計画の健康計画の中にも、町内を7地区というブロックに分けて、それぞれの地域での課題とか、やれることとか、そういったものを洗い出していただいております。10年間をかけてそれを少しずつ広げていこうということでございまして、当然、今、特に少し前ですけれども、新聞に言われました2025年には、団塊の世代の方が75歳以上になるという、非常にこれから高齢化社会に向かっていくところでございますので、いかに元気な高齢者、そして、生きがいを持って、地域で住めるという環境をつくっていかなくちゃいけないものですから、そのためにはサロン活動というものは大切なものだと思っております。そういったものを今以上に推し進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○4番（横田全博君）

まさしくそのとおりでございますけれども、サロンの充実というのは、本当に一つのツールとしては非常に有効な手段だと思っておりますし、また、協力していきたいと思っておりますけれども、また、もう一つのツールとしてこの健康体操で、健康体操ということよりも、健康体操等という形で応えていただければよろしいんですけれども、こういう今の話じゃないですけれども、じゃ、うちにこもっている人をどうやって表に出してくるかということですね。本当に仲間づくりをしていかなきゃいけないし、こういう人たちが外に出ていっていただければ、例えば、町の活性化にもつながりますし、それからまちづくり、今度10日にイルミネーションがありますけれども、すぐ前で一生懸命竹づくりのイルミネーションをつくって、今、設置してありますけれども、そういうものに多くの人に参加していただきたいというのが願ひなんです。健康体操は一つのツールとして、こういうものがあって体を動かすと気持ちがいいですよという部分で、この健康体操を使いたいなと、使ってはどうかという部分なんですけれども、これ、もっと広げていくのに何かのこういうことはやっぱりまだまだできていない、こういうことに課題があるなというものがありましたら、ちょっとお答えください。

○厚生部長（坂本順一君）

健康体操というのは、確かにまだまだ認知度が不足をしているということは思っております。サロンとか、シルバーヘルス事業において、そういった普及には取り組んでおりますが、健康体操だけというふうではなくて、やはり皆さん小学校、中学校からなじみであるラジオ体操とか、あるいは先ほどお話がありましたヨガとか、もっとスポーツのほうでは簡単にできるスポーツとしてはカローリングというのがあります。カローリングというのは、力が要らずに、工夫とそれと知恵を使うということで、成功すればワハハと笑えたり、悔しがったりというような脳の活性化にもつながっていきますので、そういったいろんなツールを利用して集まってもらえる場所、ただのお話のものじゃなくて、そういったものをいろんな観点から人を引きつけられるものというか、集まれる場所、憩いの場所というものを大切につくっていくことが大切ではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○４番（横田全博君）

人をうちから出させるということは、簡単なようではなかなかできないことだと思います。これからも一生懸命そのことに取り組んでいただきたいと思います。そうすることによって、一番最初に質問させていただきました健康保険の給付が少なくなる。ひいては一般財源からの繰り出しも少なくなるということになりますので、町長も自由に使える財源がふえてうれしいだろうなと思っておりますけれども、ぜひその辺も含めてお願いしたいと思っております。

恒例になりましたけれども、町長、そのことをちょっと。

○町長（神谷信行君）

相対的に言いますと、やはり住民の皆様方がこういった健康意識をしっかりと高めていただいて、また、そうした中で、こういった高齢者の皆様方も、本当に日々の生活の中で軽いスポーツなどに親しんでいただきながら、そうした中で、また、毎日、本当に健やかなそういった生活をしていただけることが一番望ましい姿だと思っておりますので、また、そういったことでも、町といたしましても、今から高齢化が進んでいく中で、本当に皆様方が今、高齢者の皆様方もほとんどこの町のいろんな関係につきましても盛り上げていただいております。そういった中でも本当に御活躍できるような場も行政としてつくっていきながら、皆さんと一緒に、そういった健康美浜町というような形で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○４番（横田全博君）

終わります。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、横田全博君の質問を終わります。横田全博君は自席に戻ってください。

〔４番 横田全博君 降席〕

○議長（森川元晴君）

次に、９番 野田増男君の質問を許可します。野田増男君は、質問をしてください。

〔９番 野田増男君 登席〕

○９番（野田増男君）

おはようございます。

最後の質問です。よろしくお願いします。

私はこの名鉄知多奥田駅東部開発事業、これ、やはり地元議員としてやらなければならない質問だと思います。また、町民の方にも、今、どこまで進んでいるのか、周知することが大切だと思い、今回もこの質問をさせていただきます。

1、名鉄知多奥田駅東部開発事業について。

(1) として、名鉄知多奥田駅東部開発事業は、駅前開発計画にとどまらず、山王川の改修、町道奥田河和線、いわゆる農免道路のつけかえ工事を一体的に行う必要があります。各事業における今後のスケジュールを伺います。

(2) 事業実施に当たり、農免道路のつけかえ工事を先行して実施すべきと考えますが、いかがですか。

(3) 駅前開発、山王川改修、農免道路つけかえ3事業について、それぞれの都市計画税、補助金、町債といった具体的な財源計画と、町債を利用する場合は償還計画及び償還に充てる財源について説明をしてください。

2としまして、知多南部広域環境センターについてでございます。

(1) 知多南部広域環境センターによる広域事業開始後の知多南部クリーンセンターの運用について、どのように計画をしていますか、伺います。

(2) 広域処理事業開始後の家庭ごみ・事業ごみ・粗大ごみの取り扱い及び収集方法はどのように計画をしていますか。

(3) 他町では、ごみステーションを設け、資源ごみの回収を実施しています。今後、ごみ処理量の削減が求められる中、本町でも早急に検討を実施すべきと考えますが、いかがですか。

3番としまして、消防用ホースのサイズ変更について。

消火活動、初期消火をするのは高齢者、女性が多く、取り扱いが大変です。消火栓ボックス内に設置されている65ミリホースを、扱いやすい50ミリまたは40ミリに変更する考えはありませんか。

以上、壇上での質問を終わります。よろしくお願いいたします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、野田増男議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、名鉄知多奥田駅東部開発事業についての御質問の1点目、駅前開発、山王川改修、町道奥田・河和線、いわゆる農免道路のつけかえ工事、各事業の今後のスケジュールはについてでございますが、先に町事業、続けて県事業について御説明いたします。

町事業の1つ目、駅前開発については、昨日、江元議員の御質問にお答えいたしましたとおり、地権者73名の土地の買収に、来年度着手する予定をしております。施設整備については、平成31年度着工し、平成33年度の完成を目指しております。

2つ目の農免道路については、野田議員も御承知のとおり、農免道路の一部が公園の予定区域内に含まれているため、公園整備の進捗と合わせ、道路つけかえ工事を行うこととなります。このため、来年度つけかえ道路と山王川に架設する橋梁の詳細設計業務の委託を予定しております。

県所管事業の山王川改修でございますが、今年度、県において河川整備基本方針の策定を行っております。この駅前開発の計画が引き金となり、引き続き来年度、おおむね30年間の整備内容等を定める河川整備計画の策定と、早ければ開発区域内の河川拡幅用地に係る調査等を実施する予定と県よりお聞きしております。

なお、山王川樋門については、第3次あいち地震対策アクションプランに基づき、平成35年度までに耐震化が実施されます。

次に、御質問の2点目、農免道路のつけかえ工事を先行実施すべきではについてでございますが、御質問の1点目でお答えいたしましたとおり、農免道路の一部が公園の予定区域内に含まれていることから、公園整備の進捗と合わせ、道路つけかえ工事を一体的に整備することが事業費削減につながるものと考えております。

次に、御質問の３点目、３事業の財源計画はについてでございますが、山王川の改修については県の事業となり、町ではお答えできかねますので御了承ください。

まず、駅前開発については、総事業費を約27億円としており、その財源として町費と国費を見込んでおります。町費の内訳としては、都市計画税と起債になりますが、起債の償還も都市計画税の充当を考えています。農免道路のつけかえ事業については、来年度実施する道路等の詳細設計業務において事業費を算出することになりますが、財源としては駅前開発と同様、町費と国費を予定しておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、知多南部広域環境センターについての御質問の１点目、知多南部広域環境センター事業開始後の、知多南部クリーンセンターの運用計画はについてでございますが、武豊町に新たに建設するごみ処理施設では、可燃ごみ焼却及び粗大ごみ処理を実施し、南知多町の知多南部クリーンセンターでは、分別ごみ及び不燃ごみ回収を行います。また、資源化、減量化を図るため、クリーンセンターに搬入された粗大ごみは、木製家具など前処理できるものは行い、燃えるもの、不燃のもの、金属類等の仕分けを実施する予定でございます。

次に、御質問の２点目、広域処理開始後の家庭系ごみ・事業系ごみ・粗大ごみの取り扱い及び収集方法はについてでございますが、ごみ集積所に出された家庭系ごみのほか、粗大ごみの取り扱い及び収集方法は、現在の方式と同じでございます。

なお、収集運搬の許可業者に回収を依頼した事業系ごみは広域環境センターへ運搬することになりますが、詳細につきましては、現在、本町を含む知多南部２市３町及び広域環境組合で協議を重ねているところでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の３点目、ごみステーションを設け資源ごみを収集することにより、ごみ処理量の減量化を早期に図るべきではについてでございますが、いわゆる資源回収ステーション、通称エコステーションに関する御質問かと思われます。

議員も御存じのように、昨年度策定しました美浜町家庭系収集ごみ減量化基本計画の中で、エコステーションの設置についても記述しており、今後における検討課題であると十分認識しております。本年９月定例会でも議論がありましたように、可燃ごみの中に含まれている資源ごみの分別の徹底が、ごみ減量化推進の大きなポイントの一つであり、エコステーションにつきましても、ごみ減量化施策の中で考えております。いずれにしましても、ごみの減量化に関しては、資源ごみの分別の徹底を進めるとともに、減量化に対する住民意識の改革が最重要課題であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、消防用ホースのサイズ変更についての御質問についてでございますが、平成25年12月の定例会で野田議員から同様の御質問があり、その際お答えいたしましたように、消火栓については、消防庁により定められた消防水利の基準第３条に口径65ミリと規定されています。地方公共団体はこの規定に従い消火栓を整備しており、本町も消火栓の新設及び改修においてはこの基準により実施し、また、この消火栓の口径に合わせて、ホースについても65ミリのものを消火栓ボックスに配置しています。水圧を安定して加えるためにもホースは極力長い距離を消火栓の口径に合わせる事が望ましく、また、配置するホースを全て口径の小さいタイプにすることは、火災を鎮圧する目的からしても好ましくない旨、消防署関係者からお聞きしております。

また、この消火栓は初期消火活動に活用することはもちろんのこと、知多南部消防署による水槽車を利用した消火活動において、その水槽車に対する補水活動にも利用しております。この補水活動には、場合によって消火栓備えつけのホースを使用することもあります。補水能力はホースの径により左右されるため、確実な補水能力を得るためにも、消火栓の口径に合わせる事が望ましいとお聞きしております。

初期消火において、女性や高齢の方々が扱いやすいようにすることの意義を決して否定するものではありません。

ん。しかし、それらの方々が初期消火において、みずから進んで消火栓を利用する頻度、確率等も考える必要が
あるかと思います。また、ホースの口径を40ミリ等に小さくすることで、その重量は軽くなるのは明白であり、
取り扱いがしやすくなることも事実であります。その一方で、そのホースの給水能力、水圧等は低いものとな
り、最も大切な消火する力が大きく減少することも事実であります。

そもそも消火栓を設置する最大の目的は消火、つまり火災を鎮圧することです。これらの点も踏まえて、
総合的に判断した結果が65ミリの口径で現在に至っている最大の理由であり、今後もその意義が大きく変わるこ
とはないものと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

なお、女性や高齢者の方々を含めて、消火栓の取り扱い方法等、防災に関する訓練は今後も実施してまいりま
すので、議員におかれましても御協力くださいますようお願いいたします。

壇上からの私からの答弁は以上です。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○9番（野田増男君）

ありがとうございます。

名鉄知多奥田駅東部開発のことですけれども、これ、今、ちょっと聞いた話ですと、県は来年度には河川改修
の調査費をつけるという話を聞いています。こういう話は、町とはどの辺まで今、すり合わせをしているのでし
ょうか。

○都市整備課長（石川喜次君）

県とのほうとの調整の件でございますけれども、この開発計画に当たりまして、もともと県のほうは河川の整
備計画を持ってございませんでした。今年度から、河川の基本方針を作成しておるということを伺っております。
今回のこの開発計画がもとになりまして、河川の整備の推進を図るということで、県のほうは来年度、河川整備
計画をつくっていただけると。あわせて、実はまだ河川の断面を決定しておりませんので、開発区域の区間に限
りましては、詳細設計も同時に進めるというお話を伺っておりますので、今、その点までお話を続けておるとい
うことになります。

○9番（野田増男君）

そうですか。

次、ちょっと農免道路に移ります。

農免道路を、これ、いつ工事に着工する予定だったんですか。ちょっともう一回お願いします。

○建設部長（斎藤 功君）

奥田の駅前開発につきましては、平成31年度から工事を着手するという予定で進んでおります。農免道路だけ
でなく、ビーチランドに向かう森越石坂平井線、こちらのほうもつけかえが必要になってまいります。あと、水
道管のつけかえ、そういったものも出てまいりますので、それら一体として工事を実施しまして、事業費の削減
に努めていきたいというふうに考えております。

○9番（野田増男君）

それはいいんですけれども、農免道路をやはりもう土地を購入して、盛り土までしてあるんですよね。だから、
ちょっとそこだけは早いことやれないものかなと思うんですけれども。

○都市整備課長（石川喜次君）

実は農免道路のつけかえには、ひえぞ橋のかわる橋への新設が必要になります。それと、あと道路が必要になりますけれども、土地に関しましては、圃場整備地内につきましては買収が終わっております。しかし、地区側につきましては、まだ買収ができていない状況でございます。一番問題になるのが、新しい橋梁を新設するに当たりまして、河川計画が決まらない限り、橋梁がかけられないという問題がございます。それを来年度、県のほうも詳細設計を行っていただけるようなお話を伺っておりますので、その計画に合わせた橋梁の計画もつくる必要がございますので、どうしてもこの一定期間、時間を要するということになりますので、御理解をお願いいたします。

○9番（野田増男君）

わかりました。

私も地元議員としまして、ここの駅東は、もう絶対やらなければならないものだと思っています。これだけではないですよ、今の言う河川改修もこれについてきます。知多西部線、これもついてきます。奥田駅東、これももしやらないとなったら、河川改修は多分やめになっちゃうと思うんですよ。西部線なんて、もう今度いつ来るのやらという話になってしまいます。これ、ちょっと僕からの一般質問じゃないんですけども、絶対進めていきたい事業なんです。議員の中にも、ちょっと一、二人反対のような人もいますけれども、ほかの空き家とか、町の中に道をつくれ、これいつでもできるじゃないですか。今、これをやらないと、駅前はどう。町長も前から言っていますよね、一番いいタイミングだということを。県にしても、国にしても、もうお願いしているんです。ここで、もしこれをやめたら、また美浜町はどうなっちゃったんだということになると思うんです。ですから、ぜひともやってもらいたい。僕たちも協力します。あと議員はほとんど賛成だと思います。

ちょっとこの質問、次、いきます。

知多南部広域環境センターについてです。

先ほどの質問で、クリーンセンターでは分別ごみを回収しますという、ちょっともう一回詳しくお願いしたいんですけども。

○環境保全課長（岩本健市君）

分別ごみの回収でございますけれども、現在、月に2回分別ごみの収集を、各地区で出していただいて、それを回収しているということで、広域が開始されてもそれはそのまま続けていくということでございます。

○9番（野田増男君）

分別ごみはそのまま続けていくんですね、あそこの敷地内で。

もう一つ、事業ごみ、これは業者が回収したごみは武豊町に運ぶ。じゃ、個人では、事業ごみはどこへ持っていったらいいんでしょうね。ちょっとお願いします。

○環境保全課長（岩本健市君）

済みません、現在のクリーンセンターにおきましては家庭系ごみと、あと個人の事業系の搬入ごみについては、現在のところ、今までと同じ形で広域のほうと協議を重ねているところでございますので、よろしく申し上げます。

○9番（野田増男君）

ちょっとごめんなさい。では、回収したごみだけが武豊町へ行くということだけですね。

○経済環境部長（竹内康雄君）

野田議員の御質問で、現在の知多南部クリーンセンターですね。それを中継施設ということで位置づけようということで、これまでの2市3町の合意事項となっております。その中継施設にどういうごみが持ち込めるのか

という御質問かと思います。これにつきましては、今までの話し合いの中では、先ほど課長からも申し上げましたように、個人の方が直接持ち込むもの、これは今でも同じでございますけれども、これについてはいいんじゃないかと、持ち込んでいただこう、これまでと同じですね。

事業系のごみについてどうなのかということでございます。基本的には、収集業者の方に委託をされて、いわゆる事業者の方が、収集業者に委託をして運搬をしてもらうもの、それについては武豊町にできる新しい環境ステーションに直接持ち込んでいただく。これは中継施設では受け付けませんよと。ただし、いわゆる中小零細の方で、自分で持ち込むものについてはどうするかということでございます。これ、非常に難しい問題でございます。現在、今のところでは、課長も申し上げたように、個人で持ってくるものについては、これはということで認めてもいいんじゃないかということで、今、話は進んでおります。ただ、2市3町とのこれは話し合いでございますので、今そういうことを詰めております。このことに関しましては、来年8月に、この広域環境組合の管理者、副管理者会議、いわゆる首長の会議でございますけれども、そこで最終決定をするということになっております。これ、非常に広域で、5つの市町の中で、統一のものでやっていかなくちゃいけないということでございますので、非常に難しい、今、交渉といいたししょうか、調整を行っているということで御理解を賜りたいと思います。

○9番（野田増男君）

やはり事業ごみ、大手はいいんですけれども、やっぱり小さいところはどこへごみを捨てるのか、やっぱりそれは大事だと思うので、それをちょっと考えてください。

最近見ていないんですけれども、余り。生ごみの処理機、貸し出し、リースか何かあったんですよね。それで、プラスチックでも前にやっていましたよね。今はそれどうなっているんでしょうね。

○環境保全課長（岩本健市君）

議員の御質問にお答えさせていただきます。

通称コンポストの補助金につきましては、うちのほうは昭和62年からコンポストの補助金を送らせていただいております。それから、電動生ごみ処理機、こちらにつきましては、平成12年より補助制度を設けて現在も補助をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（野田増男君）

補助、そういうものがあるなら、ちょっとそれがどういうふうで、幾らでどれぐらい借りられるのか。もし、その機械を購入するなら幾らぐらいで、こういうものを少しでもやっていけば、生ごみって重量があるじゃないですか。それでちょっとでも減っていくんじゃないかなと思うんですよ。

○環境保全課長（岩本健市君）

議員の御質問にお答えさせていただきます。

うちのほうで、美浜町生ごみ堆肥化容器等設置奨励補助金という交付要綱を持っております。こちらの中で、コンポストにつきましては、容量が100リットル以上の容器を言います。及び微生物を利用した分解、減量させる処理機及び電気乾燥による減量化ができる装置というふうな物をうたっております。条件といたしましては、町内に所在する店舗もしくは事業所より購入していただくという形になっておりまして、コンポストにつきましては、限度額が2,700円、それから、電動処理機につきましては、1万8,000円を限度として、補助をさせていただいております。

なお、コンポストの補助の関係でございますが、1世帯につき2基容器までというふうな交付要綱を定めておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○9番（野田増男君）

そういうものがあるならば、もっと減量しよう、しようと言っている中、こういうものをもっとアピールしたらどうなんですかね。皆さん、知らない人がいると思いますよ。僕も、前、こういうのがあったけれどもなと、広報でも何回か見ましたけれどもね。

それで、これは機械のほうは個人には貸し出さないということですね。企業、店舗。

○環境保全課長（岩本健市君）

購入する場合に、町内に所在する店舗または事業所のほうで購入していただいたという形でございまして、それから、電動生ごみ処理機につきましては、うちのほうで2台持っておりますので、たしか10日間か2週間だと思えますけれども、御希望があれば、うちのほうで貸し出しをしているというものでございますので、よろしくお願いします。

○9番（野田増男君）

わかりました。

今、それはどこか回って行って動いているんですか。

○環境保全課長（岩本健市君）

電動生ごみ処理機につきましては、現在2基とも貸し出しの希望はございませんので、今、事務所に置いてあります。

○9番（野田増男君）

それも町の税金なんですよ。だから、そういうものがあるんなら、みんなアピールして、もっと。課長自体、ちょっと使ったことがあるんですか。もし、自分で使ってみてこうですよとアピールしなきゃだめ。

○環境保全課長（岩本健市君）

コンポストにつきましては、昔使ったことはございますが、電動生ごみ処理機については、ちょっと使ったことがございませんので。

以上です。

○9番（野田増男君）

じゃ、僕、予約しておきます。貸してください。ぜひ使ってみたいと思います。

それはそれとしまして、あと、ごみステーションなんですけれども、これはいつごろの予定でどういうもの、ちょっと簡単には説明をもらいましたけれども、もうちょっとよろしく願います。

○経済環境部長（竹内康雄君）

町長も壇上で申し上げましたが、いわゆるエコステーションのことであろうというふうに考えます。これにつきましては、10月の全員協議会でも御説明をいたしましたですけれども、昨年度策定をいたしました家庭系収集ごみ減量化計画、昨年度は基本計画を策定したところでございますけれども、その中にもエコステーションという記述がしてあります。これにつきましては、9月の定例会でも、この議会で議論があったところでございますが、住民意識の改革がいわゆるごみ減量化の大きな課題だという御意見も、他の議員からも頂戴をいたしております。

実は私も、武豊町が今、武豊高校の前のところ、それから、臨港道路沿いの大足ステーションというところで、2カ所でのエコステーションの実施をしていただいております。平日のみではなくて、土曜日、日曜日もあいているということで、非常に住民の皆さんからは使い勝手がいいということで、持ち込まれる量もそれなり

ということは伺っておりますが、しかし、その一方で、これで一気にごみが減るというわけでもどうもないらしいということだそうでございます。費用につきましても、2カ所でやっぱり年間2,000万円ぐらいかかるというところもございます。いわゆるこれはほとんど人件費でございます。委託をして実施をしておりますので、それぐらいの費用はかかってしまう。これは皆様御理解をいただけたと思いますが、ごみの処理、それから、ごみの減量化、これはもう本当に膨大な費用がかかります。決して費用をかけることなくして、ごみの減量化とか、そういうことはできないということは御理解を賜りたいと思いますが、しかし、ごみは一気に減るわけではないと言いつつも、やはり、話題がちよっと大げさになってしまうかも知れませんが、2020年以降の地球の温暖化対策に関する取り決めですね。パリ協定についても、11月に日本も批准をしております。ということは、今後ごみを燃やすということを少しでも減らしていかなきゃいけないということでございますので、このエコステーションというのは、そういった住民の皆様の意識の改革には大いに資するところがあるだろうというふうに考えております。

ということで、ちょっと話がそれてしまいましたが、平成34年4月から、広域の環境組合の新しい焼却場が稼働を予定しておりますので、このエコステーションを実施するという事になれば、その34年までに、中で、いつということは、まだ今の段階では申し上げられませんが、エコステーションをやるということになれば、それまでに実施をしていくことになるんじゃないかということで、私も担当者としては考えております。

以上でございます。

○9番（野田増男君）

そこにはほとんど再生ごみを集めるということですよ。それはいいんです。それは再生ごみを集めて、それをやっていくのは。きのうの一般質問の中にも、同僚議員から家庭ごみを8時までに出せないで困っているというのがあったんです。そういうものを西と東にエコステーションをやるなら、家庭ごみも出せるところを少しつくったらどうなんですか。その辺は考えていますか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

これにつきましては、昨日の一般質問でも御答弁を申し上げましたけれども、エコステーションというのは、読んで字のごとくではありませんが、いわゆる資源ごみを回収するのを基本としております。そこに生ごみ、それから可燃ごみというものを含めると、要するに、新しいごみの集積所を一つつくってしまうということにもなるかと思えます。それは今、議員がおっしゃったとおりでございますけれども、しかし、これについては、きのうの答弁でも申し上げましたが、近隣住民の皆様の御理解とか、そんなことも必ず出てきます。これまで何十年をかけて、区長さんを初めとした地域の皆様の御理解と御協力の中でつくってきました、そういったごみ出しのルールが果たしてどうなるのかということもあると思います。ですから、今の時点で私どもとして、エコステーションに生ごみとか、それから燃えるごみ、可燃ごみまでそこであるということは考えてございません。御理解をいただきたいと思います。

○9番（野田増男君）

わかりました。

だけれども、でも、困っている人を何とかその辺もちょっと考えてくださいね。

次、消防用ホースのサイズ変更に移ります。

やはり幾ら法律がこうだとはいえ、そういうことになるんでしょうけれども、奥田学区で防災訓練が10月16日曜日に、奥田小学校でありました。そのときに、実際に65ミリと40ミリを2つ並べて放水もしました。僕も筒先を持って体験しました。やはり全然違うんですよ。水の量はもう半分になってしまいますよ。でも、消防本部

が来る5分、10分の初期消火なものですから、みんな変えるというわけにはいかないと思うんです。ボックスにある一定のところだけ、1本、2本だけ入れて試験的にやってみるとか、そういうものもどうかと思うんです。どうでしょうか、部長。

○総務部長（本多孝行君）

まず、法律で定まっておるから絶対変えないというものではないと、あくまでも整備の基準が65ミリであるので、それに従ってやっておるということでございますので、まず、それだけ御理解いただきたいと思っております。

先日、奥田小学校で訓練があつて、うちの課長も実際さわってみて、明らかに軽いのは想像がつきますし、実際体験してみて、それは感じるものだと思っております。前々から申し上げておりますように、40ミリになって使いやすくなるということを否定するつもりは全くございません。実際にホースが、たしか65ミリですと、1本6キロ前後で、40ミリが3キロぐらいだったと思います。ホースの重さが全然違うということがわかっております。

今、議員もおっしゃったように、ただ水は半分になってしまうと。だけれども、これは初期消火だから、それでもいいんじゃないかというふうにもおっしゃいました。まさにそういった考え方を、これも否定するつもりはございません。ですが、先ほどの町長の答弁でも申し上げましたし、以前にも申し上げたとおり、あくまでもこのホースというものは、火災を鎮圧するために整備しているものであります。物理的なことを申し上げますと、ホースの長さが長いのであれば、極力そろった口径でいくことが水圧を維持するために大事だということはおっしゃっております。また、消防署がこちらに来てタンク車へ補水する。そういったときのことを考えますと、今の65ミリがやっぱり必要であろうというふうに考えております。

初期消火であれ、実は消防署の方とお話をしたんですが、もちろん65ミリでなくても、40ミリであっても早く火を消すということは大事だと。そういった意味で軽いということは一定の長所は見られるよねということは何っております。ですけれども、もう一つ踏み込みますと、女性の方が、例えば自分のところで火が出たときに、外の消火栓に行くよりも、家庭の散水用のシャワーのついた長いホースがありますよね。仮に、あれでもいい。あのホースでも火が広がることを防ぐことはできる。だったら、少しでも早く水をかける。あるいは消化器を使うということも大切だと。その間に大体町内であれば、消防車は大体おおむね10分以内に來ますので、その間に火が広がらないようにしてもらえれば、後は僕たちがしっかりやりますというような意味の言葉もいただいております。

話がちょっとそれてしまいましたけれども、やはり、私どもといたしましては、この65ミリにそろえるということが、火災を鎮圧するために最善の方法だという考えのもとに、今までもこういうふうな65ミリを維持してきておるわけでございます。ですので、町といたしましては、ここで65ミリをやめるというような理由がちょっと見当たりませんので、このままの整備をするというふうに考えておりますが、今議員が最後におっしゃったように、じゃ、一定のところでは試しにでもいいから40ミリをやってみたらどうだということでございます。私どもの整備ということでは、40ミリをやる考えは今のところないんですけれども、仮に、じゃ奥田南の自主防災会のほうが、自分たちの自主防災の備品としてそういったものを、40ミリを整備したいと。それを整備したものについては径を変える、金具、アタッチメントとホースを、例えば3本ずつでも、2本でもいいんだけれども、この地区の消火栓ボックスには、それもあわせて置きたいということを否定するつもりはございません。また、その辺、自主防災会が自分たちの費用でホースを買うのであれば、美浜町には自主防災会災害対策事業補助金というのがございますので、それで補助をするという形では御協力できるかと思います。

くどのようなですけども、町として整備するものは、65ミリのほうが有効であるという考えで、今後も進めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○9番（野田増男君）

では、自主防災会から要望すれば可能なんですね。

もう一つ、それと学校・公民館の中に設置してあるのは、あれも40ミリ、何かあるんですよ、学校の中に。

○総務部長（本多孝行君）

まず一つ目、自主防災会のほうからというのであれば、ほかの、例えばヘルメットを買うだとかといったものと同様の条件がつかますけれども、あくまで防災機材をそろえたいという御意向があるのであれば、一定の条件ではありますが、その辺は一緒に補助をして応援していきたいというふうに考えております。

また、学校ですとか、役場ですとか、公民館は消火栓があります。多分これぐらいの、それがまさに40ミリだと思いますけれども、ああいったものは、その施設の防火設備として恐らく規定をされておりますので、それに基づいて整備をされているというふうに考えております。

○9番（野田増男君）

わかりました。

時間も余らないので、最後にちょっと前に戻りまして、駅東の開発、これ、やはり僕たち地元議員としても進めていきたいと。今、一つ町長に、この意気込みと、町長がこれからどうしていくんだをちょっと聞きたいです。

○町長（神谷信行君）

今、野田議員のほうから、私のまた意気込みをというお話がありましたので、昨日もしっかりと私の思いを伝えさせていただいたかと思いますが、先ほどの野田議員の言葉をおかりするのであれば、今、国・県そうしたところも、私どものほうの、この今の奥田駅前東の関係の事業の動向には、非常に目を向けていただいております。そうした中で、今回いろいろな課題はあろうかと思いますが、そうした中でも、地元の地権者の皆様方、そして、地元の区民の皆様方が、今回のこの事業につきましては、大変前向きなお力をかりております。そうした中で、やはり今回、もう一つの大きな観点から見ますと、この奥田地区につきましては日本福祉大学もあるというようなことで、こういった大学が、昨日もお話しさせていただきましたように、スポーツ科学部を新設することによって、やはり民間の活力が、今回導入することもできるということで、また、この民間の活力が非常に今までの過去の経済効果、そういったものを見ておりますと、昨日もお話の中で、学生1人当たり6万円から8万円という交付税がおりてくると。そして、また517億円の30年間の経済効果ということから見てみますと、1年間のそれを割り返すことによって、1億3,000万円のそういった交付税もおりてくるということでございますので、やはり私どもがこのウイン・ウインの大学との関係の中で、そうした中で、また、国・県ともそういった相互関係の中で、今、やはり進めるべきではないかと。この今がタイミングだと、私は思っております。やはりこのチャンスを見逃すことによって、時期をこうやって見逃すことによって、やはりこれだけの条件的な面、そういった面もいつそろうかわからない。また、これを見逃すことによって、地域の皆様方が特に懸念しておりました山王川の改修、これも長年の住民の皆様方からの御要望でございました。これも今回、この事業を行うことによっての山王川の改修も設計のほうの中に、今まで鍋の中にも入れていただけなかったものが、今回入れていただき、そして、事業着手に向けて、国・県も一体となって動いていただけるというお話も聞いておりますので、やはり、今回、この事業につきましては、議員の皆様方、そして、地域の住民の皆様方が一体となって進めていくべきだと私も思っておりますので、また、今後とも皆様方の御協力を切にお願い申し上げまして、私の御答弁とさせて

いただきます。よろしくお願いいたします。

○9番（野田増男君）

どうもありがとうございました。

本当に町長の言うとおりで、僕も地元議員としてこれを進めていきたいと思います。もうやらのけりや後から後悔するんじゃないかというぐらいの今だと思います。もうタイミング的に絶好のタイミングで、もうこの後、じゃ、これ断ったらいつできるんだと。もう多分できないと思います。そのときに後悔のないように、しっかりやっていきたいと思います。

これで終わりたいと思います。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、野田増男君の質問を終わります。野田増男君は自席に戻ってください。

〔9番 野田増男君 降席〕

○議長（森川元晴君）

これをもって、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（森川元晴君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により、12月10日から12月12日までの3日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、12月10日から12月12日までの3日間を休会することに決しました。

来る12月13日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

〔午前10時45分 散会〕

平成28年12月13日（火曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第4号）

平成28年12月13日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第4号）

- 日程第1 承認第10号 専決処分事項の報告承認について
- 日程第2 議案第44号 知多南部衛生組合規約の変更について
- 日程第3 議案第45号 知多地方教育事務協議会規約の変更について
- 日程第4 議案第46号 美浜町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第47号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第48号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第49号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第50号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第51号 美浜町職員の降給に関する条例について
- 日程第10 議案第52号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第53号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第54号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第55号 平成28年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第56号 平成28年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1番	横 田 貴 次 君	2番	荒 井 勝 彦 君
3番	大 岩 靖 君	4番	横 田 全 博 君
5番	大 崎 卓 夫 君	6番	丸 田 博 雅 君
7番	山 本 辰 見 君	8番	鈴 木 美代子 君
9番	野 田 増 男 君	10番	森 川 元 晴 君
12番	石 田 秀 夫 君	13番	杉 浦 剛 君
14番	江 元 梅 彦 君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	永 田 哲 弥 君
教 育 長	山 本 敬 君	会 計 管 理 者	大 井 徳 男 君
総 務 部 長	本 多 孝 行 君	企 画 部 長	沼 田 治 義 君
厚 生 部 長	坂 本 順 一 君	経 済 環 境 部 長	竹 内 康 雄 君

建設部長 斎藤 功 君
総務課長 杉本 康寿 君
税務課長 廣澤 辰雄 君
秘書広報課長 谷川 徳寿 君
福祉課長 西田 林治 君
環境保全課長 岩本 健市 君
水道課工務係長 平野 恵司 君
生涯学習課長 河村 伸吉 君

教育部長 牧 守 君
防災安全課長 石濱 克彦 君
企画政策課長 磯貝 尚美 君
住民課長 茶谷 佳宏 君
子育て支援課長 山下 幸子 君
建設課長 鈴木 学 君
学校教育課長 日比 郁夫 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 八谷 充則 君

議会係長 山下 美幸 君

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（森川元晴君）

皆様、おはようございます。

12月定例会真っ最中ではありますが、週末には式典、イベント等がありまして、職員、議員の皆さん、大変お疲れになったのではないかなというふうに思っております。

また、イルミネーションでございますが、大変幻想的でありまして、話を聞きますと、1,000人近い人が来客されたということでございます。カップル、子供たちは大変喜んだのではないかなというふうに思っております。ただ、残念だったのは、私も遅がけに行ったんですが、町長と2人で行ったというのがちょっと残念で、光のトンネルを町長と2人でくぐって、何か寂しいような思いをいたしました。

職員の皆さん、また関係者の皆さん、本当にお疲れさまでした。

それでは、始めさせていただきます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

鈴木水道課長でございますが、病気療養のため欠席をさせていただき、代理として平野水道課工務係長が出席していますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 承認第10号 専決処分事項の報告承認について

○議長（森川元晴君）

日程第 1、承認第10号、専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第10号、専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第2 議案第44号 知多南部衛生組合規約の変更について

○議長（森川元晴君）

日程第2、議案第44号、知多南部衛生組合規約の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第44号、知多南部衛生組合規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第45号 知多地方教育事務協議会規約の変更について

○議長（森川元晴君）

日程第3、議案第45号、知多地方教育事務協議会規約の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第45号、知多地方教育事務協議会規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第46号 美浜町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第4、議案第46号、美浜町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第5 議案第47号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第5、議案第47号、美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 鈴木君。

○8番（鈴木美代子君）

もう既にもしかして説明をしたかもしれませんが、わからないから、もう一度お聞きします。

条文の中で、第15条の第1項中「ため、」と書いています。その下の文章の「職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内

で指定する期間」と書いてあるんですけれども、この「3回を超えず」というのはちょっとよくわからないものですから、もう一度申しわけありませんが、詳しく説明してください。

○企画部長（沼田治義君）

鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

今度の条例改正によりまして介護休暇が分割できるようになりました。

まず、1点目の改正のところでございますが、一つの要介護状態ごとに3回以下というふうに改正されておりますので、この一つというのは、自分のお父さんの介護についてもいいですし、お母さんの介護についてもいいですので、それぞれの方によってとれるという解釈になりますので、今まではそういったことができなかったんですけれども、お父さんでもお母さんでも介護状態になれば、両方ともとれると。最大3回まではとれますよというものでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○8番（鈴木美代子君）

それは3回ずつということは、両親がおるんですけれども、例えば父親と母親と、あと1回しかとれないということですか。3回という……。

○企画部長（沼田治義君）

3回までですので、ここでいう3回というのは、お父さん、お母さん、それから子供だとか、いろいろあると思うんですけれども、お父さんならお父さんの介護で3回ですよ。合計6月間の範囲内で分割できますよということになりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（森川元晴君）

ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（森川元晴君）

よろしいですね。

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第6 議案第48号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第6、議案第48号、美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第7 議案第49号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第7、議案第49号、美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第8 議案第50号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第8、議案第50号、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。7番 山本君。

○7番（山本辰見君）

細かい数字にはならないかもしれませんが、実態を教えてください。

第2条のいわゆる扶養手当、配偶者から子供のほうに振り向けていきたいと。扶養親族との関係を下げて、その減少を子に配分するというので、職員の実態としては、29年度から早速始まるわけですがけれども、まだ先のことであります、29年、30年度ぐらいを見たときに、実態としてはいわゆるお子さんがいないところもあったりするわけですがけれども、どんな状況になるのでしょうか。概略でもわかりませんか。

○企画部長（沼田治義君）

山本議員の御質問でございますが、今回の条例改正によりまして、扶養手当のほうで配偶者にかかわる部分の手当が今まで1万3,000円だったんです。それから、子供にかかわる手当のほうで6,500円だったと思うんですが、それを配偶者のほうを年々少しずつ減少して、逆に子供さんの手当のほうを少しずつ上げていくという中身の改正でございます。

今、実態と言われたんですがけれども、私ども、ちょっと今、担当のほうにも聞いたんですがけれども、扶養手当を受けている職員の数の若いほうの層、それからお年寄りを扶養している層、私ども、今、集計しているものをここに持ってきておりませんので、実態の数値についてはちょっとわかりかねますが、いずれにしても、今、子育てをやっている方につきましては子供さんの手当をもらっている方が多いですし、ある程度年齢を重ねまして、高齢の職員につきましては親御さんの扶養をしている方が多いという状況でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第9 議案第51号 美浜町職員の降給に関する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第9、議案第51号、美浜町職員の降給に関する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。7番 山本君。

○7番（山本辰見君）

議案説明のところでも少しお尋ねしましたけれども、もう少し深めて聞きたいところがあるので、お願いしたいと思います。

いわゆる人事評価ですから、評価する側、される側いると思うわけですが、絶対評価と相対評価というのがあろうと思うんですが、この条文の中にもいわゆる一番下のクラスということは、上のクラス、中間のクラスもいると思うんですが、これまで私も民間企業におったときも、当然、人事評価を受けてきたわけですが、いわゆる5段階評価みたいな同じ年齢だとか、同じ各級の中で、上の人もいれば、下の人もいるということで、行政的にそういう数字はあるかどうかわかりません。A、B、Cでつけて、Aが2割のBが5割とか、そういうふうな評価をしているのか。

それから、もちろんもうそれぞれ一人一人の判断をするというのは、当然、わかりますけれども、民間の例に合うとは思いませんけれども、全体の支給額は余り変わらなくて、下の人からカットした分を頑張った人にあげるといってもえてしてあったわけです。そういうことがないのかというのがすごく心配なのと、そのことがもう一つ心配されるのは、本来、公務員でいわゆるサービス業でございますから、そういったのが評価の中で、一人、私は頑張るという人にはいいんですが、なかなか低い評価を受けたときに、それが職場の同僚との団結だとか、そういう点のことがすごく心配するところがあるんです。俺はもう低い評価だから、もういいやと。そんなことにはならないと思っていますけれども、えてしてそういうことにつながっていく危険性があると思うんですが、そういう面ではいかがでしょうか。

○企画部長（沼田治義君）

山本議員の御質問でございますが、こちらの降給条例につきましては、私、議案の説明の中でもお話をさせていただいたと思うんですが、あくまでも地方公務員法が改正されたという中で、公務員についても任用だとか、給与だとか、分限だとか、人事管理そのものが人事評価に基づいて行われるものになったというものでございます。それに基づきまして、今回、条例のほうを制定させていただいたということで、今の人事評価には、絶対評価とか、相対評価とか、さまざまな評価の仕方があるかと思いますが、当然、私どもの組織におきましても、そういった方法で評価のほうはさせていただいております。

それで、今回、この降給条例につきましては、あくまでも職員の意識改革、これをしっかりして、人材育成につなげるために条例を制定するものでございまして、あくまでも降給になる職員につきましては、勤務実績がよくなく、なおかつ上司等が指導しても改善が見られない、そういった職員については降格、降号という措置がとられ、逆に人事考課によりまして勤務実績が非常に優秀、いい職員につきましては、昇格、昇給をしていくものでございまして、この条例によりまして組織として職員の士気を高めていくと。士気が高まれば、当然、私どもの仕事であります住民サービスの向上につながるというものでございますので、そういった形でこの条例が定められたということで御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○7番（山本辰見君）

私の質問の内容に余り的確な答えではないように思うわけですが、先ほどもちろん悪くばかり捉えて

いるつもりはありませんけれども、人材育成という前提ございますけれども、その結果として職場のいわゆる本当に不団結とまで、ちょっと極端な言い方になりますから、そういう指摘をするつもりはありませんが、いわゆる協調的な本当に同僚と一緒に仕事を頑張ろうといったときに、そういった評価がそういう職場の雰囲気に悪い雰囲気を与えないのかなということが少し心配しているところです。

もう一つお願いしたいのは、いわゆる心身の障害だと言ったときに、正式には答えなかったかもしれません。3年間の休職期間、休業期間があると。結論的には、その後はいわゆる格づけを下げるだとか、給料を下げるというよりも、退職に追い込まれる形がえてしてあると思うんです。それは本人が判断するのか、その辺はその3年間というのが、ただ単に格を下げるだけで終わるのか、そここのところをもう一回お願いします。

○企画部長（沼田治義君）

先ほどの医師2人の診断に基づく関係だと思われませんが、3年間の病気休職の期限が終わって、職員の方が出勤をされたという中で、任命権者側からその職員の状況がまだ回復し切れていないという状況が見受けられた場合は、医師2名の診断をしてくださいということで、医師2名の診断が両方ともやっぱりまだ回復が思うようにいっていないだろうという診断が出た場合は、ここでの降給条例にはめまして、降格、降号をしていくというものでございます。

○議長（森川元晴君）

山本君、3回目です。

○7番（山本辰見君）

はい。

すごく心配しているのは、美浜町だとか、公務員の中でたくさんあるとは思いませんけれども、えてして民間のところで出てきたのは、例えば業務上で発生したけがだとか、あるいはいわゆる長時間労働を本当に強いられて、自分で命を絶つケースなんかもあったわけですけども、そういうのから見たときに、例えばさっき言いました業務上で発生したけがで、結果として3年間たった後に出た場合なんかはどういう対応になるのか、そういうことが少し心配しております。

しかも、それがけがだけでなく、言葉は悪いですけども、鬱病とかなんかも含めて、やむを得ず長期休暇をとらざるを得ないような状況、決して、私、役場がそういう仕事を強制しているとか言うつもりはありませんけれども、結果としてそうなる方も見えるんじゃないかなと思うわけですけども、その辺ではそういう対応になるのでしょうか。

○企画部長（沼田治義君）

今の山本議員の御質問でございますが、業務上いわゆる公務災害ということだと思いますが、状況につきましては、それが公務災害の場合は、私どもの共済組合のほうでいろんな手当が出るというのはありますが、状況につきましては公務災害だろうが、一般的な疾病、けが等で休職になって、この条例がはまるということにつきましては同様な取り扱いになりますので、3カ年休職をしまして、なおかつけがだとか、病気の状況で勤務ができない。3カ年過ぎますと、そこでもう免職という形になるんですけども、3カ年の休職を経た後、何とか出勤ができるようになったということで復職されれば、その時点でもう戻ってくれば、そこで降給とか、そういう話じゃないんですが、戻ってきたときに与えられた仕事ができない場合に、この降給条例に基づいた基準に従って降給をされることもあるということです。御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。（第5号 100ページで発言訂正あり）

○議長（森川元晴君）

8 番 鈴木君。

○8 番（鈴木美代子君）

私も同じことを聞こうと思ったんですけども、3 年たって復職できなければ、私のメモに「免職」と書いてあるんですけども、それは事実ですか。

それで、この場合ですけども、心的な病気の場合は本当に 2 年や 3 年でなかなか完全に回復できない場合が多いと思うんですけども、これについては、例えば 5 年、6 年かかる場合では、もう全然待っておってもらえないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○企画部長（沼田治義君）

まず、1 点目の公務員の場合、けがとか病気で休職をして、3 カ年休職がずっと続いたと。3 カ年終了して、その時点でまだ状況が思わしくなく、就業ができないといった場合は、免職という形になります。

それから、後でもう 1 点言われた心の病、いろいろ今、ストレス系の病気も多々あるわけですけども、あくまでも基準は、今、言った 3 年というのが基準でございまして、そこの時点である程度回復をされて、3 年以内に戻ってこれれば、そこでまた復職をして仕事をしていただくということになりますので、ずっと今の鈴木議員言われるように 5 年もずっと出てこれないということだと、3 年の時点で免職になってしまうというものでございまして、よろしくお願いします。

○議長（森川元晴君）

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第 10 議案第 52 号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第 10、議案第 52 号、美浜町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。8 番 鈴木君。

○8 番（鈴木美代子君）

私はちょっとわからないものだから、この条例文が、本当に同僚でみんなわかるのが私は尊敬しちゃうんですけども、わからない文章がいっぱい、何か修飾語がいっぱい、これは本当にわかりにくいと思うんですけども、例えばこの資料のほうですけども……。済みません、資料の 3 とあります。附則の 3 のところからですけども、私がちょっともう本当によくわからないというか、外国人居住者についてずっと書いてあるんですけども、これは外国人居住者を優遇する条例ですか、この文は。

○税務課長（廣澤辰雄君）

議員が御質問されたのは、附則第 20 条の 2、特例適用利子等、特例適用配当等に係る住民税の課税の特例の件だと思いますが、こちらにつきましては、まず改正の目的なんです、日本と台湾の間に二重課税を回避することを目的に日台民間租税取決めが締結されたことを受けて、所得税法の一部改正がありまして、今回、改正するものになります。

内容につきましては、特例適用利子及び特例適用配当、こちらについては、町内に住所を有する個人が外国の

金融機関から受け取る利子、配当、これらを分離課税によりまして前年中の所得金額に税率を乗じて町民税の所得割として課するものでございます。

本町への影響については、適用される国が台湾のみ指定されておりますので、本町への影響というものはほとんどないと考えております。

以上です。

○議長（森川元晴君）

ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（森川元晴君）

よろしいですか。

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第11 議案第53号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第11、議案第53号、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第12 議案第54号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第3号）

○議長（森川元晴君）

日程第12、議案第54号、平成28年度美浜町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

日程第13 議案第55号 平成28年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）

○議長（森川元晴君）

日程第13、議案第55号、平成28年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第14 議案第56号 平成28年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（森川元晴君）

日程第14、議案第56号、平成28年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

○議長（森川元晴君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、12月14日から12月19日までの6日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、12月14日から12月19日までの6日間を休会することに決しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いいたします。

来る12月20日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前9時35分 散会〕

平成28年12月20日（火曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第5号）

平成28年12月20日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第5号）

- 日程第1 議案第46号 美浜町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
議案第47号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第48号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第49号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第50号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第51号 美浜町職員の降給に関する条例について
議案第52号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第2 議案第53号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第3 議案第54号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第3号）
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第4 議案第55号 平成28年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）
議案第56号 平成28年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第5 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第4までの各事件
追加日程第1 報告第7号 専決処分事項の報告について
日程第5

◎ 本日の出席議員（13名）

1番	横 田 貴 次 君	2番	荒 井 勝 彦 君
3番	大 岩 靖 君	4番	横 田 全 博 君
5番	大 崎 卓 夫 君	6番	丸 田 博 雅 君
7番	山 本 辰 見 君	8番	鈴 木 美代子 君
9番	野 田 増 男 君	10番	森 川 元 晴 君
12番	石 田 秀 夫 君	13番	杉 浦 剛 君
14番	江 元 梅 彦 君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（10名）

副町長 永田哲弥君
会計管理者 大井徳男君
企画部長 沼田治義君
経済環境部長 竹内康雄君
教育部長 牧 守君

教 育 長 山 本 敬 君
総務部長 本多孝行君
厚生部長 坂本順一君
建設部長 斎藤 功 君
総務課長 杉本康寿君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 八谷充則君

議会係長 山下美幸君

〔午前９時００分 開議〕

○議長（森川元晴君）

それでは、皆様、おはようございます。

本日、12月の定例会最終日となりました。年の瀬、また、年末年始と迎えるわけでございますが、皆さんも御存じのとおり、きょうは町長が欠席でございます。また、後ほど報告等はあると思いますが、人ごとではないなというふうに思っております。皆さんも十分に体調管理のほうには気をつけていただきたいなというふうに思っております。余り僕が言っても説得力ないかもしれませんが、ここの議場における皆さんは、やっぱり体調管理も仕事のうちではないかなというふうに思っております。

最近、一番よかったなというニュースは、岡崎市の長屋の星飛雄馬が、岡崎市役所のほうにラーメン等を届けるといふ、何かほっとするようなニュースがありまして、一番嫌だなと思ったのが、常滑のつんつん男ですね。あの映像、もうあれはショックでありました。

そんなこともありまして、もう年の瀬でありますので、十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、始めさせていただきます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

町長でございますが、病気療養のため欠席させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、企画部長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

企画部長、発言をしてください。

○企画部長（沼田治義君）

議長のお許しをいただきましたので、１点訂正の報告をさせていただきます。

去る12月13日に行われました、山本辰見議員の議案第51号、美浜町職員の降給に関する条例についての質疑の中で、職員が傷病等により３年経過し復職ができない場合、公務に起因する場合も傷病と同様に分限免職できる旨の答弁をいたしました。職員の傷病等の起因が公務の場合は、３年経過後もその療養に要する期間は免職処分とすることができませんので、その点について御訂正をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

ただいま企画部長からの12月13日の会議における発言の訂正の申し出については、これを許可します。
それでは、日程に入ります。

日程第1 議案第46号 美浜町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてから

議案第52号 美浜町税条例等の一部を改正する条例についてまで7件一括

○議長（森川元晴君）

日程第1、議案第46号、美浜町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてから議案第52号、美浜町税条例等の一部を改正する条例についてまで、以上7件を一括議題とします。

以上7件に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○総務産業常任委員長（杉浦 剛君）

皆さん、おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る12月14日午前9時より役場3階大会議室におきまして、委員全員出席のもと、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について会議を開催し、慎重に審査しましたので、その結果を御報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第46号、美浜町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてにつきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

審査の過程において、次のような質疑がありました。

改正点の概要について説明をとの質疑があり、国の法律に新たな条文が追加されたことに伴い、関係する3条例について、引用条文の条項番号の修正及び適用除外に関する条文整備をするとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

次に、議案第47号、美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

審査の過程において、次のような質疑がありました。

男性職員の介護休暇取得実績はとの質疑があり、1人であるとの答弁がありました。また、介護休暇制度の取得方法はとの質疑があり、3年連続してとる方法、1回を6カ月以内として3回まで分割してとる方法、時間休で1日2時間ずつとる方法の3とおりある。3年を超えるととれない。代替職員は臨時職員で対応するとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

次に、議案第48号、美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましては、審査、採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

審査の過程において、次のような質疑がありました。

施行期日についての遡及はとの質疑があり、12月1日にさかのぼって適用するとの答弁がありました。

なお、議員の期末手当は据え置くべきとの趣旨で反対討論がありました。

次に、議案第49号、美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましては、審査、採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

議案第49号についての質疑はありませんでした。

なお、特別職の期末手当についても据え置くべきとの趣旨で反対討論がありました。

次に、議案第50号、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

審査の過程において、次のような質疑がありました。

地域の給与実態を調査しているかとの質疑があり、人事院勧告に従っており、調査しておりませんとの答弁がありました。

なお、条例改正の趣旨に賛同するとの趣旨で賛成討論がありました。

次に、議案第51号、美浜町職員の降給に関する条例についてにつきましては、審査、採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

審査の過程において、次のような質疑がありました。

人事評価は恣意的となることはないかとの質疑があり、評価者に対する研修を実施しているとの答弁がありました。

なお、制度上幾つか課題があり反対との趣旨で反対討論がありました。

また、職員の意識改革、資質向上と住民サービスの向上を図る目的に賛成との趣旨で賛成討論もありました。

次に、議案第52号、美浜町税条例等の一部を改正する条例についてにつきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、議案第52号についての質疑及び討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

総務産業常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員会委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第46号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第46号、美浜町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第47号、美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。7番 山本辰見君。

○7番（山本辰見君）

7番 山本です。

私は、ただいま議題となっております議案第48号、美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論します。

このたびの条例改正は、議員の期末手当について、人事院勧告に基づき0.1カ月分の上乗せを行うものであります。議案説明によりますと、全国の民間の給与実態等から見れば一定の給与等の前進があり、これに見合った形での公務員給与、その他幹部職員、議員期末手当の見直しということでした。

しかし、民間の事業者においても、また工事等においても、公共の事業など官庁からの仕事も、以前から見ますと本当に減少傾向にあり、正規職員でない形での民間労働者の実態というのは、大手企業以外は本当に深刻と言える状況が続いております。民間の一般の皆さんの給与は、この5年間ぐらい年収は下がったままとの報告もあります。

条例にあります美浜町議会の議員の報酬は、他の市町と比較して決して高い水準ではありませんが、生活費ではなくて、あくまで議員活動に対する報酬でありますので、先ほど説明しました民間の方々の現在の実態を踏まえたときに、これを引き上げるのではなく、最低でも据え置きにすべきものと考え、この条例に反対するものであります。

以上です。

○議長（森川元晴君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第48号、美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。7番 山本辰見君。

○7番（山本辰見君）

7番 山本です。

私は、ただいま議題となっております議案第49号、美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論します。

このたびの条例改正は、町長初め副町長、教育長の期末手当について、人事院勧告に基づき0.1カ月分の上乗せを行うものであります。先ほどと同様になりますけれども、議案説明によれば、全国の民間の給与実態等から見れば一定の給与等の前進があり、これに見合った形での公務員給与、その他幹部職員の期末手当、議員の期末手当の見直しということでありました。

先ほどの条例での反対討論でも述べましたと同様の理由であります。民間の事業においても、公共の事業等、官庁からの仕事も、以前から見ますと減少傾向にあり、正規職員ではない形での民間労働者がふえている、こういう実態から、一部の大手企業以外は深刻とも言える状況が続いております。民間の一般の皆さんの給与は、この5年間ぐらい年収は下がったままとの報告もあります。

別件の美浜町職員の給与改定等について、これは生活給になりますので同様の態度はとりません。賛成の立場ですが、しかし特別職の皆さんについては、仕事では難しい仕事を担当されているとはいえ、一般職員より高い給与水準です。したがって、先ほど説明した民間の方々の現在の実態を踏まえたとき、これを引き上げるのではなくて、最低でも据え置きするべきものと考え、この条例に反対するものであります。

以上です。

○議長（森川元晴君）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第49号、美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に

ついてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第50号、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。7番 山本辰見君。

○7番（山本辰見君）

7番 山本です。

私は、ただいま議題となっています議案第51号、美浜町職員の降給に関する条例について、反対の立場から討論します。

このたびの職員の降給に関する条例の制定は、本人の意に反して降格、降号を行うもので、人権にかかわる問題を含むものと考えます。

降格の事由として、職員の能力評価または業績評価で任命権者による全体評語が最下位の段階である場合、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないとき、その職務を遂行することが困難であると認められるとき。こうなっております。この項は降格だけではなく、降号についても事由の一つに掲げられております。また、任命権者が指定する医師2名によって心身の故障があると判断され、その故障のため職務の遂行に支障があり耐えられない場合、さらに、職員がその職務を遂行することについて適格性に欠けると認められる場合、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、適格性を欠く状態が改善されないときとしております。

労働者の能力評価や業績評価は客観的な基準が厳しく、性格や態度の好き嫌いが入り込むおそれがあります。特に公務員につきましては公のために働くものであり、職場において協力的、友好的な人間関係が求められます。こういう制度や条例が導入されることにより、互いが競争相手に思え、自己の利益中心にならないのかと心配するところであります。また、能力評価、業績評価は行政目標に対する達成成績であり、部署によっては本人の適材適所でない場合もあるだろうし、この場合は任命権者の責任にもかかわることで、それで降格するという合理性は見つかりません。本人の意に反して降格を決めることは、人権よりも仕事の業績が大事だと、こういう民間企業の論理とつながるものでありますし、公務サービスを受ける住民に被害がなければ、こういう条件ですけれども実施すべきではないものと考えます。

以上の理由からこの条例の制定には反対するものであります。

以上であります。

○議長（森川元晴君）

ほかに討論はありませんか。14番 江元君。

○14番（江元梅彦君）

総務産業常任委員会の説明につきましても、私は職員の意識改革を図るものであって、資質の向上を目指すものという部長の誠実な説明といいますか、明瞭な説明を真摯に受けとめるべきであるという賛成をしました。労働環境を悪化するものではなくて、あくまでも職員の意識改革をすることによって住民サービスの向上につながるものであるという説明を議員は真摯に受けとめ、賛成すべき議案であると思い、賛成討論とします。

○議長（森川元晴君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第51号、美浜町職員の降給に関する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第52号、美浜町税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決すること

に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第２ 議案第53号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第２、議案第53号、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に関し、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（丸田博雅君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る12月15日午前9時より役場3階大会議室におきまして、委員全員の出席のもと、説明員として教育長初め各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について会議を開会し、慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第53号、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてにつきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

審査の過程において、次のような質疑がありました。

町民で影響を受ける方はどれくらいかとの質疑があり、二重課税を避けるため、源泉徴収から申告制に変わるが、対象が台湾に限るもので、影響は少ないと思われるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上、報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第53号、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3 議案第54号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（森川元晴君）

日程第 3、議案第54号、平成28年度美浜町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会委員長の報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○総務産業常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第54号、平成28年度美浜町一般会計補正予算（第 3 号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

審査の過程において、次のような質疑がありました。

地方創生拠点整備事業について、町債の仕組みはとの質疑があり、国の補助事業に対する町の負担分であり、借り入れにより地方交付税の対象となるとの答弁がありました。

なお、据え置くべき議員及び特別職の期末手当が含まれているとの趣旨で、反対討論がありました。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

次に、文教厚生常任委員会委員長の報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（丸田博雅君）

それでは、御報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第54号、平成28年度美浜町一般会計補正予算（第 3 号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

審査の過程において、次のような質疑がありました。

多世代交流施設整備事業について、現在、布土保育所で行っている内容と同様かとの質疑があり、布土と同様に、野間保育所の空き教室を改修・利用して、親子に限らず、日本福祉大学の学生や、高齢者だけでなく地域の方々が皆さんが交流していただける施設を目指すとの答弁がありました。また、児童館の修繕費用について内容はとの質疑があり、東海テレビ福祉文化事業団からの寄附金により、児童館の照明をLED化するとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

各担当常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。7番 山本辰見君。

○7番（山本辰見君）

7番 山本です。

私は、ただいま議題となっております議案第54号、平成28年度美浜町一般会計補正予算（第3号）について、反対の立場から討論します。

先ほどの議案第48号及び第49号による美浜町議会議員の期末手当の引き上げ、並びに美浜町特別職の常勤職員
の期末手当の引き上げが盛り込まれた補正予算であります。その他の事業や一般職員の給与等の見直しによる補
正については賛成するところもありますけれども、全体として賛成するわけにはまいりません。反対討論とさせ
ていただきます。

○議長（森川元晴君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第54号、平成28年度美浜町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員会委員長の報告のと
おり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第55号 平成28年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）から
議案第56号 平成28年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）まで2件一括

○議長（森川元晴君）

日程第4、議案第55号、平成28年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）及び議案第
56号、平成28年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題といたします。

以上2件に関し、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○総務産業常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第55号、平成28年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1
号）及び議案第56号、平成28年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）の2議案につきましては、審査、採決
の結果、議案第55号、議案第56号ともに全員賛成により可決しました。

なお、2議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

総務産業常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第55号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第55号、平成28年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第56号、平成28年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

事務局が資料を配付し終わるまで、しばらくお待ちください。

〔午前9時40分 休憩〕

〔午前9時41分 再開〕

○議長（森川元晴君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、報告第7号、専決処分事項の報告についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、報告第7号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 報告第7号 専決処分事項の報告について

○議長（森川元晴君）

追加日程第1、報告第7号、専決処分事項の報告についてを議題とします。

本案について、副町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、説明をお願いします。

〔副町長 永田哲弥君 登壇〕

○副町長（永田哲弥君）

それでは、町長にかわりまして、私から報告のほうをさせていただきます。

本日、追加上程いたしますのは、報告第7号、専決処分事項の報告についてでございますが、早速、提案理由を御説明いたします。

報告第7号、専決処分事項の報告についてでございますが、平成27年6月18日午後2時00分ごろ、知多郡武豊町大字東大高字清水128番地先、県道52号と町道が交差する信号機のない交差点におきまして、一般車両が一時停止の標識があるにもかかわらず、一時停止することなく直進しようとして同交差点に進入し、県道52号を直進しようとして同交差点に進入した町の公用車と衝突いたしました。

この事故に関しましては、相手方より町側のほうが大きな過失があるとの主張があり、示談交渉の折り合いがつかない状態が続いていたため、裁判所の審判を仰ぐべく、去る6月の定例会において、訴えの提起についての議決をいただいたところでございます。

今般、裁判所からの和解案に基づく協議の結果、和解が成立し、過失割合を原告、美浜町が2割、被告、相手方を8割とし、原告、美浜町は被告に対し、本事故に関する損害賠償金として車両修理費用の2割、2万8,667円を支払うことで協議が調いました。また、あわせて当事者である町職員の本件交通事故による損害賠償債務がないことを確認いたしました。

よって、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額及び和解について12月8日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告を申し上げます。

なお、損害賠償金につきましては、本町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険から支払われ、本町の直接の負担はございませんので、あわせて御報告いたします。

なお、今後も引き続き、職員一丸となり安全運転に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第５ 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（森川元晴君）

日程第５、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各常任委員会委員長より議会閉会中の継続調査事件の申し出がありましたので、一覧表としてお手元に配付いたしました。

お諮りします。各常任委員会委員長より申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、副町長より御挨拶を願います。

〔副町長 永田哲弥君 登壇〕

○副町長（永田哲弥君）

平成28年第４回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に御提案申し上げました承認第10号、専決処分事項の報告承認についてを初めとする14議案のいずれにつきましても、慎重審議の上、全議案御承認いただきましたことに対し、まずもってお礼を申し上げます。

さて、冬本番の寒気の襲来により、朝晩の冷え込みはもちろん、日中の寒さも厳しくなっております。また、インフルエンザの流行も始まり、１月、２月がピークということをお伺いしております。

議員の皆様方におかれましては、慌ただしい年の瀬でございますが、体調管理に十分御留意いただいて、この時期を乗り切っていただきたいと思います。そして、明るい新年を迎えられますことを切に願い、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

ありがとうございました。

これにて平成28年第４回美浜町議会定例会を閉会します。御協力のほう、ありがとうございました。

〔午前９時50分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年12月20日

美浜町議会

議長 森 川 元 晴

議員 大 岩 靖

議員 野 田 増 男